令和元年度 業 報 告



厚生労働省 近畿厚生局

はじめに

近畿厚生局は、近畿地域2府5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県及び和歌山県)における厚生行政の政策実施機関として、 平成13年1月に設置されて以来、国民の皆様に最も身近な医療、健康、 福祉、年金、さらに麻薬や覚醒剤等取締などに関する業務を行っており、 国の社会保障政策に関する各種取組を通じて、地域の皆様の生活や暮ら しが将来にわたって安心で安全なものとなるよう全力で取り組んでまい ります。

また、令和2年1月15日に、我が国において最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症については、全国的かつ急速なまん延が生じかねない状況を踏まえ、近畿厚生局では、検疫業務への職員の派遣をはじめ、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を目指して活動を行ってまいりました。引き続き、収束に向けて活動を行ってまいります。

本書は、令和元年度に当厚生局が実施した業務の概要や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様をはじめ地方自治体や関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

近畿厚生局長 泉 陽子

目 次

| 1 | 边 | [畿厚生/ | 司の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|--------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | 1 | 沿 | 革 | • | | | | • | • | • | | | • | | | | | | | | | | | 1 |
| | 2 | 組 | 織 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | | | • | • | • | | 6 |
| | 3 | 所在地 | 等 | | • | • | • | • | | • | | • | • | | | | | | • | | • | • | | 7 |
| | 4 | 近畿厚生 | 三局の行動指針 | | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | 9 |
| Π | 業 | 美務の概 ! | 要及び実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| < | 総系 | 务部門〉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 総務 | 課 | | | | | | • | • | | | | | | | | | | | • | | | 11 |
| | 2 | 企画調整 | と課 | | | | | | • | • | | | | | | | | | | | • | | | 12 |
| | 3 | 年金指導 | 課 | • | | • | • | • | • | • | | • | • | • | | | | | | | • | | | 14 |
| | 4 | 年金調整 | と課 | | • | | | • | • | • | | • | • | • | | | | | | • | • | • | | 16 |
| | 5 | 年金審査 | E 課 | | - | • | • | • | • | • | | • | • | | | | | | | • | • | • | | 20 |
| | 6 | 社会保険 | 審査官 | | | | | • | • | • | | • | | | | | | | | | • | | | 22 |
| < | 健康 | 福祉部〉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 健康福祉 | 上課 | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | | • | | | • | | • | • | • | 23 |
| | 8 | 医 事 | 課 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | | | • | • | • | • | | 37 |
| | 9 | 食品衛生 | :課 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | | | • | • | • | • | | 50 |
| | 10 | 地域包括 | 5ケア推進課 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | | | | | • | • | • | | 56 |
| | 11 | 保 険 | 課 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | | • | • | • | • | 61 |
| | 12 | 企業年金 | 注課 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | | • | • | • | • | 63 |
| < | 指導 | 算部門〉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 管 理 | 課 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 67 |
| | 14 | 医療 | 課 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | | • | • | • | • | 70 |
| | 15 | 調査 | 課 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | • | • | | • | • | • | • | 73 |
| | 16 | 特別指導 | 第一課・特別 | 指 | 導 | 第 | = | 課 | | | | | • | • | | | | | | • | • | • | • | 74 |
| | 17 | 指導監查 | ⋶課・府県事務 | 所 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 75 |
| | 18 | 麻薬取紹 | 帝部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 79 |

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

| <年金調整課関係 > | |
|-----------------------------------|---|
| ・学生納付特例事務法人一覧 ・・・・・・・・・・ 83 | ; |
| <健康福祉課関係> | |
| ・生活保護法に基づく指定医療機関等一覧 ・・・・・・・ 86 | ; |
| ・特定感染症指定医療機関一覧・・・・・・・・・・・ 87 | , |
| ・各種養成施設管内府県別指定状況一覧 ・・・・・・・ 88 | ; |
| ・各種養成施設一覧 ・・・・・・・・・・・・・ 89 |) |
| <医事課関係> | |
| ・医師臨床研修病院一覧(基幹型) ・・・・・・・・・ 98 | 3 |
| ・歯科医師臨床研修施設一覧 ・・・・・・・・・・・ 102 | 2 |
| <食品衛生課関係> | |
| ・総合衛生管理製造過程承認施設一覧 ・・・・・・・・・ 100 | 3 |
| ・食品衛生法に基づく登録検査機関一覧 ・・・・・・・・ 100 | 3 |
| ・対 EU 輸出水産食品に係る認定施設等 ・・・・・・・・ 108 | 3 |
| <保険課関係> | |
| ・管内の健康保険組合の状況 ・・・・・・・・・・ 11 | 1 |
| <企業年金課関係> | |
| · 管内の厚生年金基金の状況等 · ・・・・・・・・ 11½ | 2 |
| ・管内の確定拠出年金等の状況 ・・・・・・・・・ 11 | 3 |

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革

●平成 13 年 1 月

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務(支)局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織(平成13年1月6日)
局 長
― 総務管理官
― 総務課、保健福祉課、食品衛生課、社会保険課、指導・監査部門
― 病院管理部(経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課)
― 麻薬取締部(調査室、捜査第一課、捜査第二課、情報官、鑑定官、神戸分室)

●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部(保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門)を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の3部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止(独立行政法人国立病院機構へ移行)されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画・立案・調整等を行うため企画調整課を設置しました。

●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管 されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事 務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るために指導養成課を設置し、健康課と 福祉課を統合して健康福祉課としました。

●平成 22 年 1 月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るために特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

●平成 22 年 4 月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

●平成 26 年 4 月

組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、医療機関等指導部門における効率的な業務実施のために調査課を設置しました。

●平成 27 年 4 月

年金記録問題に係る総務省への年金記録の「確認申立て」は、平成27年2月末で受付を終了し、 同年3月から、厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続きが始まりました。

近畿厚生局管内の年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、 中立的な立場で審査のうえ、公平かつ公正な判断を行うための機関として、近畿地方年金記録訂正 審議会が設置され、局内には年金審査課を設置しました。

また、組織改正により年金課の名称を企業年金課に変更しました。

●平成 28 年 3 月

厚生局で所管する社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲したことに伴い、平成28年3月末に福祉指導課を廃止しました。

●平成 28 年 4 月

地域包括ケアシステムの構築支援や普及啓発に関する業務等を行うため、地域包括ケア推進課を 設置しました。

※ 近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について

<地方分権第4次·5次·6次一括法施行関係>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした法律が、以下のとおり施行されました(一部の事務・権限を除く)。

○第4次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成 26 年法律第 51 号) (平成 26 年 6 月 4 日公布)

○第5次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成27年法律第50号) (平成27年6月26日公布)

○第6次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成28年法律第47号) (平成28年5月20日公布)

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた以下の事務・権限について、各機関・施設・組合等の所在地を管轄する府県等へ移譲しました。

<社会福祉法施行関係>

「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。同法律の施行により、近畿厚生局が行っていた 2 以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、監督等について、平成 28 年 4 月 1 日から主たる事務所が所在する府県へ移譲しました。

【平成27年4月1日移譲】

| | 事務・権限名 | 移譲 | !先自治体区 | 区分 |
|---|--|------|--------|-----|
| | | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 |
| 1 | 児童福祉法(児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 2 | 児童福祉法(指定医療機関等の指定・監督) | 0 | 0 | 0 |
| 3 | あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |

| | 事務・権限名 | 移譲 | 夏先自治体区 | ☑分 |
|-----|---|------|---------------|-----|
| | 于177 · 1EHX口 | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 |
| 4 | 食品衛生法(養成施設の登録・監督等) | 0 | | |
| 5 | 理容師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 6 | 消費生活協同組合法(消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督) | 0 | | |
| 7 | 保健師助産師看護師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 8 | 歯科衛生士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 9 | 医療法(医療法人(一部)の設立認可・監督) | 0 | | |
| 1 0 | 医療法 (国の開設する病院等の開設承認等) | 0 | 0 | 0 |
| 1 1 | 身体障害者福祉法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 1 2 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健指定 医証の交付等) | 0 | 0 | |
| 1 3 | 社会福祉法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 1 4 | 診療放射線技師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 1 5 | 歯科技工士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 1 6 | 美容師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 1 7 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (生活衛生同業組合振興計画の認定) | 0 | | |
| 1 8 | 中小企業団体の組織に関する法律(協業組合等(一部)の 設立認可・監督)厚生労働省所管分 | 0 | | |
| 1 9 | 中小企業等協同組合法(事業協同組合等(一部)の設立認可・監督)厚生労働省所管分 | 0 | | |
| 2 0 | 臨床検査技師等に関する法律(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 2 1 | 調理師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 2 2 | 知的障害者福祉法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 2 3 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(特別給付金の 特別買上償還に関する証明書の発行) | 0 | | |
| 2 4 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(特別弔慰金の 特別買上償還に関する証明書の発行) | 0 | | |
| 2 5 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(特別弔慰金の 特別買上償還に関する証明書の発行) | 0 | | |
| 2 6 | 戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法(特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行) | 0 | | |
| 2 7 | 戦傷病者特別援護法(指定医療機関等の指定・監督) | 0 | | |
| 2 8 | 理学療法士及び作業療法士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 2 9 | 母子保健法(指定医療機関等の指定・監督) | 0 | 0 | 0 |
| 3 0 | 製菓衛生師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |

| | 事務・権限名 | | 【先自治体 区 | 区分 |
|-----|---|------|----------------|-----|
| | . ,,,, | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 |
| 3 1 | 柔道整復師法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 3 2 | 視能訓練士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 3 3 | 社会福祉士及び介護福祉士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 3 4 | 臨床工学技士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 3 5 | 義肢装具士法 (養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 3 6 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(養成施 設の登録・監督等) | 0 | | |
| 3 7 | 救急救命士法 (養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 3 8 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(指定医療機関 等の指定・監督) | 0 | | |
| 3 9 | 介護保険法(介護サービス事業者(一部)の業務管理体制 の整備に関する監督等) | 0 | | |
| 4 0 | 精神保健福祉士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 4 1 | 言語聴覚士法(養成施設の指定・監督等) | 0 | | |
| 4 2 | 調理師の試験に関する学力認定等 | 0 | | |
| 4 3 | 理容師・美容師の試験に関する学力認定等 | 0 | | |

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

| 事務・権限名 | 移讓先自治体区分 | | | | | |
|--------------------------|----------|------|-----|--|--|--|
| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | | | |
| 児童福祉法(保育士に係る養成施設の指定・監督等) | 0 | | | | | |

【平成28年4月1日移譲】

| 事務・権限名 | 移讓先自治体区分 | | | | |
|--------------------------|----------|------|-----|--|--|
| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | | |
| 麻薬及び向精神薬取締法(麻薬小売業者間譲渡許可) | 0 | | | | |

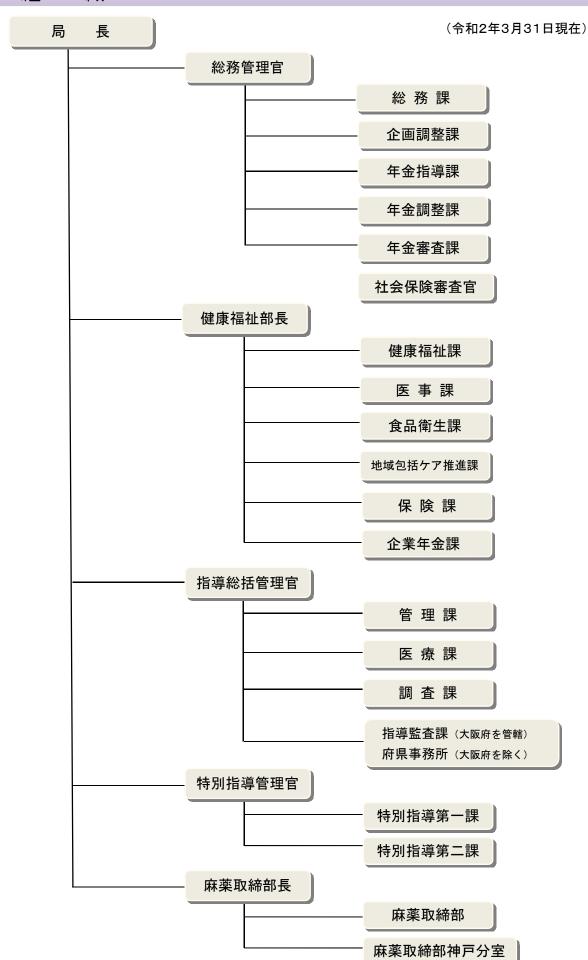
| 事務・権限名 | 移讓先自 | 治体区分 |
|------------------------|------|--------|
| 子のカー作品に | 都道府県 | 保健所設置市 |
| 健康増進法(誇大表示の禁止に係る勧告・命令) | 0 | 0 |

| 事務・権限名 | 移譲先自治体区分 | | | | | |
|----------------------|----------|------|-----|--|--|--|
| | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | | | |
| 社会福祉法(社会福祉法人の認可・監督等) | 0 | | | | | |

【平成29年4月1日移譲】

| 事務・権限名 | 移讓先自治体区分 | |
|--|----------|--------|
| | 都道府県 | 保健所設置市 |
| 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(指定検査機関の 指定・監督) | 0 | 0 |

2 組 織



3 所 在 地 等 (令和2年3月31日現在)

(1) 本 局 住所 〒541-8556 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階・4階

| 総 務 課 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 1 | | 0 6 - 6 9 4 6 - 1 5 0 0 |
|-----------|----|-------------------------|-----|-------------------------|
| 企 画 調 整 課 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 4 1 3 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 9 |
| 年金指導課 | | 0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 5 | | 06-7711-9007 |
| 年 金 調 整 課 | | 06-7711-9006 | | 06-7711-9007 |
| 管 理 課 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 8 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 3 3 0 |
| 医 療 課 | 電話 | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 4 1 4 | FAX | 0 6 - 6 9 4 2 - 9 1 2 5 |
| 調査課 | 电动 | 0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 1 2 | FAX | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 9 |
| 特別指導第一課 | | 0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 3 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 9 |
| 特別指導第二課 | | 0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 0 4 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 2 2 4 9 |
| 指 導 監 査 課 | | _ | | _ |
| 指導第2グループ | | 06-7663-7666 | | 06-6942-2249 |
| 麻薬取締部 | | 0 6 - 6 9 4 9 - 6 3 3 6 | | 0 6 - 6 9 4 9 - 6 3 3 9 |

(2) 第2庁舎(大江ビル) 住所 〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階・8階

| | | | を入り回り 1 2 | |
|-----------|----|-------------------------|-----------|-------------------------|
| 健康福祉課 | | 0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 1 | | 06-4791-7352 |
| 医 事 課 | | 06-6942-2492 | | 06-6942-5089 |
| 医薬品等監視指導室 | | 0 6 - 6 9 4 2 - 4 0 9 6 | | 06-6942-2472 |
| 食品衛生課 | | 0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 2 | | 06-4791-7353 |
| 地域包括ケア推進課 | | 0 6 - 7 7 1 1 - 9 0 2 0 | | 0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 5 2 |
| 保 険 課 | | 0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 3 | | 06-4791-7354 |
| 企業年金課 | 電話 | 0 6 - 4 7 9 1 - 7 3 1 4 | FAX | 06-4791-7354 |
| 指 導 監 査 課 | | - | | - |
| 施設基準グループ | | 06-7663-7663 | | |
| 審査グループ | | 06-7663-7664 | | 06-4791-7355 |
| 指導第1グループ | | 06-7663-7665 | | |
| 社会保険審査官 | | 06-7711-8001 | | 06-7711-8003 |

(3) 大阪第2法務合同庁舎

| 年金審査課 | 住 | 所 | 〒540-0012 大阪市中央区谷町 2 | 2-1-17 大[| 阪第2法務合同庁舎5階 |
|-------|---|---|-------------------------|-----------|-------------------------|
| 十亚田且际 | 電 | 話 | 0 6 - 6 9 4 1 - 2 3 0 8 | FAX | 0 6 - 6 9 4 1 - 2 4 0 0 |

(4) 府具事務所

| (4) 府県事務所 | | | | |
|----------------|---|---|---|--|
| 迈 # 声 数 fc | 住 | 所 | 〒910-0019 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 7 階 | |
| 福井事務所 | 電 | 話 | 0776-25-5373 FAX 0776-25-5375 | |
| | | | | |
| 滋賀事務所 | 住 | 所 | 〒520-0044 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階 | |
| 双貝争伤 加 | 電 | 話 | 077-526-8114 FAX 077-526-8116 | |
| | | | | |
| 京都事務所 | 住 | 所 | 〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町 691 りそな京都ビル 5 階 | |
| 京印 <i>争伤</i> 仍 | 電 | 話 | 075-256-8681 FAX 075-256-8684 | |
| | | | | |
| 丘库市改配 | 住 | 所 | 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 2 階 | |
| 兵庫事務所 | 電 | 話 | 078-325-8925 FAX 078-325-8928 | |
| | | | | |
| 奈良事務所 | 住 | 所 | 〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2 階 | |
| 示及争伤的 | 電 | 話 | 0742-25-5520 FAX 0742-25-5522 | |
| | | | | |
| ᆁᆔᆉ | 住 | 所 | 〒640-8143 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎 5 階 | |
| 和歌山事務所 | 電 | 話 | 073-421-8311 FAX 073-421-8315 | |

(5) 神戸地方合同庁舎

| 麻薬取締部 | 住 | 所 | 〒650-0024 神戸市中央区海岸通 | i 29 神戸均 | 地方合同庁舎3階 |
|-------|---|---|-------------------------|----------|-------------------------|
| 神戸分室 | 電 | 話 | 0 7 8 - 3 9 1 - 0 4 8 7 | FAX | 0 7 8 - 3 2 5 - 3 7 6 9 |

4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、くらし、みらいのために」の趣旨(未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること)を実現するため、厚生労働省(地方支部局を含む)の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

近畿厚生局の行動指針

- 1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
- 2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
- 3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
- 4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて 職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

| - 10 - | |
|--------|--|
|--------|--|

Ⅱ 業務の概要及び実績

1 総 務 課

(1)情報公開法に基づく行政文書の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)」に基づき行政文書 の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|------|----------|----------|-------|
| 開示請求件数 | | 434 件 | 435 件 | 408 件 |
| | 全面開示 | 168 件 | 101 件 | 174 件 |
| 開示請求に対 | 部分開示 | 254 件 | 279 件 | 211 件 |
| する措置 | 不開示 | 2件 | 3 件 | 17 件 |
| | 取り下げ | 10 件 | 29 件 | 6件 |

(2) 個人情報の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(行政機関個人情報保護法)」に基づき保有個人情報の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|----------|-------|
| 開示請求件数 | 12 件 | 13 件 | 3 件 |

(3) 国有財産の管理処分

① 概要

平成22年1月、旧社会保険庁から引き継いだ国有財産(17件)について管理・処分を行っています。令和元年度末までに13件の処分を行い、残りは4件となっています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 処分件数 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |
| 管理件数 (年度末現在) | 4件 | 4件 | 4 件 |

2 企 画 調 整 課

(1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

① 概要

企画調整課では、近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整 を所掌しており、厚生労働本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行ってい ます。

② 実績

令和元年度に企画調整課が担った主な業務

- ア 組織目標の策定
- イ 業務計画の進捗管理
- ウ 業務報告の編集
- エ 広報委員会の運営
- オ 職員研修(外部講師)の実施

(2) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消しについて審議を行っています。

近畿地方社会保険医療協議会の「総会」は、委員 20 名で構成され、保険医療機関 及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等につい て審議しており、その運営は企画調整課が行っています。

一方、近畿地方社会保険医療協議会の「部会」は、近畿厚生局管内の7府県にそれぞれ設置(委員数は8名)され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営は指導監査課(大阪府)及び各府県事務所が行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|-------|
| 5 回 | 4 回 | 5 回 |

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況

| | F F F | |
|----------|----------|-------|
| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
| 84 回 | 84 回 | 84 回 |

(注)指導監査課(大阪府)及び管内の6府県事務所において、毎月、各12回開催

(3) 近畿厚生局ホームページによる広報・広聴活動

① 概要

ア 近畿厚生局ホームページによる情報発信

近畿厚生局ホームページを通じて、事業対象者及び国民の皆様に近畿厚生局の事業についてより一層ご理解を深めていただくため、厚生行政の情報を発信しています。

なお、ホームページの運用に当たっては、ユーザー視点から情報の探しやすさを 追求し、コンテンツの分類や情報整理を行い、効果的なナビゲーションの設置、音 声読み上げソフトへの対応や文字の拡大、コントラストの変更等のアクセシビリティーの向上を図るなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページとなるよう 努めています。

イ 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ(ご質問)」窓口の設置

近畿厚生局ホームページにおいて、「ご意見・ご要望」と「お問い合わせ(ご質問)」 の窓口を設けて、厚生行政に関するご意見・ご要望や近畿厚生局の業務に関するお問 い合わせを受け付けています。

なお、寄せられた「ご意見・ご要望」については、原則として回答はいたしません が、今後の近畿厚生局の業務向上の参考としています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 「ご意見・ご要望」等の受付件数 | 383 件 | 457 件 | 428 件 |

(4) 「国民の皆様の声」の取りまとめ

① 概要

厚生労働省及び地方厚生(支)局に寄せられた「国民の皆様の声」は、厚生行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、企画調整課では、近畿厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」を取りまとめ、案件ごとに所管する厚生労働本省の担当部局へ報告し、業務の改善に役立てています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページで公表しています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------|----------|----------|-------|
| 「国民の皆様の声」の件数 | 48 件 | 38 件 | 54 件 |

3 年 金 指 導 課

政府管掌年金事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方で、厚生 労働大臣から委任・委託を受け、日本年金機構(以下「機構」という。)がその直接的な 監督の下で公的年金に関する一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談等)を担って います。

年金指導課では、国(厚生労働省)が管理運営を行う必要があるとされた以下の業務を 行っています。

(1) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可に関する業務

① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、 機構が滞納処分等(差押や財産調査等)を行う場合は、事前に厚生労働大臣(地方厚 生局長へ委任)の認可が必要とされています。

また、機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣(地方厚生局長へ委任)に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行うとともに、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

| | 制度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|------|------------|------------|------------|
| 認可件数 | 厚生年金 | 302, 216 件 | 276, 327 件 | 276, 917 件 |
| | 国民年金 | 10,633件 | 13,789件 | 17, 244 件 |

| | 制度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|------|----------|----------|---------|
| 実施結果 | 厚生年金 | 16,097件 | 19,537件 | 19,844件 |
| 報告件数 | 国民年金 | 5,362件 | 8,714件 | 11,838件 |

(2) 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び収納職員の認可に関する業務

① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣(地 方厚生局長へ委任)の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」や「収納職員」に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 認可人数 | 174 人 | 174 人 | 161 人 |

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可に関する業務

① 概要

機構が立入検査等(厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入調査又は適用事業所への事業所調査)を行う場合は、事前に厚生労働大臣(地方厚生局長へ委任)の認可が必要とされています。年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 認可件数 | 171, 465 件 | 174, 505 件 | 184, 884 件 |

(4) 日本年金機構が行う受給権者調査等の認可に関する業務

① 概要

機構が受給権者調査等(年金受給権者や被保険者に対する調査等)を行う場合は、事前に厚生労働大臣(地方厚生局長へ委任)の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請 の審査と認可を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 認可件数 | 32 件 | 33 件 | 12 件 |

(5) 厚生年金保険料等の納付の猶予に関する業務

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受付けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|-------|
| 許可件数 | 0 件 | 0 件 | 6 件 |
| 不許可件数 | 0件 | 1件 | 0 件 |

4 年 金 調 整 課

(1) 社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、労働保険及び社会保険に関する届出書類の作成及び申請手続きの代行業務等を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利 義務等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険 労務士法に基づく業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っていま す。

② 実績

| 府 県 名 | 管内の社会保険労務士数 | | |
|-------|-------------|---------|---------|
| N | 平成 29 年度末 | 平成30年度末 | 令和元年度末 |
| 福 井 県 | 257 人 | 255 人 | 259 人 |
| 滋賀県 | 360 人 | 369 人 | 380 人 |
| 京都府 | 883 人 | 884 人 | 910 人 |
| 大 阪 府 | 4,169 人 | 4,257 人 | 4,355 人 |
| 兵 庫 県 | 1,659 人 | 1,697 人 | 1,713 人 |
| 奈 良 県 | 312 人 | 318 人 | 333 人 |
| 和歌山県 | 252 人 | 250 人 | 251 人 |
| 合 計 | 7,892 人 | 8,030 人 | 8,201 人 |

(2) 年金委員に関する業務

① 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っており、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と地域において主に国民年金に関して活動する地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等から推薦のあった年金委員候補者に対して委嘱の審査、決定及び委嘱状や年金委員証明書の交付のほか、年金委員の解嘱の審査、決定及び解嘱状の交付等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、 その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年 金機構からの「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績

ア職域型年金委員数

| 府県名 | 委 員 数 | | |
|-----|-----------|-----------|---------|
| 州 | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 |
| 福井県 | 1,703人 | 1,690 人 | 1,695 人 |

| 滋賀県 | 1,212 人 | 1,176人 | 1,168人 |
|---------|----------|----------|----------|
| 京都府 | 1,147人 | 1,151人 | 1,302人 |
| 大 阪 府 | 3,894 人 | 3,937 人 | 3,917人 |
| 兵 庫 県 | 2,370 人 | 2,339 人 | 2,357 人 |
| 奈 良 県 | 924 人 | 902 人 | 893 人 |
| 和 歌 山 県 | 1,090 人 | 1,069 人 | 1,051人 |
| 合 計 | 12,340 人 | 12,264 人 | 12,383 人 |

イ 地域型年金委員数

| 府 県 名 | 委 員 数 | | | | |
|---------|-----------|-----------|--------|--|--|
| 別 宗 石 | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 | | |
| 福 井 県 | 59 人 | 51 人 | 46 人 | | |
| 滋賀県 | 155 人 | 141 人 | 154 人 | | |
| 京都府 | 40 人 | 43 人 | 56 人 | | |
| 大 阪 府 | 45 人 | 41 人 | 48 人 | | |
| 兵 庫 県 | 71 人 | 90 人 | 107 人 | | |
| 奈 良 県 | 81 人 | 78 人 | 81 人 | | |
| 和 歌 山 県 | 129 人 | 110 人 | 105 人 | | |
| 合 計 | 580 人 | 554 人 | 597 人 | | |

ウ 厚生労働大臣表彰者数

| 府 県 名 | 表彰者数 | | | | |
|---------|----------|----------|-------|--|--|
| 府 県 名 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | | |
| 福 井 県 | 1 人 | 0 人 | 1 人 | | |
| 滋賀県 | 1 人 | 1 人 | 1人 | | |
| 京都府 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | | |
| 大 阪 府 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | | |
| 兵 庫 県 | 1 人 | 1人 | 2 人 | | |
| 奈 良 県 | 1 人 | 1 人 | 0人 | | |
| 和 歌 山 県 | 0人 | 1 人 | 1人 | | |
| 合 計 | 7 人 | 7 人 | 8人 | | |

(3) 市町村に交付する国民年金等事務費交付金に関する業務

① 概要

政府管掌年金事業のうち、国民年金に関する各種届出書の受理など地域住民に密着した事務(国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等)については、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は国民年金等事務費交付金(以下「国民年金交付金」という。)として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、国民年金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される概算交付申請や精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 管内の市町村数 | 215 市町村 | 215 市町村 | 215 市町村 |
| 交付決定額 | 5, 531, 140, 792 円 | 5, 132, 687, 770 円 | 4, 571, 587, 450 円 |

(4) 市町村に交付する年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関 する業務

① 概要

年金生活者支援給付金の支給に係る事務のうち、認定請求等の受理などは、法定 受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は年金 生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金(以下「給付金交付金」という。) として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が年金生活者支援給付金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、給付金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される精算交付申請の審査、決算審査及び実地 審査のほか、市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度末 | 平成 30 年度末 | 令和元年度末 |
|---------|-----------|-----------|-----------------|
| 管内の市町村数 | _ | _ | 215 市町村 |
| 交付決定額 | | _ | 150, 789, 753 円 |

[※]令和元年10月より制度実施

(5) 市町村に交付する健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定に基づく被保険者(日雇特例被保険者)に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付及び収受等に関する事務については、法定受託事務として厚生労働大臣が指定する市町村(以下「事務指定市町村」という。)が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は、健康保険事務指定市町村交付金として国が交付することとされています。

年金調整課では、事務指定市町村の指定及び取消の受付、事務指定市町村から提出される事務取扱件数報告書の審査及びその取りまとめのほか、健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等についても行っています。

① 実績

| | 平成 29 年度末 | 平成30年度末 | 令和元年度末 |
|-------------|-----------|----------|----------|
| 管内の事務指定市町村数 | 22 市町村 | 22 市町村 | 22 市町村 |
| 交付決定額 | 25,873 円 | 20,933 円 | 20,928 円 |

(6) 学生納付特例事務法人等に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人制度は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請しやすい環境を整備する目的で設けられています。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、学生納付特例の申請に関する事務を行うことができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、指定取消及び学生納付特例事務法 人制度の周知・協力要請を行っています。

また、保険料納付確認団体は、同種の事業又は事業に従事する被保険者を構成員とする団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して被保険者が自ら保険料の納付状況を定期的に確認する仕組みですが、管内に保険料納付確認団体の指定はありません。

② 実績

| | 平成 29 年度末 | 平成30年度末 | 令和元年度末 |
|----------------|-----------|---------|--------|
| 管内の学生納付特例事務法人数 | 68 法人 | 70 法人 | 78 法人 |

(注) 令和元年度末における学生納付特例事務法人一覧は、資料編の83頁~85頁を 参照

(7) 日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業に対する意見や助言を行うこと等を目的として、各府県に地域年金事業運営調整会議を設置しています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行うため、建設業社会保険推進近畿地方連絡協議会を設置しています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図る観点から、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議へ積極的に参画しているほか、国土交通省近畿地方整備局が主催する建設業社会保険推進近畿地方連絡協議会へも参画しています。

② 実績

ア 地域年金事業運営調整会議への参画状況

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | |
|----|----------|----------|-------|--|
| 回数 | 8 回 | 8 回 | 7 回 | |

イ 建設業社会保険推進近畿地方連絡協議会への参画状況

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|------------------------|-------------------|-----------|
| 開催日 | 平成 30 年 2 月 14 日 | 平成 30 年 10 月 10 日 | 未開催 |
| (年1回開催) | 1,94 3 3 1 2 7 1 1 1 . | 1,0000 |)(t)(i)[E |

5 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、近畿地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正または不訂正の決定をしています。

※ 本業務は平成27年4月から実施

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備考 |
|------|--------|--------|-------|------------------|
| 受付件数 | 652 件 | 697 件 | 762 件 | |
| 取下件数 | 300 件 | 498 件 | 454 件 | 日本年金機構での記録訂正分を含む |
| 決定件数 | 390 件 | 191 件 | 255 件 | 各年度の決定状況は次のとおり |

イ 各年度の決定状況

(ア) 国民年金

| | 訂正 | 一部不訂正 | 不訂正 | 却下 | 計 |
|----------|-----|-------|------|-----|------|
| 平成 29 年度 | 3 件 | 0 件 | 53 件 | 0 件 | 56 件 |
| 平成 30 年度 | 4 件 | 0 件 | 45 件 | 0 件 | 49 件 |
| 令和元年度 | 1 件 | 2 件 | 30 件 | 0 件 | 33 件 |

(イ) 厚生年金保険

| | 訂正 | 一部不訂正 | 不訂正 | 却下 | 計 |
|----------|-------|-------|------|-----|-------|
| 平成 29 年度 | 250 件 | 18 件 | 63 件 | 0 件 | 331 件 |
| 平成 30 年度 | 80 件 | 16 件 | 36 件 | 1 件 | 133 件 |
| 令和元年度 | 173 件 | 12 件 | 35 件 | 0 件 | 220 件 |

(ウ) 脱退手当金

| | 訂正 | 一部不訂正 | 不訂正 | 却下 | 計 |
|----------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 平成 29 年度 | 1 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 3 件 |
| 平成 30 年度 | 1 件 | 0 件 | 8 件 | 0 件 | 9 件 |
| 令和元年度 | 0 件 | 0 件 | 2 件 | 0件 | 2 件 |

- (注1)「訂正」・・・訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めるもの
- (注2)「一部不訂正」・・・訂正請求期間のうち一部の期間について、訂正する必要を認めないもの
- (注3)「不訂正」・・・訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めないもの

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成27年4月10日、地方厚生局長が年金記録の訂正または不訂正を決定するに当たり、諮問を行う近畿地方年金記録訂正審議会が近畿厚生局に設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が任命した、弁護士、社会保険労務士、税理士など民間有識者からなる委員(20名)で構成されており、5つの部会(委員は1部会4名)が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局 長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平かつ公正な判断により答申を行っ ています。

年金審査課では、近畿地方年金記録訂正審議会(総会及び部会)の運営及び当該審議会の委員の任命等に関する庶務的事務を行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況

| | 開催日 |
|----------|------------------|
| 平成 29 年度 | 平成 29 年 4 月 13 日 |
| 平成 30 年度 | 平成 30 年 4 月 16 日 |
| 令和元年度 | 平成 31 年 4 月 15 日 |

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催状況

| | 回 数 | 開催状況 |
|----------|-------|--|
| 平成 29 年度 | 129 回 | 4月は1回、5月以降は毎月2回程度 |
| 平成 30 年度 | 95 回 | 4月は1回、5月以降は毎月2回程度 |
| 令和元年度 | 80 回 | 4月は1回、5月以降は毎月2回程度 ※令和2年3月については新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から開催はしていません。 |

6 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき、厚生労働大臣から任命された独立した機関として設置され、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

| | 年 度 | 件数 | 備 考 | | | |
|------|----------|---------|---|--|--|--|
| | 平成 29 年度 | 1,839件 | うち、前年度からの繰り越し分 513件 | | | |
| 受付件数 | 平成 30 年度 | 2,065件 | うち、前年度からの繰り越し分 460件 | | | |
| | 令和元年度 | 2,102件 | うち、前年度からの繰り越し分 677件 | | | |
| | 平成 29 年度 | 87 件 | | | | |
| 取下件数 | 平成 30 年度 | 134 件 | 受付後に審査請求人から取下申出があった件数 | | | |
| | 令和元年度 | 105 件 | | | | |
| | 平成 29 年度 | 15 件 | □ 11/1/1) = Mo + + + + - + + + + + + + + + + + + + + | | | |
| 移送件数 | 平成 30 年度 | 19 件 | 受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官 へ送付した件数 | | | |
| | 令和元年度 | 24 件 | 21, 0/c/1 30 | | | |
| | 平成 29 年度 | 1,277 件 | | | | |
| 決定件数 | 平成 30 年度 | 1,235件 | 審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり | | | |
| | 令和元年度 | 1,489件 | | | | |

イ 決定件数

| VOCT % | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|-----|----|-----|-----|-----|--------|-----|--------|--------|--------|--------|
| | ∄ | 却 下 | | 3 | 容 認 | | 棄却 | | 計 | | | |
| 年 度 | 29 | 30 | 01 | 29 | 30 | 01 | 29 | 30 | 01 | 29 | 30 | 01 |
| 健康保険 | 2 | 12 | 11 | 23 | 44 | 60 | 147 | 124 | 123 | 172 | 180 | 194 |
| 船員保険 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 厚生年金 | 23 | 32 | 37 | 57 | 73 | 95 | 375 | 379 | 437 | 455 | 484 | 569 |
| 国民年金 | 20 | 19 | 23 | 44 | 60 | 64 | 586 | 492 | 639 | 650 | 571 | 726 |
| 合 計 | 45 | 63 | 71 | 124 | 177 | 219 | 1, 108 | 995 | 1, 199 | 1, 277 | 1, 235 | 1, 489 |

【参考】

「却下」・・法定期限の経過した審査請求や保険者による処分が行われていないなど、審査 請求に関する要件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったもの

「容認」・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消し たもの

「棄却」・・受理した審査請求について審理した結果、請求の理由がないとして請求を退け たもの

7 健康福祉課

(1) 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等

① 概要

生活保護法に基づき公費負担医療を担当する医療機関等(病院、診療所、薬局等)のうち国が開設した医療機関等については、地方厚生局で指定等の事務を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----------|--------|-------|
| 生活保護法に基づく指定医療機関※等 | 数 46 機関 | 46 機関 | 46 機関 |

- (注1) 国が開設したもの(独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など) に限る
- (注2) 令和元年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の86頁を参照

※ 指定医療機関とは

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣(国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等)、都道府県知事(その他の病院若しくは診療所又は薬局等)が生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

(2) 生活保護法に基づく保護施設に対する指導監査

① 概要

<u>保護施設※</u>に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条第1項の規定に基づき実施しています。

指導監査は、管内の府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査も実施しています。

② 実績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|-------|
| 近畿厚生局管内の指導監査 | 6ヶ所 | 2ヶ所 | 2ヶ所 |
| 中国四国厚生局管内の指導監査 | 1ヶ所 | 1ヶ所 | 1ヶ所 |
| 九州厚生局管内の指導監査 | 0ヶ所 | 1ヶ所 | 0ヶ所 |
| 計 | 7ヶ所 | 4ヶ所 | 3ヶ所 |

(注)保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、令和元年度は計画どおり 実施

※ 保護施設とは

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」「更生施設」「医療保護施設」「授産施設」「宿所提供施設」のことをいいます。 (参考)

・救護施設 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるため

に日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生

活扶助を行うことを目的とする施設です。

生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を

行うことを目的とする施設です。

・医療保護施設 医療保護施設とは、医療を必要とする要保護者に対して、

医療の給付を行うことを目的とする施設です。

・授産施設 授産施設とは、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の

事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就 労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、

その自立を助長することを目的とする施設です。

・宿所提供施設 宿所提供施設とは、住居のない要保護者の世帯に対して、

住宅扶助を行うことを目的とする施設です。

(3) 府県市が行う保護施設に対する指導監査に係る技術的助言

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が行う保護施設に対する指導監査について、地方自 治法第245条の4の規定に基づき技術的助言を実施しています。

技術的助言は、管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対して実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の保護施設に対する指導監査を実施している府県等に対しても技術的助言を実施しています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------|----------|----------|-------|
| 近畿厚生局管内の指導監査 | 0 | 0 | 0 |
| 中国四国厚生局管内の指導監査 | 1 | 0 | 1 |
| 九州厚生局管内の指導監査 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 2 | 0 | 1 |

(注)保護施設に対する監査を新たに実施することとなった中核市に対しては、中 核市へ移行後1年が経過した後に技術的助言を行っている。

(4) 生活保護法施行事務監査

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法施行事務のうち生活保護の<u>医療扶助※</u>の適正実施の観点から、自立支援医療(人工透析療法)の優先適用にかかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査及び指定医療機関に対する自治体との共同指導を生活保護法第23条第1項に基づき実施しています。

監査は、管内の府県市(2府5県18市)に対して実施しています。

② 実績

| ٦. | | | | |
|----|-------------|----------|----------|-------|
| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
| | 医療扶助適正実施の監査 | 21ヶ所 | 23ヶ所 | 25ヶ所 |

(注) 生活保護法施行事務監査(医療扶助の適正実施)は所定の周期で行っており、 令和元年度は計画どおり実施

※ 医療扶助とは

医療扶助とは、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、下記の事項の範囲内において行われるものです。

- 診察
- ・薬剤又は治療材料
- ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 移送

(5) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、 国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の<u>病原体等※</u>について、その 所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適 正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 所持届出の受理件数 | 3 件 | 1 件 | 0 件 |
| 所持変更届の受理件数 | 7件 | 8件 | 9件 |
| 輸入届出の受理件数 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 三種病原体所持施設への立入検査 | 3 施設 | 4 施設 | 3 施設 |

⁽注) 三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、 令和元年度は計画どおり実施

③ 所管施設の状況

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|-------|
| 三種病原体所持施設数 | 15 施設 | 15 施設 | 14 施設 |

※ 病原体等とは

病原体等とは、感染症の病原体や毒素(感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるもの)のことをいいます。病原体等のうち、病原性や国民の生命及び健康に対する影響を考慮し、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

(参考)

- ・三種病原体 広範囲多剤耐性結核菌、狂犬病、鼻疽菌など
- ・四種病原体 インフルエンザウィルス、赤痢菌、コレラ菌など

(6) 特定感染症指定医療機関に係る監督

概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症※の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関の監督に関する業務を行っています。

※ 今和元年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の87頁を参照

※ 新感染症とは

新感染症とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果から明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいいます。現在、この新感染症に該当する感染症はありません。

(7) 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

本指導監査は、<u>児童扶養手当※</u>支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、府県に対し3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村(以下、「市等」という)に対し6年に1回程度の指導監査を実施しています。

近畿厚生局では、児童扶養手当の受給資格認定等の事務を行っている管内の府県市等に対する指導監査を実施しています。

また、近畿厚生局では中国四国厚生局、九州厚生局管内の県、市等に対する指導監査も実施しています。

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------|----------|----------|-------|
| 近畿厚生局管内の指導監査 | 20ヶ所 | 20ヶ所 | 20 ヶ所 |
| 中国四国厚生局管内の指導監査 | 20 ヶ所 | 20 ヶ所 | 20 ヶ所 |
| 九州厚生局管内の指導監査 | 20 ヶ所 | 20 ヶ所 | 20 ヶ所 |
| 計 | 60ヶ所 | 60ヶ所 | 60 ヶ所 |

(注) 児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、 令和元年度は計画どおり実施

イ 監査指導における指摘事項の概要

| 事項 | 主 な 内 容 | | | |
|---------------------|--|--|--|--|
| 障害認定医の配置 | 障害認定医を配置すること | | | |
| 新規認定請求書の受理事務 | 必要書類が添付されていることを確認し受理すること | | | |
| 現況届の受理処理 | 必要書類が添付されていることを確認し受理すること | | | |
| 現況届の未提出者に係る事 務処理 | 時効完成前に現況届提出命令書を送付すること | | | |
| 一部支給停止措置適用除外 | 添付書類の内容を確認した上で、一部支給停止措置適用 | | | |
| に係る事務処理 | 除外を決定すること | | | |
| 生計分離の確認 | 同居の扶養義務者との生計分離について、公共料金の契 約・負担の状況等客観的事実による確認を行うこと | | | |

※ 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(8) 民生委員・児童委員等に関する業務

① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された 民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦 し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の 篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 実績

ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|-----------|
| 民生委員・児童委員の委嘱 | 754名 | 711名 | 39, 422 名 |
| 民生委員・児童委員の解嘱 | 665 名 | 726 名 | 508 名 |
| 主任児童委員の指名 | 76 名 | 83 名 | 3,662名 |

イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|----------|----------|--------|
| 厚生労働大臣表彰 (定時) | 60 名 | 44 名 | 1,551名 |
| 厚生労働大臣表彰 (随時) | 8名 | 11 名 | 9名 |
| 厚生労働大臣感謝状の授与 | 257 名 | 255 名 | 7,996名 |

③ 民生委員・児童委員数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|-----------|-----------|---------|
| 民生委員・児童委員数 | 39, 387 名 | 39, 372 名 | 39,030名 |

<民生委員・児童委員数の内訳 (令和元年度) >

| | | | | 福井県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 |
|---|------|------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 乽 | , V | 員 | 数 | 1,350名 | 2,612名 | 2,816名 | 4,795名 | 4,641名 | 2,228名 | 1,921名 |
| | うち主任 | 壬児童委 | 員 | 98名 | 230名 | 248名 | 376名 | 264名 | 216名 | 149名 |

| | | | 京都市 | 大阪市 | 堺市 | 神戸市 | 福井市 | 大津市 | 高槻市 |
|---|---------|---|--------|--------|--------|--------|------|------|------|
| 委 | 員 | 数 | 2,715名 | 3,998名 | 1,117名 | 2,385名 | 500名 | 650名 | 507名 |
| 3 | うち主任児童委 | 員 | 406名 | 609名 | 89名 | 306名 | 36名 | 63名 | 39名 |

| | | | 東大阪市 | 豊中市 | 枚方市 | 八尾市 | 寝屋川市 | 姫路市 | 西宮市 |
|---|---------|----|------|------|------|------|------|------|------|
| 委 | 員 | 数 | 798名 | 559名 | 477名 | 398名 | 328名 | 923名 | 657名 |
| | うち主任児童多 | 兵員 | 50名 | 41名 | 36名 | 28名 | 24名 | 61名 | 38名 |

| | | | 尼崎市 | 明石市 | 奈良市 | 和歌山市 | 合計 |
|----------|---|---|------|------|------|------|---------|
| 委 | 員 | 数 | 798名 | 398名 | 744名 | 715名 | 39,030名 |
| うち主任児童委員 | | | 23名 | 28名 | 93名 | 82名 | 3,633名 |

(9) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年1回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、<u>クリーニング師試験の受験資格※</u>に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 実績

令和元年度の実績はありません。

※ クリーニング師試験の受験資格とは

試験資格には、中卒程度の学歴が必要とされています。

(10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、管内の 厚生労働省が所管する対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務 を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が1500kL (原油換算) 以上となる事業所

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|--------|-------|
| 中長期計画書及び定期報告書の受理 | 311 件 | 318 件 | 310 件 |

(11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

近畿厚生局では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、管内の厚生 労働省が所管する特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を 行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3000t-CO2以上排出している事業所

② 実績

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|--------|--------|-------|
| 温室効果ガス排出量の報告書の受理 | 10 件 | 7 件 | 6 件 |

(12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、管内の府県等からの交付申請書や実績報告書を審査のうえ、交付額の決定、精算額の確定及び財産処分を行っています。

② 実績(令和元年度)

| 補助金名 | 交付目的 | 交付対象等 |
|-----------|-----------------------|----------------|
| 結核医療費国庫負担 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医 | 2府5県18市 |
| (補助)金 | 療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を | 令和元年度交付決定額 |
| | 設置する政令市及び特別区が行う一般患者に | (負担金) |
| | 対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命 | 665, 204, 170円 |
| | 令入所患者に対する医療に要する費用の一部 | (補助金) |
| | を補助することにより、結核の予防及び結核患 | 70, 862, 350円 |
| | 者に対する適正な医療の普及を図り、もって公 | |
| | 共の福祉の増進を図ることを目的としていま | |
| | す。 | |

| 補助金名 | 交付目的 | 交付対象等 |
|------------------------|--|---------------------------|
| 原爆被爆者健康診断費交付金原爆被爆者手当交付 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 | 令和元年度交付決定額 90,932,347円 |
| 金 | 原丁塚神板爆有に対する援護に関する伝律 に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う 医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健 手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事 務に要する経費の全部を交付することにより、 被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図るこ とを目的としています。 | 令和元年度交付決定額 |
| 原爆被爆者葬祭料交付金 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う 原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全 部を交付することにより、被爆者の精神的不安 を和らげることを目的としています。 | 令和元年度交付決定額 |
| 児童扶養手当給付費 国庫負担金 | 児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が 行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部 を負担することにより、父又は母と生計を同じ くしていない児童が育成される家庭の生活の 安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉 の増進を図ることを目的としています。 | 令和元年度交付決定額 |
| 特別児童扶養手当事務取扱交付金 | 特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養 手当の支給事務を行うための経費を交付しています。 | 令和元年度交付決定額 |
| 特別障害者手当等給付費国庫負担金 | 特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。 | 令和元年度交付決定額 |

| 補助金名 | 交付目的 | 交付対象等 |
|------------|------------------------|--------------------|
| 児童入所施設措置費 | 児童福祉法第27条第1項第3号による施設等 | 2府5県111市町 |
| 等国庫負担金 | への入所又は委託、第22条による助産の実施、 | 令和元年度交付決定額 |
| | 第23条による母子保護の実施に係る同法第45 | 23, 033, 789, 377円 |
| | 条の最低基準の維持を図ることを目的として | |
| | います。 | |
| 保育所等整備交付金 | 地方公共団体等が整備する保育所等に要す | 279件 |
| | る費用の一部を補助することにより、施設入所 | 令和元年度交付決定額 |
| | 者等の福祉の向上を図ることを目的としてい | 17, 266, 442, 000円 |
| | ます。 | |
| | | 令和元年度財産処分 |
| | | 10件(内包括7件) |
| 婦人保護費国庫負担 | 売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき | 2府5県 |
| (補助)金 | 、要保護女子についてその転落の未然防止と | 令和元年度交付決定額 |
| | 保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力 | (負担金) |
| | 被害者である女性の保護等を目的としていま | 174, 469, 737円 |
| | す。 | (補助金) |
| | | 193, 733, 735円 |
| 保健衛生施設等施設 | 感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及 | 令和元年度交付決定額 |
| • 設備整備費国庫補 | び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾 | (施設) |
| 助金 | 病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上 | 1件 23, 326, 000円 |
| | に寄与することを目的としています。 | (設備) |
| | | 228件 346,901,000円 |
| | | |
| | | |
| | | 令和元年度財産処分 |
| | | 8件(内包括3件) |
| 社会福祉施設等施設 | 地方公共団体等が整備する施設整備等に要 | |
| 整備費国庫補助金 | する費用の一部を補助することにより、施設入 | 令和元年度交付決定額 |
| | 所者等の福祉の向上を図ることを目的として | 3, 948, 495, 000円 |
| | います。 | 人和一大吃肚文加八 |
| | | 令和元年度財産処分 |
| | | 94件(内包括61件) |
| 地域介護・福祉空間 | 市町村が作成した先進的事業整備計画に基 | |
| 整備等施設整備交付 | | 令和元年度交付決定額 |
| 金 | 市町村に交付することにより、地域における | 1,068,904,000円 |
| | 高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援す | |
| | る施設及び設備等の整備事業の推進の実施に | A 4. 19-11 - 11 |
| | より介護離職の防止に資することを目的とし | 令和元年度財産処分 |
| | ています。 | 18件(内包括8件) |

| 補助金名 | 交付目的 | 交付対象等 |
|-----------|-----------------------|----------------|
| 次世代育成支援対策 | 児童福祉施設等の整備に要する経費の一部 | 57件 |
| 施設整備交付金 | を交付することにより、次世代育成支援対策を | 令和元年度交付決定額 |
| | 推進することを目的としています。 | 1,740,527,000円 |
| | | |
| | | 令和元年度財産処分 |
| | | 8件(内包括5件) |
| 保健衛生施設等災害 | 暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害によ | 令和元年度は該当なし |
| 復旧費国庫補助金 | り被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業 | 0 |
| | に要する費用の一部を補助しています。 | |
| | | |
| | | |
| 社会福祉施設等災害 | 暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害によ | 264件 |
| 復旧費国庫補助金 | り被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業 | 令和元年度交付決定額 |
| | に要する費用の一部を補助しています。 | 360, 498, 000円 |
| | | |

(13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

概要

次の9種類(大学等科目確認を含む。)の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ア 管理栄養士養成施設
- イ 栄養士養成施設
- ウ 社会福祉士養成施設
- 工 介護福祉士養成施設
- オ 福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- カ 福祉系高等学校(介護福祉士の受験資格の取得)
- キ 介護福祉士実務者養成施設 (実務者研修)
- ク あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設
- ※ 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設(実務者研修)の大学・短大の 養成施設は近畿厚生局で業務を実施

② 指定等状况

ア 所管する養成施設等の数及び課程数:138 施設 149 課程(令和元年度末現在)

| 施設の種類 | 施設数 | 課程数 | 施設の種類 | 施設数 | 課程数 |
|-----------|---------|---------|--------------|---------|---------|
| 管理栄養士養成施設 | 33 (34) | 33 (34) | 福祉系高等学校 | 15 (15) | 15 (15) |
| 栄養士養成施設 | 20(21) | 20(21) | 介護福祉士実務者養成施設 | 2(2) | 2(2) |
| 社会福祉士養成施設 | 1(1) | 1(1) | あマ指師養成施設 | 2(2) | 2(2) |
| 介護福祉士養成施設 | 18 (17) | 19 (18) | あはき師養成施設 | 5(5) | 5 (5) |
| 福祉系大学等 | 42 (42) | 52 (51) | | | |

- (注1) 「あマ指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう(以下の「施設の種類」についても同じ)
- (注2) 施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成30年度末の数
- (注3) 令和元年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の88頁~97頁を参照

イ 新規指定(承認)件数: 5件(令和元年度)

| 施設の種類 | 件数 | 施設の種類 | 件数 | 施設の種類 | 件数 |
|-----------|----|-----------|----|--------------|----|
| 管理栄養士養成施設 | 1 | 介護福祉士養成施設 | 2 | 介護福祉士実務者養成施設 | 0 |
| 栄養士養成施設 | 2 | 福祉系大学等 | 0 | あマ指師養成施設 | 0 |
| 社会福祉士養成施設 | 0 | 福祉系高等学校 | 0 | あはき師養成施設 | 0 |

<令和元年度新規指定(承認)状況>

| 施設の種類 | 施 設 名 | 所 在 地 | 課程 | 定員 |
|-----------|-----------------|------------|------|-----|
| 管理栄養士養成施設 | 摂南大学 農学部 食品栄養学科 | 大阪府 枚方市 | 昼間4年 | 80名 |

| 栄養士養成施設 | 摂南大学 農学部 食品栄養学科 | 大阪府 枚方市 | 昼間4年 | 80 名 |
|-----------|------------------------|------------|------|------|
| 栄養士養成施設 | 武庫川女子大学 食物栄養科学部 食創造科学科 | 兵庫県 西宮市 | 昼間4年 | 80名 |
| 介護福祉士養成施設 | 宝塚医療大学 介護福祉別科 | 大阪府 大阪市 | 昼間2年 | 120名 |
| 介護福祉士養成施設 | 湊川短期大学 専攻科 生活福祉専攻 | 兵庫県 三田市 | 昼間1年 | 10名 |

ウ 内容変更承認件数:28件(令和元年度)

| 施 設 の 種 類 | 件数 | 施 設 の 種 類 | 件数 |
|---------------------------|--------------------------|--|-------------------------|
| 管理栄養士養成施設栄養士養成施設社会福祉士養成施設 | 5 (4) 15 (9) 0 (0) | 福 祉 系 高 等 学 校 介護福祉士実務者養成施設 あ マ 指 師 養 成 施 設 | 3 (0) 0 (0) 0 (0) |
| 介護福祉士養成施設 福祉系大学等 | 5 (0) 0 (0) | あはき師養成施設 | 0(0) |

(注) 件数欄の括弧書きは平成30年度の数

工 内容変更届件数: 184件(令和元年度)

| 施設の種類 | 件数 | 施 設 の 種 類 | 件数 |
|-------------------|---------|--------------|---------|
| 管 理 栄 養 士 養 成 施 設 | 4(1) | 福祉系高等学校 | 38 (33) |
| 栄養 士養 成 施 設 | 8(2) | 介護福祉士実務者養成施設 | 1(1) |
| 社会福祉士養成施設 | 4(4) | あマ指師養成施設 | 0(0) |
| 介護福祉士養成施設 | 33 (37) | あはき師養成施設 | 2(1) |
| 福祉系大学等 | 94 (87) | | |
| | | | |

(注) 件数欄の括弧書きは平成30年度の数

③ 指導状況

ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(令和元年度実績: 14 施設)

| 施設の種類 | 施設数 | 施 設 の 種 類 施設数 |
|------------|-------|----------------------|
| 管理栄養士養成施設 | 2(2) | 福 祉 系 高 等 学 校 3(3) |
| 栄養 士養 成施 設 | 5 (6) | 介護福祉士実務者養成施設 1(0) |
| 社会福祉士養成施設 | 0(0) | あ マ 指 師 養 成 施 設 0(0) |
| 介護福祉士養成施設 | 0 (5) | あ は き 師 養 成 施 設 3(0) |

(注) 件数欄の括弧書きは平成30年度の数

イ 指導件数

指導件数:23件(文書6件、口頭17件)

| 施設の種類 | 文書 | 口頭 | 施設の種類 | 文書 | 口頭 |
|-------------|----|----|--------------|----|----|
| 管理栄養士養成施設 | 1 | 10 | 福祉系高等学校 | 0 | 1 |
| 栄養 士養 成 施 設 | 5 | 4 | 介護福祉士実務者養成施設 | 0 | 1 |
| 介護福祉士養成施設 | 0 | 0 | あはき師養成施設 | 0 | 1 |

ウ 具体的な指導の内容

| 事項 | | 内 | 容 |
|----------|---------------------------------------|---|---|
| | 教 員 | | |
| 教員に関すること | [指導内容] 資格基準を満 [根拠規定] る補講を計画し と。 | | いなかった。 こと。ついては、資格基準を満たす教員によ 上で開講し、学生に学習の機会を与えるこ |

| 事項 | | 内容 |
|--------|------------------|---|
| 手 | 事務手続 | |
| 続 に | < 事 例 > | 教育内容ごとの単位数及び履修方法等に関する変更手続きを行っていなかっ |
| 関 | | た。 |
| すること | [指導内容] [根拠規定] | 今後指定内容に変更があった場合においては適正な手続きを行うこと。 栄養士法施行令第12条 栄養士法施行規則第12条 |

| 事項 | | 内容 |
|---------|------------------|---|
| 情 | 情報開示 | |
| 情報開示に関す | < 事 例 > | 開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。 |
| けること | [指導内容] [根拠規定] | 定められている全ての内容に関して情報を開示すること。 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 5 条第 18 号 |

(14) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実

施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和元年度は、講習会等について、届出はありませんでした(平成30年度も0件)。

② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

令和元年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が 1 件(平成 30 年度は 0 件)、介護教員講習会が 1 件(平成 30 年度も 1 件)の提出がありました。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実 習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な 場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

令和元年度は、社会福祉士実習指導者講習会が4件(平成30年度は2件)、介護福祉士実習指導者講習会が10件(平成30年度は2件)の提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成28年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3年以上の 実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任 教員(教務の主任者)及び介護過程IIIを教授する教員は、原則「実務者研修教員講 習会」を受講することが必要です。

また、平成28年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったことから、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となりました。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

令和元年度は、実務者研修教員講習会が16件(平成30年度は12件)、医療的ケア教員講習会が65件(平成30年度は58件)の提出がありました。

8 医 事 課

(1)薬事監視に関する業務

① 医薬品等の許認可業務

ア 概要

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。<u>厚生労働大臣の指定する医薬品等※</u>を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可についは、都道府県知事が行うこととされています。

近畿厚生局では、厚生労働大臣の指定する医薬品等の製造業に関する事務手続きを所管しています。

※ 厚生労働大臣の指定する医薬品等とは

厚生労働大臣の指定する医薬品等とは、以下のとおりです。

- ・生物学的製剤(体外診断薬を除く)
- 放射性医薬品
- · 国家検定医薬品
- ・遺伝子組換え技術応用医薬品
- 細胞培養技術応用医薬品
- 細胞組織医薬品
- 特定生物由来製品医薬品
- 再生医療等製品

イ実績

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|--------|-------|
| 年度当初の厚生労働大臣許可施設数 | 16 | 18 | 18 |
| 業許可施設数 (新規) | 2 | 3 | 0 |
| 業許可施設数 (廃止) | 0 | 3 | 1 |
| 年度末の厚生労働大臣許可施設数 | 18 | 18 | 17 |

② 毒物及び劇物の登録業務

ア 概要

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は 販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりま せん。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。 (毒物及び劇物取締法第4条)

近畿厚生局では、厚生労働大臣の権限とされている毒物劇物製造(輸入)業に係る登録事務等を所管しています。

イ 実績

| | | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------|--------|----------|--------|-------|
| 毒物劇物営業者の登録等業務件数 | | 488 件 | 485 件 | 439 件 |
| 再揭 | 登録等の件数 | 318 件 | 325 件 | 293 件 |
| | 届出等の件数 | 170 件 | 160 件 | 146 件 |

③ 薬監証明書の発給業務

ア 概要

医薬品等の輸入に当たり、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防止するため、医薬品等を輸入しようとする者に対しては、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」に基づく指定の書類の提出が求められています。

近畿厚生局では、未承認の医薬品等を輸入しようとする際に提出される輸入報告書について内容の確認を行い、「厚生労働省確認済輸入報告書」(薬監証明書)を発給しています。

また、個人輸入についても決められた範囲以上の医薬品等を輸入する場合は、薬監証明書が必要となります。

なお、当局の輸入監視業務に係る管轄範囲は、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、 門司税関及び長崎税関の5税関となっています。

イ 実績

薬監証明書の処理件数については、近年増加傾向にあり、また輸入形態が多様化する中で、遅滞することなく日々業務を進めています。

(ア) 薬監証明の処理件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 医薬品 | 18,901 件 | 19,643 件 | 22,821件 |
| 医薬部外品 | 344 件 | 213 件 | 189 件 |
| 化粧品 | 97 件 | 84 件 | 64 件 |
| 医療機器 | 8,044件 | 7,653件 | 8,547件 |
| 体外診断用医薬品 | 85 件 | 245 件 | 218 件 |
| 再生医療等製品 | 7 件 | 1 件 | 1 件 |
| 毒物・劇物 | 481 件 | 469 件 | 487 件 |
| 合 計 | 27,959 件 | 28, 308 件 | 32, 327 件 |

(イ) 相談件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|-----------|----------|-----------|
| 相談件数 | 26, 140 件 | 24,519件 | 26, 287 件 |

(2) 医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務

① 概要

平成16年4月以降に免許を取得した医師には2年以上、平成18年4月以降に免許を取得した歯科医師には1年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法によりそれぞれ義務づけられています。

この臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師が、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念に則り、大学病院もしくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムにより、研修が実施されます。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定もしくはプログラム変更の申請・届出を行った病院等の研修プログラムの内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、臨床研修制度が円滑に運用されるための啓発活動などを実施しています。

なお、医師臨床研修については、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の施行により、令和2年4月1日から、臨床研修病院の指定権限、定員設定権限等が都道府県に移譲されます。

② 実績

新規指定申請、既指定病院・施設からのプログラム変更届出について審査する とともに、既指定病院等の実地調査による指導を行っています。

ア 新規指定等の審査の状況

(医師)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----------|----------|-------|
| 基幹型臨床研修病院の新規指定申請 | 2 件 | 1件 | 1件 |
| 協力型臨床研修病院の新規指定申請 | 0件 | 2 件 | 0件 |
| 臨床研修病院の移転報告 | 2 件 | 4件 | 2 件 |
| 臨床研修プログラムの変更・新設届出 | 55 件 | 43 件 | 188 件 |

- (注1) 基幹型・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって当該 臨床研修の管理を行うものをいう
- (注2)協力型・・他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型でない ものをいう

(歯科医師)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | | |
|------------------|----------|----------|-------|--|--|
| 単独型臨床研修施設の新規指定申請 | 2 件 | 2 件 | 4件 | | |
| 管理型臨床研修施設の新規指定申請 | 1件 | 0 件 | 1件 | | |
| 協力型臨床研修施設の新規指定申請 | 7件 | 3 件 | 1件 | | |
| 連携型臨床研修施設の新規指定申請 | 0件 | 0 件 | 0 件 | | |

| 臨床研修施設の移転報告 | 3 件 | 0件 | 0件 |
|-------------------|-----|------|------|
| 臨床研修プログラムの変更・新設届出 | 9件 | 13 件 | 17 件 |

- (注1)単独型・・単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療 所をいう
- (注2)管理型・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(単独型を除く。)であって、当該臨床研修の管理を行うものをい う
- (注3)協力型・・3月以上他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は 診療所(単独型を除く。)であって、管理型でないものをいう
- (注4) 連携型・・他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(単独型を除く。) であって、管理型及び協力型に該当しないもの

イ 実地調査の実施状況

| 54.219422 75472 7402 | | | | | |
|----------------------|----------|----------|-------|--|--|
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | | |
| 医師臨床研修病院 | 18 件 | 12 件 | 9件 | | |
| 歯科医師臨床研修施設 | 10 件 | 11 件 | 11 件 | | |

ウ 指導医等に対する臨床研修制度講演

| 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|------|----------|-------|
| 講演回数 | 34 回 | 20 回 | 16 旦 |

エ 地域医療に重点をおいた近畿厚生局指導医講習会

| | 平成 28 年度 | 平成 28 年度 平成 29 年度 | |
|------|----------|-------------------|------|
| 参加者数 | 28 名 | 27 名 | 27名 |
| 修了者数 | 28 名 | 27 名 | 27 名 |

③ 臨床研修病院府県別指定状況(令和元年3月31日現在)

ア 指定病院数 (厚生労働省が指定する施設)

| | | 医師 臨床研修病院 | 歯科医師 臨床研修施設 | | ī. Z |
|----|--------|--------------|----------------|-----|---------|
| | | 基幹型 | 単独型 | 管理型 | 計 |
| 福 | 平成29年度 | 6 | 1 | 1 | 2 |
| 井 | 平成30年度 | 6 | 1 | 1 | 2 |
| 県 | 令和元年度 | 6 | 1 | 1 | 2 |
| 滋 | 平成29年度 | 12 | 5 | 0 | 5 |
| 賀県 | 平成30年度 | 12 | 5 | 0 | 5 |
| | 令和元年度 | 13 | 5 | 0 | 5 |
| 京 | 平成29年度 | 21 | 7 | 0 | 7 |
| 都 | 平成30年度 | 21 | 7 | 0 | 7 |
| 府 | 令和元年度 | 21 | 7 | 0 | 7 |

| 大 | 平成29年度 | 66 | 10 | 4 | 14 |
|----|--------|-----|----|---|----|
| 阪 | 平成30年度 | 66 | 11 | 4 | 15 |
| 府 | 令和元年度 | 67 | 11 | 4 | 15 |
| 兵 | 平成29年度 | 46 | 14 | 0 | 14 |
| 庫 | 平成30年度 | 47 | 13 | 1 | 14 |
| 県 | 令和元年度 | 45 | 13 | 1 | 14 |
| 奈 | 平成29年度 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 良 | 平成30年度 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 県 | 令和元年度 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 和 | 平成29年度 | 8 | 2 | 0 | 2 |
| 歌山 | 平成30年度 | 8 | 2 | 0 | 2 |
| 県 | 令和元年度 | 8 | 2 | 0 | 2 |
| _ | 平成29年度 | 166 | 39 | 5 | 44 |
| 合計 | 平成30年度 | 168 | 38 | 6 | 44 |
| | 令和元年度 | 168 | 39 | 6 | 45 |

イ 大学附属病院数

| | | 医師 臨床研修病院 | 歯科医師 臨床研修施設 | | ĭ |
|---------|--------|--------------|----------------|-----|---|
| | | 基幹型 | 単独型 | 管理型 | 計 |
| 福 | 平成29年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 井 | 平成30年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 県 | 令和元年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 滋 | 平成29年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 賀 | 平成30年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 県 | 令和元年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 京 | 平成29年度 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 都 | 平成30年度 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 府 | 令和元年度 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 大 | 平成29年度 | 6 | 2 | 2 | 4 |
| 阪府 | 平成30年度 | 6 | 2 | 2 | 4 |
| 灯 | 令和元年度 | 6 | 3 | 2 | 5 |
| 兵 | 平成29年度 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 庫 | 平成30年度 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 県 | 令和元年度 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 奈 | 平成29年度 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 良県 | 平成30年度 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| | 令和元年度 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 和 | 平成29年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 歌 山 | 平成30年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 県 | 令和元年度 | 1 | 1 | 0 | 1 |

| _ | 平成29年度 | 16 | 9 | 3 | 12 |
|----|--------|----|----|---|----|
| 台計 | 平成30年度 | 16 | 9 | 3 | 12 |
| | 令和元年度 | 16 | 10 | 3 | 13 |

- (注) 歯科医師臨床研修施設:単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上
- ※ 医師臨床研修病院一覧(基幹型)は資料編の98頁~101頁、歯科医師臨床研修施設 一覧は資料編の102頁をそれぞれ参照

(3) 看護師の特定行為研修に関する業務

① 概要

2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した 看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の 診療の補助(例えば脱水時の点滴(脱水の程度の判断と輸液による補正)など)を行 う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定、変更の申請・届出を 行った指定機関の研修計画内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照ら して審査しています。また、看護師の特定行為※研修制度に関する周知活動などを実 施しています。

※ 特定行為とは

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる下記の21区分38行為と定められています。

| 特定行為区分 | 特定行為 |
|-------------|-----------------------|
| 呼吸器(気道確保に係る | 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの |
| | |
| しもの)関連 | 位置の調整 |
| 呼吸器(人工呼吸療法に | 侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| 係るもの)関連 | 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| | 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬 |
| | の投与量の調整 |
| | 人工呼吸器からの離脱 |
| 呼吸器(長期呼吸療法に | 気管カニューレの交換 |
| 係るもの)関連 | |
| 循環器関連 | 一時的ペースメーカの操作及び管理 |
| | 一時的ペースメーカリードの抜去 |
| | 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 |
| | 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行う |
| | ときの補助の頻度の調整 |
| 心嚢ドレーン管理関連 | 心嚢ドレーンの抜去 |
| 胸腔ドレーン管理関連 | 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定 |
| | の変更 |
| | 胸腔ドレーンの抜去 |

| 腹腔ドレーン管理関連 | 腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺 針の抜針を含む。) |
|---------------------------------------|---|
| ろう孔管理関連 | 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又 は胃ろうボタンの交換 |
| 当年になったこ こっか | 膀胱ろうカテーテルの交換 |
| 栄養に係るカテーテル管 理(中心静脈カテーテル | 中心静脈カテーテルの抜去 |
| 管理)関連 | |
| 栄養に係るカテーテル管 | 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 |
| 理(末梢留置型中心静脈 | , |
| 注射用カテーテル管理) | |
| 関連 | |
| 創傷管理関連 | 褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療におけ |
| | る血流のない壊死組織の除去 |
| | 創傷に対する陰圧閉鎖療法 |
| 創部ドレーン管理関連 | 創部ドレーンの抜去 |
| 動脈血液ガス分析関連 | 直接動脈穿刺法による採血 |
| ************************************* | 機骨動脈ラインの確保 |
| 透析管理関連 | 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液 透析濾過器の操作及び管理 |
| 栄養及び水分管理に係る | 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 |
| 薬剤投与関連 | 脱水症状に対する輸液による補正 |
| 感染に係る薬剤投与関連 | 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与 |
| 血糖コントロールに係る | インスリンの投与量の調整 |
| 薬剤投与関連 | , |
| 術後疼痛管理関連 | 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与 |
| | 量の調整 |
| 循環動態に係る薬剤投与 | 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 |
| 関連 | 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロー |
| | ルの投与量の調整 |
| | 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 |
| | 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量 |
| | の調整 |
| 生地 ない地々 (中心)ったフ | 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 |
| 精神及び神経症状に係る 薬剤投与関連 | 抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与 |
| 米別汉才因史 | 抗不安薬の臨時の投与 |
| 皮膚損傷に係る薬剤投与 | 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときの |
| 関連 | ステロイド薬の局所注射及び投与量の調整 |
| 1244 | |

② 実績

ア 新規指定等の審査の状況

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|--------|-------|
| 新規指定申請 | 2 件 | 5 件 | 14 件 |

イ 実地調査の実施状況

| | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|--------|-------|
| 実施施設件数 | 2 件 | 5件 | 4 件 |

ウ 看護師特定行為研修制度説明会の参加者数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|-------------------|--------|-------|
| 福井県 | 0名 | 2名 | 2名 |
| 滋賀県 | 0名 | 3名 | 15名 |
| 京都府 | 296名 (2回の延べ人数) | 1名 | 10名 |
| 大阪府 | 51名 (2回の延べ人数) | 49名 | 86名 |
| 兵庫県 | 120名 | 32名 | 31名 |
| 奈良県 | 48名 | 17名 | 9名 |
| 和歌山県 | 0名 | 4名 | 8名 |
| 合計 | 515名 | 108名 | 161名 |

③ 特定行為研修府県別指定状況(令和元年3月31日現在)

指定施設数(厚生労働省が指定する施設)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|-------|
| 福井県 | 1件 | 2件 | 3件 |
| 滋賀県 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 京都府 | 1件 | 1件 | 5件 |
| 大阪府 | 4件 | 6件 | 11件 |
| 兵庫県 | 2件 | 3件 | 6件 |
| 奈良県 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 和歌山県 | 1件 | 2件 | 2件 |
| 合計 | 11件 | 16件 | 29件 |

(4) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

国民が安心して医療を受けることができるためには、医療の質と安全性の向上が求められています。

近畿厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進のため、医療事故の原因究明からなる再発防止を図ることを主眼とし、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、 医療安全に関する知識の習得を目的として「医療安全に関するシンポジウム」を開催 しています。

② 実績

医療安全に関するシンポジウム

| 開催年度 (開催日) | 参加者数 | テーマ |
|---------------------------|-------|------------------------------|
| 平成 29 年度 (H29. 11. 14) | 834名 | 職種を活かした医療安全 |
| 平成 30 年度 (H30. 11. 21) | 843 名 | 医療機関における医療の安全を考える |
| 令和元年度 (R1.11.21) | 942 名 | 患者の安全を確保するホスピタル・ガバナン スの構築 |

(5) 再生医療等の推進と安全性の確保に関する業務

① 概要

再生医療は、疾患を根治する治療法の開発を目指すことができる、又はこれまで有効な治療法のなかった疾患が治療できるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療技術であることから、安全面及び倫理面から十分な配慮が必要です。「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」※(平成25年法律第85号)が平成26年11月25日に施行され、医師又は歯科医師が再生医療等を提供するために再生医療等技術ごとに再生医療等提供計画を提出することが必要となりました。また再生医療等に用いる特定細胞加工物の製造の許可等の制度が定められました。

近畿厚生局では、当該法律に係る手続き及び手続きに係る相談業務を行っています。また、委員会意見交換会等を開催し、制度の周知を図っています。

※ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律とは

再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・受理等の制度等を定めた法律です。

② 実績

ア 登録件数

| | 再生医療等 提供計画 | 再生医療等 委員会 | 細胞培養 加工施設 | 合計 |
|--------|---------------|--------------|--------------|-----|
| 平成29年度 | 88 | 0 | 47 | 135 |
| 平成30年度 | 128 | 0 | 54 | 182 |
| 令和元年度 | 134 | 0 | 73 | 207 |

イ 定期報告件数

| 再生医療等 提供計画 | | 細胞培養 加工施設 | 合計 |
|------------|-----|--------------|-----|
| 平成29年度 | 397 | 310 | 707 |

| 平成30年度 | 805 | 537 | 1342 |
|--------|-----|-----|------|
| 令和元年度 | 471 | 322 | 793 |

ウ 委員会意見交換会

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 参加者数 | 60名 | 54名 | 67 名 |

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観察法)は、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度です。

近畿厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇 決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の<u>指定入院医療機</u> <u>関※</u>への移送を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するた めに、裁判官と精神科医(精神保健審判員)、必要に応じて精神保健福祉の専門 家(精神保健参与員)で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任す るための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の名簿の作成などを行ってい ます。

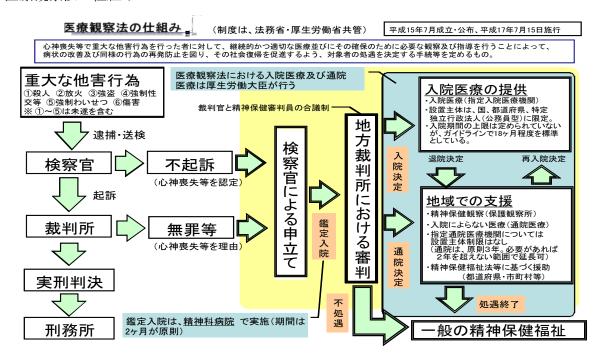
※ 指定入院医療機関とは

指定入院医療機関とは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する心神喪失者等医療観察法による入院処遇を担当させるため、厚生労働大臣が指定した医療機関です。

② 実績

管内にある指定入院医療施設の開棟、増床等により診療報酬請求の審査・支払 業務が増加傾向にあります。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------------|----------|----------|--------|
| 指定医療機関の指定 | 27 件 | 19 件 | 31 件 |
| 指定入院医療機関の選定 (移送) | 41 件 | 52 件 | 39 件 |
| 精神保健判定医の登録 | 174 件 | 170 件 | 174 件 |
| 精神保健参与員の登録 | 108 件 | 99 件 | 116 件 |
| 診療報酬請求の審査・支払 | 3,631件 | 3,551件 | 3504 件 |



< 医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ>



(7) 医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育に関する業務

① 概要

医師法及び歯科医師法の一部改正(平成 19 年4月1日施行)に伴い、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対する再教育については、国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた医師等に対し再教育の受講を義務付けています。

近畿厚生局では、行政処分を受け、医業停止の処分を受けた者のうち、1~3年の 処分者に対する再教育研修(個別研修)に係る業務として、研修における進捗状況の 把握、助言指導者の指名、個別研修計画書及び研修修了報告書の受理等を行っていま す。

② 実績

ア 個別研修対象者

| | | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------|--------|----------|--------|-------|
| 業務停止1年~2年未満 | (医師) | 0名 | 1名 | 0名 |
| 業務停止1年~2年未満 | (歯科医師) | 0名 | 0名 | 0名 |
| 業務停止2年以上 | (医師) | 0名 | 0名 | 3名 |
| 業務停止2年以上 | (歯科医師) | 1名 | 0名 | 0名 |

イ 個別研修状況

| | | 平成 29 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|----------|--------|-------|
| 個別研修計画書受理通知交付 | (医師) | 2 件 | 1 件 | 2 件 |
| 個別研修計画書受理通知交付 | (歯科医師) | 1件 | 0件 | 0 件 |
| 個別研修修了証書交付 | (医師) | 3件 | 1 件 | 2 件 |
| 個別研修修了証書交付 | (歯科医師) | 1件 | 0件 | 0 件 |

(8) 臨床研究法に関する業務

概要

医薬品等を人に対して用いることにより、その医薬品等の有効性・安全性を明らかにする臨床研究を法律の対象とすることとし、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成 29 年4月 14 日に公布され、平成30 年4月1日に施行されました。

近畿厚生局では、臨床研究法に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の 監督に関すること、臨床研究審査委員会の認定及び臨床研究審査委員会の監督に関する こと、報告徴収及び立ち入り検査に関すること等を行っています。

② 実績

ア 実施計画の審査状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|-------|
| 実施計画 (新規) | 219 件 | 74 件 |
| 実施計画(変更) | 25 件 | 315 件 |
| 実施計画 (軽微変更) | 2 件 | 0 件 |
| 実施計画 (研究中止) | 0 件 | 3 件 |
| 実施計画 (研究終了) | 0 件 | 9件 |

イ 管内の指定状況(令和2年3月31日現在)

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------|----------|-------|
| 認定臨床研究審査委員会 | 14 | 15 |

9 食品衛牛課

(1)総合衛生管理製造過程の承認等

① 概要

平成7年に食品衛生法に基づく「総合衛生管理製造過程」の承認制度が創設されました。「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取り扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析重要管理点)システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受ければ、必ずしも食品衛生法に基づく製造基準によることなく、独自の方法による食品の製造または加工が可能です。

厚生局では、総合衛生管理製造過程の申請(新規、更新(3年))、変更内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進の向上に努めています。

なお、平成30年6月の法改正により、令和2年6月に承認制度が廃止される予定であり、廃止後は新規、更新はできなくなり、有効期間経過後は失効することとなります。

但し、製造基準によらない独自の製造方法をとる施設については、これまでの承認 手続と同様の確認を行う予定です。

※ 総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

ア 乳 (牛乳、脱脂乳、加工乳など)

イ 乳製品 (アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など)

ウ 清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など)

エ 食肉製品 (ハム、ソーセージなど)

オ 魚肉練り製品 (魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など)

カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品(缶詰・瓶詰、レトルト食品など)

② 所管する施設数[対象延品目数] (令和2年3月31日現在)

(内訳)「乳」11 施設[13 品目]「乳製品」11 施設[14 品目]「清涼飲料水」12 施設[18 品目]「食肉製品」4 施設[8 品目]「魚肉練り製品」1 施設[1 品目]「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」0 施設[0 品目]

39 施設[54 品目]

③ 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------------------|----------|----------|-------|
| 総合衛生管理製造過程承認施 設への立入調査 | 20 件 | 19 件 | 19 件 |

(令和元年度中に総合衛生管理製造過程の新規承認となった施設はありませんでした。)

【HACCPとは】(Hazard Analysis and Critical Control Point)

HACCP(ハサップ)は、食品の原料受入から製造・出荷までの全ての工程において発生する恐れのある危害を分析し、これを除去できる重要な工程を連続的に監視することにより、危害の発生を未然に防ぎ、製品の安全を確保する衛生管理の手法のことです。

(2) HACCPの普及推進

① 概要

HACCPによる食品の衛生管理は世界的に普及が進んでいます。国内においても、HACCPを普及するための様々な取組が行われており、当局では自治体職員向け研修会の開催や自治体のHACCPの取組への参画等を行っています。

- ア HACCP普及推進地方連絡協議会の開催
- イ HACCPに関する自治体職員向け研修会の開催
- ウ 自治体による地域連携HACCP導入実証事業への参画

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------------|----------|----------|-------|
| 協議会の開催 | 1件 | 1件 | 2件 |
| 研修会の開催 | 2 件 | 2件 | 2 件 |
| 自治体のHACCPの 取組への参画 | 2件 | 0 件 | 0 件 |

(3) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第25条の規定による製品 検査や同法第26条の規定により国又は都道府県、指定都市、若しくは中核市が行う 食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検 査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当しており、厚生労働省令で定める技術上の基準 (GLP: Good Laboratory Practice) に基づき、登録を受けた検査機関が検査を適正に実施しているかを立入検査により確認を行っています。

② 所管する施設数(令和2年3月31日現在)管内に本部がある検査機関13機関 検査施設24施設

③ 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------------------|----------|----------|-------|
| 登録検査機関の検査施設への 立入検査、現地調査 | 24 件 | 26 件 | 23 件 |

(4)健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制

① 概要

食品として販売されるものの広告や表示等においては、健康保持増進効果に関して、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示を行うことが禁止されています。

厚生局では、消費者庁や都道府県及び保健所設置市(以下「都道府県等」という。) と連携を図りながら営業者へ指導等を行っています。

なお、違反事例への勧告、命令に係る業務については、平成 28 年度から都道府県 等に事務・権限を移譲しました。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------------------|----------|----------|-------|
| 都道府県及び事業者からの相 談 | 3 件 | 0 件 | 1 件 |

(5) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県等と共同で立入調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------------|----------|----------|-------|
| 都道府県等からの食中毒速報 等の収集 | 73 件 | 91 件 | 58 件 |

このほか、平成30年に改正された食品衛生法の一部施行により、食品衛生に関する監視指導の実施に当たっての関係者の連携協力体制の整備、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大防止を目的とした、近畿厚生局及び府県自治体を構成員とする近畿広域連携協議会が設置され、第一回協議会を開催しました。

(6) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の査察等

① 概要

EU(欧州連合)及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、都道府県等が行っていましたが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月からは、地方厚生局が認定を行うことになりました。

厚生局では、書類審査及び現地調査を行い、その結果を都道府県等に通知するほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数:5施設(令和2年3月31日現在)

(イ) 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 認定施設への査察 | 9件 | 10 件 | 10 件 |

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数:2施設(令和2年3月31日現在)

(イ) 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 認定施設への査察 | 3 件 | 2件 | 2 件 |

(7) 対中国等輸出水産食品取扱施設の登録及び衛生証明書の発行等

① 概要

(対中国)

我が国から中国に輸出される水産食品に対して、中国政府は最終加工施設等の認定 及び衛生証明書の添付を求めており、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 が施行された令和2年4月からは、施設の認定を厚生局が行うことになりました。衛 生証明書の発行については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

(対韓国)

韓国に冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出するには、処理施設等の認定及び衛生証明書の添付が求められています。

認定施設になるためには、認定要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に認定される必要があります。

厚生局では、取扱施設の認定及び衛生証明書の発行等を平成 25 年 2 月から実施しています。

(対台湾)

台湾への貝類の輸出については、平成30年1月から衛生証明書の添付が求められることとなりました。活以外の貝類の衛生証明書の発行については、都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

(対インド)

インドへの水産食品の輸出については、平成30年6月から最終加工施設の認定及び衛生証明書の添付が求められています。

施設認定手続及び衛生証明書の発行については、都道府県等衛生部局又は地方厚 生局が行っています。

(対メキシコ)

メキシコへの水産食品の輸出については、平成30年8月から衛生証明書の添付が

求められています。

衛生証明書の発行については、都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

② 実績

| (対中国) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 衛生証明書の発行 | 427 件 | 522 件 | 838 件 |

| (対韓国) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 取扱施設の登録 | 0件 | 0 件 | 0 件 |
| 衛生証明書の発行 | 25件 | 17 件 | 16 件 |

| (対台湾) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 衛生証明書の発行 | 1件 | 3件 | 0 件 |

| (対インド) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 取扱施設の登録 | | 1件 | 1件 |
| 衛生証明書の発行 | _ | 3件 | 0 件 |

| (対メキシコ) | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 衛生証明書の発行 | | 0件 | 0件 |

(8) 対シンガポール等輸出食肉処理場等に係る認定施設の査察

① 概要

国産牛肉の輸出は、相手国政府が定める衛生要件に適合することの認定を取得するとともに、これらの適正な実施が相手国政府の査察により確認されることが求められています。

厚生局では、同国輸出食肉取り扱い施設として認定されている施設に対して定期的 に査察を行っています。

② 実績(1施設で複数国の認定取得の場合、それぞれの国の要綱に求められる回数で重複計上しています)

ア 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数:4施設(令和2年3月31日現在)

(イ) 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 認定施設への査察 | 12 件 | 12 件 | 4件 |

イ 対EU輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数:1施設(令和2年3月31日現在)

(イ) 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 認定施設への査察 | -件 | -件 | 8 件 |

ウ 対米輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数:2施設(令和2年3月31日現在)

(イ) 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 認定施設への査察 | 一件 | 一件 | 12 件 |

エ 対台湾輸出食肉処理場等に係る認定施設

(ア) 所管する施設数:3施設(令和2年3月31日現在)

(イ) 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 認定施設への査察 | 一件 | 一件 | 2 件 |

(9) 自由販売証明書の発行

① 概要

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する際、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出される食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書(Certificate of free sale)」の提出を求められる場合が出てきたため、食品の輸出が円滑に行われるように、厚生局では、平成25年6月から当該証明書の発行を行っています。

当該証明書の発行については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が施行された令和2年4月に農林水産省に移管されました。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|-------|
| 自由販売証明書の発行 | 176 件 | 228 件 | 226 件 |

10 地域包括ケア推進課

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年(令和7年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省では、2025年(令和7年)を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

この取組を更に進めるため、平成28年4月1日に全国の地方厚生(支)局に「地域包括ケア推進課」が設置されました。

当局の地域包括ケア推進課は、管内2府5県(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)及び市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

(1) 広域的な視点で行う自治体支援

① 府県及び市町村職員向けセミナー等

ア 概要

府県及び市町村に対する地域包括ケアシステム構築に係る支援の一環として、近畿管内の自治体職員に対する初任者向けのセミナー、生活支援体制整備事業(※1)の学習会等を開催しています。

※1 生活支援体制整備事業

市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地縁組織等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化・高齢者の社会参加の推進を図ることを目的とする事業。市町村及び市町村が定めた日常生活圏域毎に生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、協議体を設置する。介護保険法に基づき市町村が実施する地域支援事業(※2)の一つ。

イ 実績

| | 開催日・場所 | 対象者 | 参加人数 |
|---------------------------|-----------|-----------|----------------|
| 近畿地域包括 ケア初任者合 同セミナー | 7/4(大阪市内) | 管内の自治体担当者 | 203 名(100 自治体) |

(生活支援体制整備事業の学習会は、新型コロナウイルス感染防止対応により、中止しました。)

② 府県、市町村担当者会議等

ア 概要

テーマに応じて、外部有識者の方々に出席をいただき、管内府県担当者等との地域包括ケアの推進に係る意見交換会等を開催しています。

イ 実績

| | 開催日・場所 | 対象者 | 参加府県 |
|-----------------------|-----------|----------------|--------|
| 認知症施策に関する 府県ブロック会議 | 9/27(大阪市) | 近畿管内の府県 担当者 | 府県 10名 |

③ 近畿厚生局地域包括ケア推進本部

アの概要

近畿管内における地域包括ケアシステム構築推進のため、近畿厚生局内における 横断的なメンバーにより構成した近畿厚生局地域包括ケア推進本部を設置し、府県 及び市町村支援等について検討しています。

イ 実績

〈近畿厚生局地域包括ケア推進本部会議〉 四半期毎に開催

(2)地域の実情に応じた自治体支援

① 交付金等の交付

ア 概要

地域支援事業交付金(※2)について、適切な執行となるよう、事前協議、交付申請、実績報告、再確定等についてのとりまとめを行っています。

また、地域医療介護総合確保基金(※3)についても、近畿管内の府県について執行状況等のヒアリングを行い、適切な基金事業運営の確保を行っています。

※2 地域支援事業及び地域支援事業交付金

地域支援事業は、市町村において、高齢者の介護予防、社会参加、地域における自立生活の支援を目的として、地域における包括的な相談及び支援体制、 多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する事業。

地域支援事業交付金は、市町村において地域支援事業を行うための経費にかかる交付金。

※3 地域医療介護総合確保基金

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成 26 年度から 消費税増収分を活用して各都道府県に設置した財政支援制度。支援対象は、医 療機関の施設・設備整備、介護施設等の整備、医療従事者及び介護従事者の確 保等に関する事業。

イ 実績

〈地域支援事業交付金〉

交付決定にかかる事前協議書のとりまとめ 交付申請書(変更交付申請書含む)のとりまとめ 実績報告書(再確定含む)のとりまとめ 〈地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)〉 府県に対するヒアリングの実施 基金の執行状況及び事業量の調査とりまとめ

〈地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備分)〉 基金の執行状況及び事業量の調査とりまとめ

② 介護保険事業(支援)計画の進捗管理支援

ア 概要

市町村及び府県において策定された第7期介護保険事業(支援)計画について、当該計画にかかる進捗管理について必要な助言等を行いました。

イ 実績

府県に対するヒアリングの実施

③ 地域包括ケアに関する情報提供

ア概要

在宅医療・介護連携を推進するため、保険医療機関等が当局に届出をしている診療報酬の施設基準等に係るデータを近畿管内府県に提供しています。

イ 実績

| | 情報提供回数 | |
|----------|--------|--|
| 平成 29 年度 | 4 回 | |
| 平成 30 年度 | 3 回 | |
| 令和元年度 | 4 回 | |

④ 地域支援事業等に関する疑義照会対応

ア 概要

平成 29 年度から本格実施となった地域支援事業交付金の申請手続、地域医療介護総合確保基金の活用等に関して、近畿管内府県及び府県を通じて市町村から寄せられた質問に対しては、必要に応じ厚生労働省老健局に確認の上、随時回答しています。

イ 実績

| | 疑義照会件数 |
|----------|--------|
| 平成 29 年度 | 123 件 |
| 平成 30 年度 | 144 件 |
| 令和元年度 | 129 件 |

⑤ 近畿厚生局後援名義の活用の推進

ア概要

管内府県・市町村・関係団体が行う地域包括ケアの推進に有益と考えられる事業の実施に当たっては、当局後援名義の活用の推進を図っています。

イ 実績

| | 使用許可件数 |
|----------|--------|
| 平成 29 年度 | 4 件 |
| 平成 30 年度 | 1 件 |
| 令和元年度 | 2件 |

(3)普及啓発活動

① 医育機関等における普及啓発

アの概要

大学医学部、病院等において、担当官による地域包括ケアに関する講演を実施しています。

イ 実績

| | 講演数 |
|----------|------|
| 平成 29 年度 | 25 回 |
| 平成 30 年度 | 26 回 |
| 令和元年度 | 16 回 |

② 近畿厚生局内における普及啓発

ア 概要

認知症への理解を深めるため、当局及び他省庁出先機関の職員を対象に、認知症サポーター養成講座を実施しています。

イ 実績

| - VIII | | |
|----------|------------|--|
| | 受講者数 | |
| 平成 29 年度 | 58 名 (2 回) | |
| 平成 30 年度 | 48名 (1回) | |
| 令和元年度 | 182名 (5回) | |

(4) 国の機関との連携

① 近畿地域包括ケア等推進関係省庁連絡会

ア概要

地域包括ケアシステムの構築及び発展に資することを目的として、近畿管内の国の地方出先機関相互において、協議、情報交換等を通じ地域の施策事情等について意見交換し相互理解を深めるとともに、多方面にわたり有益な連携をすすめるため、総務省近畿総合通信局、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局・近畿運輸局が構成機関として参画し、連絡会を開催しています。

イ 実績

平成 30 年度 2 回

令和元年度は、新型コロナウイルス感染防止対応により中止しました。

② 国の地方出先機関が主催する連絡会等への参画

ア概要

近畿管内における地域包括ケアシステム構築の推進を図るため、近畿管内の国の地方出先機関が実施する会議等に参画、参加しています。

イ 実績

- ·近畿地域 IoT 実装推進連絡会(近畿総合通信局)
- ·居住支援法人研修会(近畿地方整備局)
- ・農福連携近畿ブロックシンポジウム(近畿農政局)
- ・第2回大阪就職氷河期世代活躍支援プラットホーム(大阪労働局)

11 保 険 課

(1)健康保険組合の行う業務についての指導及び監査

① 概要

健康保険組合は、企業のサラリーマンについて、国の健康保険事業を代行することを 目的として、健康保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けて設立した公法人です。

そのため、健康保険組合では、健康保険法をはじめとする法令、通知、健康保険組合規約・規程に基づいて事業運営を行っています。

近畿厚生局では、健康保険組合から申請があった、規約変更等の認可や届出書等の 受理及び審査、厚生労働大臣へ提出される書類の審査等の業務のほか、健康保険組合の 適正な予算編成のために説明会等を開催しています。

また、健康保険組合における事業運営状況について、検査、指導等を行うことを目的として、管内の健康保険組合に対する実地指導監査を実施しています。

実地指導監査においては、総合監査はもとより、財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から指導を実施し、ひとりあたりの医療費が高額となっている健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を置いた指導を実施するなど、それぞれの健康保険組合の事業運営状況に添った実地指導監査を行っています。

② 実績

ア 所管する健康保険組合数

| | 単 一 | 連合 | 総合 | 総数 |
|---------|--------|------|-------|--------|
| 平成29年度末 | 204 組合 | 7 組合 | 56 組合 | 267 組合 |
| 平成30年度末 | 206 組合 | 7 組合 | 56 組合 | 269 組合 |
| 令和元年度末 | 203 組合 | 7 組合 | 56 組合 | 266 組合 |

イ 各申請書等の処理件数

| | 規約変更認可申 請書等の認可 | 規約変更届出 書 等 の 受 理 | 厚生労働大臣への 提出書類の審査等 | 公法人証明· 印鑑証明等 |
|--------|-------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 平成29年度 | 408件 | 2,231件 | 3,227件 | 801件 |
| 平成30年度 | 343件 | 1,969件 | 3,231件 | 822件 |
| 令和元年度 | 319件 | 1,732件 | 3,225件 | 871件 |

ウ実地指導監査の実施件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|----------|-------|
| 実地指導監査 | 61 組合 | 59 組合 | 59 組合 |

(2) 全国健康保険協会支部の行う業務の認可及び検査

① 概要

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、主として中小企業等(健康保険組合に加入していない企業)のサラリーマンについて健康保険事業を行うため、健康保険法により設置されており、健康保険法をはじめとする法令、通知、諸規程に基づき事業運営を行っています。

また、全国健康保険協会は、加入者に対する保険給付の適正な支給決定のため、法令に基づき、必要に応じて事業主に対する立入検査を実施しています。

近畿厚生局では、全国健康保険協会が、法令に基づき行う事業主への立入検査等について認可を行っており、その認可有効期間の満了時には、全国健康保険協会の支部から立入検査等の実施結果の報告を受け、立入検査等が適正に実施されたことを確認しています。

また、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部について、会計事務及び個人情報の取扱をはじめ、業務全般の事故防止を図る観点から、事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

② 実績

ア 健康保険協会が行う立入検査等の認可件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 認可件数 | 15 件 | 8 件 | 8 件 |

イ 全国健康保険協会が行う立入検査等の実施結果報告の受理・確認件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------|----------|----------|-------|
| 受理・確認件数 | 48 件 | 13 件 | 7件 |

ウ 立入検査の実施件数

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 立入検査 | 3 支部 | 2 支部 | 2 支部 |

12 企 業 年 金 課

(1) 厚生年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア概要

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて企業の事業主が母体企業とは別の 法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を国 に代わって支給(代行給付)するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給するこ とにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的と した制度として、昭和41年に導入されました。

近畿厚生局では、厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行ってきました。

しかしながら、厚生年金基金を取り巻く構造的な変化に対応し、公的年金と企業年金の役割分担、企業年金の事業主・加入者が負うべき役割とリスクを再整理することを目的とした平成25年の法律改正により、平成26年4月以降の厚生年金基金の新設は認められないこととなり、また、一定の存続基準を満たさない厚生年金基金については、解散又は他の企業年金制度等への移行が促進されることとなりました。

イ 実績

(ア) 厚生年金基金数 (現在、残存厚生年金基金はありません。)

| | 単 | 独 | 連 | 合 | 総 | 合 | 基 | 金 | 総 | 数 |
|---------|---|------|---|------|---|------|---|---|-----|------------|
| 平成29年度末 | | 0 基金 | | 0 基金 | | 2 基金 | | : | 2 基 | <u>:</u> 金 |
| 平成30年度末 | | 0 基金 | | 0 基金 | | 0 基金 | | (| 0 基 | 金 |
| 令和元年度末 | | 0 基金 | | 0 基金 | | 0 基金 | | (| 0 基 | 金 |

(注) 単独・・・一企業が単独で設立

連合・・・主力企業(親会社)と関連企業(子会社)が共同して設立

総合・・・同種同業の多数企業が共同して設立

(イ) 各申請書等の受付件数

| | 厚生労働大臣へ | 規約変更認 | 規約変更 | 公法人証明、 |
|--------|---------|-------|---------|--------|
| | 提出する書類 | 可申請書等 | 届 出 書 等 | 印鑑証明 |
| 平成29年度 | 432 件 | 29 件 | 353 件 | 108 件 |
| 平成30年度 | 190 件 | 23 件 | 4,993 件 | 49 件 |
| 令和元年度 | 98 件 | 0 件 | 6,123 件 | 17 件 |

(注) 令和元年度の「厚生労働大臣へ提出する書類」、「公法人証明、印鑑証明」の件数は、解散後の精算事務が終了していない厚生年金基金に係る書類等である。

また、「規約変更届出書等」の件数は、解散した厚生年金基金の加入員に係る被保険者記録の訂正等の日本年金機構からの情報提供等である。

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、厚生年金基金の事業運営の適否がそのまま加入員及び受給者等の権利に影響し、ひいては厚生年金保険制度全体にも影響を与えかねないため、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実地監査を実施してきており、解散した厚生年金基金に対しては、清算事務が適正に行われているかを確認するため、財産目録等承認申請時において実地監査を実施しています。

イ 実績

| | 通常実地監査 | 解散後実地監査 |
|--------|--------|---------|
| 平成29年度 | 0 基金 | 20 基金 |
| 平成30年度 | 0 基金 | 8 基金 |
| 令和元年度 | 0 基金 | 5 基金 |

(2)確定拠出年金に関する業務

制度の概要等

ア 概要

確定拠出年金は、事業主又は事業主と個人が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度として平成13年10月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型(iDeCo)」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認件数

| | 規約承認総件数 | 新規承認件数 |
|---------|---------|--------|
| 平成29年度末 | 946 件 | 90 件 |
| 平成30年度末 | 1,012 件 | 72 件 |
| 令和元年度末 | 1,062 件 | 55 件 |

⁽注)新規承認件数は、規約承認総件数の内数。

(イ) 各申請書等の受付件数

| | 規約承認申請書 | 規約変更承認申 請書等 | 規約変更 届出書等 |
|--------|---------|-------------|-----------|
| 平成29年度 | 96 件 | 368 件 | 956 件 |
| 平成30年度 | 60 件 | 469 件 | 1,073 件 |
| 令和元年度 | 52 件 | 272 件 | 1,688 件 |

(3)確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている制度として平成 14 年 4 月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理、運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認(認可)申請書、規約変更承認(認可)申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明及び印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認・認可件数

| | 規約承認(規約型)及び認可(基金型)総件数 | 当年度中の新規規約承認 及 び 新 規 認 可 件 数 |
|---------|-----------------------|--------------------------------|
| 平成29年度末 | 2,619 件 | 26 件 |
| 平成30年度末 | 2,556 件 | 15 件 |
| 令和元年度末 | 2,459 件 | 9 件 |

⁽注) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

(イ) 各申請書等の受付件数

| | 厚生労働大臣へ 提出する書類 | 規約変更認可申請書等 | 規約変更届出書等 | 公法人証明、 印鑑 証 明 |
|--------|-------------------|------------|----------|---------------|
| 平成29年度 | 296 件 | 226 件 | 3,710 件 | 59 件 |
| 平成30年度 | 349 件 | 221 件 | 3,713 件 | 70 件 |
| 令和元年度 | 304 件 | 212 件 | 3,648 件 | 83 件 |

② 指導監督

ア概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して、監査を始めました。監査は、初めに書面により監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行っています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚 生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

| | 書 面 | 監 査 | | 実 地 | 監 査 |
|--------|------|---------|---|------|-------|
| | (基金) | (事業主) | (| 基金) | (事業主) |
| 平成29年度 | 6 基金 | 162 事業主 | | 3 基金 | 0 事業主 |
| 平成30年度 | 6 基金 | 144 事業主 | | 4 基金 | 0 事業主 |
| 令和元年度 | 6 基金 | 144 事業主 | | 5 基金 | 0 事業主 |

⁽注)確定給付企業基金に関する監査業務については、所定の実施計画に基づき、計画とおり実施。

13 管 理 課

(1)医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務 所の所掌事務に関する総合調整等

概要

管理課は、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府 県事務所が所掌する保険医療機関等の療養担当者に対する指導・監査等の業務の実施 に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療 法人承認申請時及び各事業年度ごとに、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大 臣の証明書を所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準(租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号)を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 証明書の交付件数 | 67 件 | 61 件 | 63 件 |

(3) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。(法人税法施行令第5条第1項第29号ヲまたはヨ)

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件(法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号)を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|-------|
| 証明書の交付件数 | 20 件 | 20 件 | 19 件 |

(4) 国民健康保険の保険者等の指導

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を 図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、指導を 行っています。

② 実績(令和元年度)

9月から11月までの間、管内の7府県及び対象市町に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料(税)収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町については次のとおりです。

<府県及び対象市町等:7府県、7市町、2国保連合会>

- ·福井県 ·美浜町
- ·滋賀県 ·甲良町
- 京都府 綾部市
- ・大阪府 ・阪南市 ・兵庫県国民健康保険団体連合会
- ・兵庫県・上郡町・大阪府国民健康保険団体連合会
- · 奈良県 · 橿原市
- ·和歌山県 ·印南町

(平成 29 年度 7 府県、7 市町、2 国保連合会) (平成 30 年度 7 府県、7 市町、5 国保連合会)

(5)後期高齢者医療制度の運営主体等の指導

① 概要

後期高齢者医療制度の運営主体等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営の確保を図り、財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導を行っています。

② 実績(令和元年度)

9月から11月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料(税)収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

<府県及び対象市町等:7府県、7市町、7広域連合、2国保連合会>

- ・福井県 ・ 美浜町 ・ 福井県後期高齢者医療広域連合
- ・滋賀県 ・甲良町 ・滋賀県後期高齢者医療広域連合
- 京都府 ・綾部市 ・京都府後期高齢者医療広域連合
- ・大阪府 ・阪南市 ・大阪府後期高齢者医療広域連合
 - · 大阪府国民健康保険団体連合会
- ・兵庫県 ・上郡町 ・兵庫県後期高齢者医療広域連合
 - · 兵庫県国民健康保険団体連合会
- ・奈良県・橿原市・奈良県後期高齢者医療広域連合
- 和歌山県 ・印南町 ・和歌山県後期高齢者医療広域連合

(平成29年度:7府県、7市、7広域連合、2国保連合会) (平成30年度:7府県、7市町、7広域連合、5国保連合会)

(6) 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金支部に対し、社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に資するよう、指導監督を行っています。

② 実績(令和元年度)

社会保険診療報酬支払基金福井支部及び社会保険診療報酬支払基金大阪支部の2 支部に対し、実地監査を行いました。

(平成29年度:3支部、平成30年度:2支部)

(1) 指導監査課及び府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務

① 概要

医療機関への立入検査(いわゆる医療監視)業務は医療法第25条の規定に基づき、 医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な 医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健所を設置する市又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第3項の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、平成5年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第4条の2の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。
- エ 医療の高度の安全を確保する。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件 に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

(臨床研究中核病院)

臨床研究中核病院とは、平成27年3月31日付の医療法改正により制度化された 医療機関の機能区分で、医療法第4条の3の規定により、

- ア 特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する。
- イ 共同して特定臨床研究を実施する場合には、主導的な役割を果たす。
- ウ 相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- エ 特定臨床研究に関する研修を行う。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績

ア 所管する特定機能病院:15病院(令和2年3月31日現在)

| 府県名 | 病院名称 | 所管保健所等名 | |
|--------------|---------------|----------|--|
| 福井県 | 福井大学医学部附属病院 | 福井保健所 | |
| 滋賀県 | 滋賀医科大学医学部附属病院 | 大津市保健所 | |
| 市 郑 広 | 京都大学医学部附属病院 | 京都市保健福祉局 | |
| 京都府 | 京都府立医科大学附属病院 | 京都市保健福祉局 | |
| | 大阪医科大学附属病院 | 高槻市保健所 | |
| | 関西医科大学附属病院 | 枚方市保健所 | |
| | 大阪大学医学部附属病院 | 吹田保健所 | |
| 大阪府 | 国立循環器病研究センター | 吹田保健所 | |
| | 大阪市立大学医学部附属病院 | 大阪市保健所 | |
| | 大阪国際がんセンター | 大阪市保健所 | |
| | 近畿大学病院 | 富田林保健所 | |
| 6 康 周 | 神戸大学医学部附属病院 | 神戸市保健所 | |
| 兵庫県 | 兵庫医科大学病院 | 西宮市保健所 | |
| 奈良県 | 奈良県立医科大学附属病院 | 中和保健所 | |
| 和歌山県 | 和歌山県立医科大学附属病院 | 和歌山市保健所 | |

イ 特定機能病院立入検査の実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|-------|
| 立入検査の実施病院数 | 15 病院 | 15 病院 | 15 病院 |

ゥ 所管する臨床研究中核病院:2病院(令和2年3月31日現在)

| 府県名 | 病院名称 | 所管保健所等名 | |
|-----|-------------|----------|--|
| 京都府 | 京都大学医学部附属病院 | 京都市保健福祉局 | |
| 大阪府 | 大阪大学医学部附属病院 | 吹田保健所 | |

エ 臨床研究中核病院立入検査の実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------------|----------|----------|-------|
| 立入検査の実施病院数 | 2 病院 | 2 病院 | 2 病院 |

(3) 指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する業務

① 概要

近畿厚生局が保険医療機関等に行った取消処分を不服として、保険医療機関等から 訴訟を提起された場合において、法務局と連絡調整を行うほか、訴訟に関する情報の 収集、分析を行っています。

※ 根拠法令:国家賠償法第1条第1項、行政事件訴訟法第1条

② 訴訟対応件数(指導部門)

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|----------|-------|
| 訴訟対応件数 | 9件 | 5件 | 6件 |

15 調 査 課

(1) 保険医療機関等に関する定例的な調査等の調整・報告

概要

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告、その他保険医療機関等に 関する調査等の調整・分析・報告を行っています。

(2) 指導部門が保有する行政文書の公開に係る調整

概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、指導監査課及び府県事務所 の所管業務に関する行政文書の開示請求について、調整を行っています。

(3) 保険医療機関等管理システムを活用した情報管理

概要

保険医療機関等の情報を電子データで管理する保険医療機関等管理システムを活用 した事務の支援及び情報管理業務を行っています。

また、保険医療機関等管理システムから、近畿厚生局管内の保険医療機関等の指定 状況や施設基準の届出状況等に係るデータを抽出し、ホームページへの掲載を行って います。

16 特別指導第一課 特別指導第二課

特定事項に関する監督

① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他 医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特 別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

② 実績

ア指導

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

・ 近畿厚生局管内の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して、個別指導を実施しました。

イ 監査

保険医療機関、保険医

- ・ 近畿厚生局管内の保険医療機関及び保険医に対して、監査を実施しました。 また、監査の結果に基づき、行政上の措置を行いました。
- ※ 実施件数については、各府県事務所等の実績に含まれています。

17 指導監查課 • 府県事務所

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関 する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためは、 保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりま せん。

また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものとして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、柔道整復師から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求するしくみ(受領委任払い)を採っています。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

被保険者等がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師(以下、「はり師等」という。)に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦はり師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、平成31年1月から、はり師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみをはり師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けたはり師等が保険者に請求するしくみ(受領委任払い)を採っています。

近畿厚生局では、はり師等の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

実績

78 頁に掲載

(2) 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に 係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣 が定めた基準を満たすことにより、所定の診療(調剤)報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

2 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------------------|------------|------------|-----------|
| 基本診療料及び特掲診療料の施設基準 等受理件数 | 152, 889 件 | 178, 307 件 | 202,041 件 |

(注)施設基準等受理件数は各年度の4月1日現在の状況

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及 び監査

① 概要

ア指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療(保険調剤)の取扱い及び診療(調剤)報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療(保険調剤)の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けたはり師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療 (調剤) 内容及び診療(調剤) 報酬請求に関する不正または著しい不当が疑 われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを 目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、 注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養 費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係 を把握し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、受領委任払いに関 する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の 事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任に係る登録等を受けたはり師等が行う保険施術について、療養費の 請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握 し、公正かつ適正な措置を採ることを目的として、受領委任払いに関する通知 に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当 の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

指導監査等の実績については、厚生労働省の「平成 30 年度における保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について(概況)」に併せて公表予定です。

※ 上記の(1)~(3)の業務については、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所(大阪府にあっては、指導監査課)が行っています。

令和元年度における保険医療機関数等の実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

| | 保険 | 医療機関 | 等 | | 保険医等 | | | あん摩マ | |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|----------|---------|-----------------------|------------------------------------|-----------------|
| | 医 科 | 歯科 | 薬 局 | 医師 | 歯科 医師 | 薬剤師 | 指定 訪問 看護 事業所 | ッサージ 及び指 圧、は り、きゅ う施術所 | 柔道 整復 施術所 |
| 福井県 | 523 | 316 | 289 | 2, 333 | 527 | 1, 253 | 90 | 79 | 247 |
| 滋賀県 | 960 | 583 | 602 | 4, 237 | 1,024 | 3, 247 | 128 | 330 | 447 |
| 京都府 | 2, 365 | 1, 345 | 1, 063 | 11, 971 | 2, 487 | 7, 383 | 326 | 907 | 1, 323 |
| 大阪府 | 8, 404 | 5, 635 | 4, 193 | 35, 411 | 11, 368 | 27, 831 | 1, 403 | 4, 405 | 6, 535 |
| 兵 庫 県 | 4, 911 | 3, 065 | 2, 637 | 19, 775 | 5, 252 | 17, 240 | 749 | 1, 183 | 2, 247 |
| 奈良県 | 1, 142 | 701 | 551 | 4, 727 | 1, 241 | 3, 675 | 168 | 350 | 591 |
| 和歌山県 | 1,011 | 557 | 463 | 3, 837 | 987 | 2, 683 | 150 | 301 | 601 |
| R2. 4. 1 現在 | 19, 316 | 12, 202 | 9, 798 | 82, 291 | 22, 886 | 63, 312 | 3, 014 | 7, 555 | 11, 991 |
| H31. 4. 1 現在 | 19, 350 | 12, 252 | 9, 688 | 80, 959 | 22, 600 | 61, 587 | 2, 790 | 6, 751 | 11, 959 |
| H30. 4. 1 現在 | 19, 258 | 12, 261 | 9, 553 | 79, 295 | 22, 366 | 60, 018 | 2, 614 | | 12, 034 |

※はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任は平成31年1月から開始

2. 保険医療機関等指定状況

| | 新規指定 | | | | 指定更新 | | | |
|-------------|------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 医 科 | 歯科 | 薬 局 | 計 | 医 科 | 歯科 | 薬 局 | 計 |
| 福 井 県 | 15 | 15 | 21 | 51 | 54 | 33 | 39 | 126 |
| 滋賀県 | 35 | 24 | 45 | 104 | 119 | 40 | 72 | 231 |
| 京都府 | 80 | 46 | 101 | 227 | 203 | 97 | 112 | 412 |
| 大 阪 府 | 348 | 174 | 372 | 894 | 773 | 448 | 397 | 1,618 |
| 兵 庫 県 | 218 | 91 | 229 | 538 | 478 | 229 | 296 | 1,003 |
| 奈 良 県 | 34 | 12 | 41 | 87 | 117 | 58 | 61 | 236 |
| 和歌山県 | 27 | 10 | 33 | 70 | 90 | 37 | 55 | 182 |
| 令和元 年度 | 757 | 372 | 842 | 1, 971 | 1,834 | 942 | 1, 032 | 3, 808 |
| 平成 30 年度 | 792 | 408 | 771 | 1, 971 | 3, 034 | 1, 943 | 1, 308 | 6, 285 |
| 平成 29 年度 | 743 | 411 | 747 | 1, 901 | 4, 232 | 2, 795 | 1, 501 | 8, 528 |

3. 個別指導

| | | | 計明手:# | | |
|-------------|---------|-------|-------|-------|------|
| | | 医科 | 歯科 | 薬局 | 訪問看護 |
| 福井県 | 保険医療機関等 | 15 件 | 10 件 | 11 件 | 0 件 |
| 油 并 宗 | 保 険 医 等 | 45 人 | 11 人 | 21 人 | |
| 滋賀県 | 保険医療機関等 | 18 件 | 10 件 | 22 件 | 0 件 |
| 以 貝 乐 | 保 険 医 等 | 20 人 | 11 人 | 37 人 | |
| 京都府 | 保険医療機関等 | 11 件 | 14 件 | 39 件 | 0 件 |
| 京 和 小 | 保 険 医 等 | 50 人 | 15 人 | 48 人 | |
| 大阪府 | 保険医療機関等 | 31 件 | 46 件 | 41 件 | 0 件 |
| 人 版 州 | 保 険 医 等 | 44 人 | 66 人 | 45 人 | |
| 兵 庫 県 | 保険医療機関等 | 30 件 | 28 件 | 26 件 | 0 件 |
| 共 庫 示 | 保 険 医 等 | 41 人 | 38 人 | 50 人 | |
| 奈良県 | 保険医療機関等 | 27 件 | 14 件 | 19 件 | 0 件 |
| 苏 及 | 保 険 医 等 | 108 人 | 14 人 | 25 人 | |
| 和歌山県 | 保険医療機関等 | 26 件 | 16 件 | 18 件 | 0 件 |
| 和歌四乐 | 保 険 医 等 | 39 人 | 24 人 | 29 人 | |
| 二左座 | 保険医療機関等 | 158 件 | 138 件 | 176 件 | 0 件 |
| 元年度 | 保 険 医 等 | 347 人 | 179 人 | 255 人 | |
| 2.0年度 | 保険医療機関等 | 191 件 | 143 件 | 195 件 | 1 件 |
| 30年度 | 保 険 医 等 | 308 人 | 190 人 | 255 人 | |
| 0.0 欠款 | 保険医療機関等 | 192 件 | 121 件 | 190 件 | 0 件 |
| 29年度 | 保 険 医 等 | 425 人 | 132 人 | 268 人 | |

4. 新規個別指導

| | | | 保険医療機関 | 厚等 | | |
|-------|-----|---|--------|-----------|-----|---|
| | 医科 | | 歯科 | | 薬局 | |
| 福井県 | 6 | 件 | 5 | 件 | 14 | 件 |
| 滋賀県 | 21 | 件 | 17 | 件 | 25 | 件 |
| 京都府 | 45 | 件 | 26 | 件 | 62 | 件 |
| 大阪府 | 224 | 件 | 95 | 件 | 153 | 件 |
| 兵 庫 県 | 115 | 件 | 60 | 件 | 78 | 件 |
| 奈 良 県 | 13 | 件 | 13 | 件 | 28 | 件 |
| 和歌山県 | 17 | 件 | 6 | 件 | 10 | 件 |
| 元年度 | 441 | 件 | 222 | 件 | 348 | 件 |
| 30年度 | 426 | 件 | 270 | 件 | 395 | 件 |
| 29年度 | 430 | 件 | 284 | 件 | 388 | 件 |

5. 集団的個別指導

| | | 保険医療機 | 関等 | | |
|-------|---------|-------|----|-----|---|
| | 医科 | 歯科 | | 薬局 | |
| 福井県 | 18 件 | 15 | 件 | 17 | 件 |
| 滋賀県 | 37 件 | 31 | 件 | 32 | 件 |
| 京都府 | 120 件 | 106 | 件 | 64 | 件 |
| 大阪府 | 516 件 | 431 | 件 | 246 | 件 |
| 兵 庫 県 | 270 件 | 238 | 件 | 194 | 件 |
| 奈 良 県 | 46 件 | 37 | 件 | 40 | 件 |
| 和歌山県 | 45 件 | 27 | 件 | 26 | 件 |
| 元年度 | 1,052 件 | 885 | 件 | 619 | 件 |
| 30年度 | 1,058 件 | 893 | 件 | 694 | 件 |
| 29年度 | 1,041 件 | 890 | 件 | 682 | 件 |

6. 適時調査(施設基準調査)

| | 適時調査(施設基準調査) | | | | |
|-------|--------------|---|------|---|--|
| | 医科 | | 訪問看護 | | |
| 福井県 | 39 | 件 | 0 | 件 | |
| 滋賀県 | 34 | 件 | 0 | 件 | |
| 京都府 | 75 | 件 | 0 | 件 | |
| 大阪府 | 163 | 件 | 0 | 件 | |
| 兵 庫 県 | 94 | 件 | 0 | 件 | |
| 奈 良 県 | 36 | 件 | 0 | 件 | |
| 和歌山県 | 34 | 件 | 0 | 件 | |
| 元年度 | 475 | 件 | 0 | 件 | |
| 30年度 | 544 | 件 | 1 | 件 | |
| 29年度 | 539 | 件 | 0 | 件 | |

7. 監査

| | | | 計明子.# | | |
|--------------|---------|------|-------|-----|------|
| | | 医科 | 歯科 | 薬局 | 訪問看護 |
| 福井県 | 保険医療機関等 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 油 并 泉 | 保 険 医 等 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | |
| 滋賀県 | 保険医療機関等 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 保 険 医 等 | 0 人 | 2 人 | 0 人 | |
| 京都府 | 保険医療機関等 | 0 件 | 1 件 | 0 件 | 0 件 |
| 尔 和 小 | 保 険 医 等 | 0 人 | 2 人 | 0 人 | |
| 大阪府 | 保険医療機関等 | 3 件 | 4 件 | 0 件 | 0 件 |
| 人阪府 | 保 険 医 等 | 3 人 | 4 人 | 0 人 | |
| 兵 庫 県 | 保険医療機関等 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 共 | 保 険 医 等 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | |
| 奈良県 | 保険医療機関等 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 京 及 原 | 保 険 医 等 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | |
| 和歌山県 | 保険医療機関等 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 和歌田宗 | 保 険 医 等 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | |
| 一た床 | 保険医療機関等 | 3 件 | 6 件 | 0 件 | 0 件 |
| 元年度 | 保 険 医 等 | 3 人 | 8 人 | 0 人 | |
| 2.0年度 | 保険医療機関等 | 5 件 | 7 件 | 3 件 | 0 件 |
| 30年度 | 保 険 医 等 | 7 人 | 8 人 | 6 人 | |
| 0.055 | 保険医療機関等 | 8 件 | 5 件 | 3 件 | 0 件 |
| 29年度 | 保 険 医 等 | 15 人 | 5 人 | 3 人 | |

8. 返還金

| | 指導によるもの | 監査によるもの | 適時調査によるもの | 計 |
|-------|-----------|----------|-----------|------------|
| 福井県 | 1,866 万円 | 0 万円 | 58 万円 | 1,924 万円 |
| 滋賀県 | 2,428 万円 | 0 万円 | 1,140 万円 | 3,568 万円 |
| 京都府 | 3,339 万円 | 0 万円 | 2,721 万円 | 6,060 万円 |
| 大 阪 府 | 14,183 万円 | 2,867 万円 | 3,831 万円 | 20,881 万円 |
| 兵 庫 県 | 4,212 万円 | 747 万円 | 16,815 万円 | 21,774 万円 |
| 奈 良 県 | 1,557 万円 | 873 万円 | 1,010 万円 | 3,440 万円 |
| 和歌山県 | 2,697 万円 | 0 万円 | 211 万円 | 2,908 万円 |
| 元年度 | 30,282 万円 | 4,487 万円 | 25,786 万円 | 60,555 万円 |
| 30年度 | 49,490 万円 | 2,974 万円 | 81,643 万円 | 134,107 万円 |
| 29年度 | 37,777 万円 | 7,875 万円 | 28,411 万円 | 74,063 万円 |

[※] 各年度内に確定した返還金額を計上したものであり、個別指導、新規個別指導、監査または適時調査の実施年度と一致するものではありません。

[※] 単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳が必ずしも一致しません。

9. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

| | L | . /\ | 保険医療機関等 | | | | | |
|-------------|-----------|------|---------|---|----|---|----|---|
| | <u> X</u> | 分 | 医科 | | 歯科 | | 薬局 | |
| | 保険医療 | 指定取消 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 57 + 18 | 機関等 | 取消相当 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 福 井 県 | | 登録取消 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医等 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 滋賀県 | 機関等 | 取消相当 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| | 保険医等 | 登録取消 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 体灰区守 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 京都府 | 機関等 | 取消相当 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 不 仰 州 | 保険医等 | 登録取消 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 体灰区守 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 2 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 大阪府 | 機関等 | 取消相当 | 1 | 件 | 2 | 件 | 0 | 件 |
| | 保険医等 | 登録取消 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | 体灰区守 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 0 | 件 | 1 | 件 | 0 | 件 |
| 兵 庫 県 | 機関等 | 取消相当 | 1 | 件 | 1 | 件 | 0 | 件 |
| 八 | 保険医等 | 登録取消 | 1 | 人 | 1 | 人 | 0 | 人 |
| | | 取消相当 | 0 | 人 | 1 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 奈 良 県 | 機関等 | 取消相当 | 1 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 京及 第 | 保険医等 | 登録取消 | 2 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 体灰区守 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 和歌山県 | 機関等 | 取消相当 | 0 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 7110八四元 | 保険医等 | 登録取消 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 水灰区寸 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 2 | 件 | 1 | 件 | 0 | 件 |
| 元年度 | 機関等 | 取消相当 | 3 | 件 | 3 | 件 | 0 | 件 |
| 九千反 | 保険医等 | 登録取消 | 5 | 人 | 3 | 人 | 2 | 人 |
| | 体灰区守 | 取消相当 | 0 | 人 | 1 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 2 | 件 | 2 | 件 | 0 | 件 |
| 30年度 | 機関等 | 取消相当 | 1 | 件 | 0 | 件 | 2 | 件 |
| 3 0 平度 | 伊险房堂 | 登録取消 | 2 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 |
| | 保険医等 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医療 | 指定取消 | 1 | 件 | 0 | 件 | 0 | 件 |
| 0.0左曲 | 機関等 | 取消相当 | 1 | 件 | 6 | 件 | 1 | 件 |
| 29年度 | 旧应压然 | 登録取消 | 1 | 人 | 2 | 人 | 0 | 人 |
| | 保険医等 | 取消相当 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |

10. 柔道整復師の指導・監査実施状況

| | | 個別指導 | 監査 | 監査後の措置 | |
|---|---------------------------|-------|------|--------|---|
| 57 + 11 | ** | 0 /#- | 0 (4 | 中 止 0 | 件 |
| 福井県 | 施術所 | 0 件 | 0 件 | 中止相当 0 | 件 |
| 滋賀県 | 施術所 | 0 件 | 0 件 | 中 止 0 | 件 |
| | 地 141 月 | 0 17 | 0 14 | 中止相当 0 | 件 |
| 京都府 | 施術所 | 2 件 | 0 件 | 中 止 0 | 件 |
| 永 相 // · | 加也 7/19 7/21 | 2 IT | 0 17 | 中止相当 0 | 件 |
| 大阪府 | 施術所 | 8 件 | 1 件 | 中 止 0 | 件 |
|) (b) /ii | де из //I | 0 11 | 1 | 中止相当 1 | 件 |
| 兵 庫 県 | 施術所 | 2 件 | 2 件 | 中 止 0 | 件 |
| | ле из <i>17</i> 1 | 2 IT | 2 17 | 中止相当 1 | 件 |
| 奈 良 県 | 施術所 | 1 件 | 0 件 | 中 止 0 | 件 |
| <i>**</i> * * * * * * * * * * * * * * * * * * | же из //I | 1 11 | · 11 | 中止相当 1 | 件 |
| 和歌山県 | 施術所 | 0 件 | 1 件 | 中 止 0 | 件 |
| ДЕВУГА УК | NE 111 121 | V 11 | 1 11 | 中止相当 1 | 件 |
| 元年度 | 施術所 | 13 件 | 4 件 | 中 止 0 | 件 |
| 九十及 | де VI3 //I | 10 | т II | 中止相当 4 | 件 |
| 30年度 | 施術所 | 18 件 | 5 件 | 中 止 2 | 件 |
| 3 0 平皮 | <i>д</i> е из <i>12</i> 1 | 10 17 | o if | 中止相当 2 | 件 |
| 29年度 | 施術所 | 27 件 | 6 件 | 中 止 0 | 件 |
| 乙五十尺 | ルビ (MR 127) | 21 17 | U IT | 中止相当 1 | 件 |

18 麻 薬 取 締 部

(1)取締

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣 の指揮監督を受け、司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを 行っています。

[薬物関連六法]

| ・麻薬及び向精神薬取締法 | ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等 |
|------------------------|----------------------|
| • 大麻取締法 | 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等 |
| ・あへん法 | あへん、けし、けしがら |
| • 覚醒剤取締法 | 覚醒剤 |
| 库萨胜 阿 沙士 | 薬物犯罪収益の隠匿・収受の処罰、薬物犯罪 |
| ・麻薬特例法 | 収益の没収等 |
| ・医薬品医療機器等法 (旧「薬事法」) | 指定薬物(危険ドラッグ) |

「 刑 法]

・第2編第14章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

例年6月頃に、厚生労働省と近畿厚生局麻薬取締部の主催で、管内薬物取締関係機関等の参加を得て「近畿地区麻薬取締協議会」を開催して、新たに規制された薬物の周知や特異事例、犯罪手口の変化に対応するための取締上の問題点等の情報や意見を交換し連携を図っています。

また、事件によっては、関係取締機関(警察、海上保安庁、税関等)と合同で 捜査を行っています。

② 捜査実績

令和元年度に近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 190 名で、覚醒剤約 6.6 kg、乾燥大麻約 10.3 kg、大麻草 1630 本、コカイン約 57g、MDMA130g、指定薬物約 937g(粉末)約 2102g(植物片)約 1544g(液体)等を押収しています。

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|-------|
| 検挙人員 | 183 名 | 185 名 | 190名 |

近年、大麻事犯の検挙者数が急増しており、特に若年層を中心に大麻汚染が広がっています。

近畿厚生局麻薬取締部は大麻事犯への捜査を積極的に実施しており、令和元年 11 月には大麻栽培器具を販売していた園芸用品会社の社長と従業員を大麻栽培の幇助 容疑で検挙しています。

(2)鑑定

① 概要

薬物犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物や証拠品の鑑定を行っています。

主な鑑定として、

- ア 押収薬物の特定
- イ 被疑者から採取した生体試料(尿、汗、毛髪、血液等)からの規制薬物の検出
- ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

等があります。

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究も行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------|----------|----------|--------|
| 鑑定総件数 | 1,388件 | 1,130件 | 1,612件 |

(3) 許認可等

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬等には医療上の有用性がありますが、乱用されると乱用者 個人の健康の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れ ない危害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通を医療及び学術研究に限定し、また取り扱うことができる者を免許制度等によって特定し、その取扱いを規制することによって、不正ルートへの横流しを防止しています。

近畿厚生局麻薬取締部は、薬物五法に基づき、厚生労働大臣や近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可等の審査、進達及び各種免許等の交付事務を行っています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|--------|----------|----------|--------|
| 許認可総件数 | 846 件 | 1,754件 | 1,044件 |

(4) 立入検査

① 概要

各法令に基づき免許・指定・届出・許可等を受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸売・卸売業者、医療機関、薬局等小売業者、研究者に対し、管内府県の薬務担当者と協力し、立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---------------|----------|----------|-------|
| 立入検査 実施総件数 | 165 件 | 179 件 | 186 件 |

(5) 違法薬物相談電話

近畿厚生局麻薬取締部では、大阪「06-6949-3779」、神戸「078-391-0487」にそれ ぞれ直通の電話番号を設置し、違法薬物の情報提供に係る相談業務を行っています。

令和元年度の相談受理件数は大阪 225 件、神戸で 40 件であり、提供された情報を分析し、違法薬物の押収、被疑者検挙に向けた捜査を行っています。

(6) 再乱用防止対策

近畿厚生局麻薬取締部では、薬物の乱用によって刑事手続きを受けた方や薬物問題でお困りのご家族の方等を対象に、薬物乱用を繰り返さないための支援を実施しています。

その支援内容は、

- (1) 面談、電話、メール等を用いた相談
- (2) 認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施
- (3) 精神保健福祉センター、医療機関、自助団体等の紹介

等で、専門職員が相談に応じています。

再乱用防止対策室の直通電話は「06-6949-6330」です。

(7)薬物乱用防止のための啓発活動

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために 新たな乱用者を作らないことも重要であることから、近畿厚生局麻薬取締部は青少年 に対する啓発指導等を実施しています。

<主な予防啓発活動>

① 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の成長期や違法な「けし」の開花時期に合わせ、ポスター、リーフレット等を配布し、府県・保健所等と協力して不正大麻・けし撲滅運動(5月1日~6月30日)を実施し、それらの発見・除去に努めています。

- ② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日~7月19日)
- ③ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区(府県)大会 厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深め るため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防 止地区(府県)大会を開催しています。(毎年10月~11月)
- 令和元年度は京都市において開催しました。
- ④ 学校教育における啓発活動

学校等における薬物乱用防止教室において講演を行うなど、青少年に対する 薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。

| - 82 - | |
|--------|--|
|--------|--|

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

学生納付特例事務法人一覧(78法人)

| ı | | | | 令和2年3月31日現在 「 |
|---|-----------------|---------------|------------------------------|--|
| ļ | 法人の名称 | 法人番号 | 主たる事務所の所在地 | 学校名 |
| - | 学校法人国際ビジネス学院 | 1210005005121 | 坂井市丸岡町熊堂3-7-1-22 | 【国際ビジネス専門学校福井】 |
| | 学校法人青池学園 | 8210005008893 | 三方郡美浜町大薮7号永長24番2 | 【若狭医療福祉専門学校】 |
| | 公立大学法人敦賀市立看護大学 | 9210005009404 | 敦賀市木崎78号亀田2番1 | 【敦賀市立看護大学】 |
| ☆ | 学校法人福井県理美容学園 | 1210005000675 | 吉田郡永平寺町松岡兼定島第34号3番地2 | 【福井県理容美容専門学校】 |
| | 学校法人滋賀学園 | 4160005006444 | 東近江市布施町29 | 【びわこ学院大学】 【びわこ学院大学短期大学部】 |
| | 公益社団法人滋賀県私立病院協会 | 1160005000094 | 大津市真野1-12-30 | 【滋賀県堅田看護専門学校】 |
| | 学校法人淡海文化学園 | 2160005006446 | 東近江市五個荘竜田町266番地 | 【淡海書道文化専門学校】 |
| | 学校法人京都中央学院 | 3130005006200 | 京都市下京区油小路通塩小路下る 西油小路町27 | 【〈専〉YIC京都工科大学校】 【YIC京都ビューティ専門学校】 【YIC京都ペット総合専門学校】 |
| | 学校法人島津学園 | 1130005007497 | 南丹市園部町小山東町今北1番3 | 【京都医療科学大学】 【京都医療技術短期大学】 |
| | 学校法人京都精華大学 | 8130005004224 | 京都市左京区岩倉木野町137番地 | 【京都精華大学】 |
| | 学校法人京都仏眼教育学園 | 4130005013451 | 京都市東山区一橋宮ノ内町7番地 | 【京都仏眼鍼灸理療専門学校】 【京都仏眼医療専門学校】 |
| | 学校法人裏千家学園 | 3130005004204 | 京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町 651番地 | 【裏千家学園茶道専門学校】 |
| | 学校法人南京都学園 | 9130005008348 | 相楽郡精華町大字下狛小字中垣内48番地 | 【京都福祉専門学校】 【京都動物専門学校】 |
| | 学校法人佛教教育学園 | 5130005004243 | 京都市北区紫野北花ノ坊町96 | 【京都華頂大学】 【華頂短期大学】 |
| | 公立大学法人福知山公立大学 | 1130005014551 | 福知山市字堀3370番地 | 【福知山公立大学】 |
| | 学校法人京都育英館 | 1130005013685 | 京都市中京区壬生東高田町1番21 | 【京都看護大学】 |
| | 公益社団法人京都保健会 | 9130005012424 | 京都市中京区西ノ京塚本町11番地 | 【近畿高等看護専門学校】 |
| ☆ | 学校法人明治東洋医学院 | 9130005007498 | 南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1 | 【明治東洋医学院専門学校】 |
| | 学校法人河﨑学園 | 3120105005796 | 貝塚市水間158 | 【大阪河﨑リハビリテーション大学】 |
| | 学校法人関西医療学園 | 1120105006458 | 泉南郡熊取町若葉2-11-1 | 【関西医療大学】 |
| | 学校法人桃山学院 | 5120005004756 | 大阪市阿倍野区昭和町3-1-64 | 【桃山学院大学】 |
| | 学校法人日本教育財団 | 2120005004759 | 大阪市北区梅田3−3−1 | 【大阪モード学園】 【名古屋モード学園】 【東京モード学園】 【HAL大阪】 【HAL名古屋】 【大阪屋医専】 【名古屋医専】 【名市屋医専】 【日節と校】 【国際ファッション専門職大学 ・ファッションウリエイション学科 ・ファッションビジネス学科 ・大阪ファッションクリエイション・ビジネス学科 ・名古屋ファッションクリエイション・ビジネス学科 |
| | 学校法人常磐会学園 | 5120005004707 | 大阪市平野区平野南4-6-7 | 【常磐会学園大学】 【常磐会短期大学】 |
| | 学校法人新歯会東洋医療学園 | 3120005007447 | 大阪市淀川区西宮原1-5-35 | 【新大阪歯科技工士専門学校】 |
| | 社会医療法人北斗会 | 8120905004076 | 豊中市城山町1-9-1 | 【北斗会看護専門学校】 |
| | 医療法人(社団)有恵会 | 9120005012557 | 枚方市宮之下町7-10 | 【香里ヶ丘看護専門学校】 |
| Í | 社会医療法人同仁会 | 9120105000131 | 堺市堺区大仙西町6丁184番地2 | 【泉州看護専門学校】 |
| | 学校法人誠優学園 | 7120105005792 | 貝塚市海塚375 | 【大阪社会福祉専門学校】 |
| | 学校法人瓶井学園 | 4120005004633 | 大阪市東淀川区大桐2-6-6 | 【日本コンピュータ専門学校】 【日本メディカル福祉専門学校】 【日本理工情報専門学校】 |
| | 学校法人近畿大学 | 2122005000036 | 東大阪市小若江3-4-1 | 【近畿大学】 |
| Î | 学校法人未来学園 | 1120905001699 | 大阪市北区本庄東1-8-19 | 【大阪総合福祉専門学校】 |
| ľ | 学校法人薫英学園 | 5120905001695 | 摄津市正雀1-4-1 | 【大阪人間科学大学】 |
| ĺ | 学校法人箕面学園 | 5120905003477 | 箕面市箕面7-7-31 | 【箕面学園福祉保育専門学校】 |
| L | | | | I. |

⁽注)☆は令和元年度に指定を受けた学生納付特例事務法人

学生納付特例事務法人一覧(78法人)

| ı | | | | 令和2年3月31日現在 I |
|---|---------------------------------------|---------------|---------------------|-------------------------------------|
| | 法人の名称 | 法人番号 | 主たる事務所の所在地 | 学校名 |
| | 公益財団法人浅香山病院 | 9120105007713 | 堺市堺区今池町3丁3番16号 | 【公益財団法人浅香山病院看護専門学校】 |
| | 国立大学法人大阪教育大学 | 2122005002494 | 柏原市旭ヶ丘4-698-1 | 【大阪教育大学】 |
| | 学校法人大阪電気通信大学 | 3120005012802 | 寝屋川市初町18番8号 | 【大阪電気通信大学】 |
| | 学校法人重里学園 | 1120005004669 | 大阪市北区天満二丁目1番8号 | 【日本分析化学専門学校】 |
| | 学校法人谷岡学園 | 3122005000035 | 東大阪市御厨栄町四丁目1番10号 | 【大阪商業大学】 |
| | 学校法人修成学園 | 5120005004665 | 大阪市西淀川区大和田五丁目19番30号 | 【修成建設専門学校】 |
| | 学校法人田島学園 | 8120005013993 | 大阪市都島区片町一丁目5番13号 | 【近畿社会福祉専門学校】 |
| | 社会医療法人愛仁会 | 6120005004805 | 大阪市西淀川区福町三丁目2番39号 | 【愛仁会看護助産専門学校】 【明石医療センター附属看護専門学校】 |
| ☆ | 学校法人大阪聖徳学園 | 6120005004788 | 大阪市生野区舎利寺三丁目11番24号 | 【大阪教育福祉専門学校】 |
| ☆ | 学校法人日中文化芸術学院 | 8120005017656 | 大阪市天王寺区大道三丁目5-11 | 【日中文化芸術専門学校】 |
| ☆ | 学校法人大美学園 | 1120005010114 | 大阪市中央区玉造二丁目28番27号 | 【大阪美容専門学校】 |
| ☆ | 学校法人ミクニ学園 | 9120005004752 | 大阪市淀川区三国本町3丁目35番8号 | 【大阪文化服装学院】 |
| ☆ | 学校法人行信教校 | 6120905003039 | 高槻市東五百住町三丁目4番17号 | 【行信教校】 |
| ☆ | 学校法人大阪青山学園 | 7120905003475 | 箕面市新稲2丁目11番1号 | 【大阪青山大学】 |
| | 学校法人甲南女子学園 | 1140005002209 | 神戸市東灘区森北町6-2-23 | 【甲南女子大学】 |
| | 学校法人村上学園予備校神戸セミナー | 6140005002286 | 神戸市中央区下山手通8-4-26 | 【予備校神戸セミナー】 |
| | 公立八鹿病院看護専門学校 | 8000020288624 | 養父市八鹿町下網場381-1 | 【公立八鹿病院看護専門学校】 |
| | 県立神戸高等技術専門学院 | 8000020280003 | 神戸市西区学園東町5-2 | 【県立神戸高等技術専門学院】 |
| | 医療法人財団兵庫錦秀会 | 1140005002159 | 神戸市西区神出町勝成78-53 | 【西神看護専門学校】 |
| | 公益社団法人神戸市民間病院協会 | 6140005020577 | 神戸市中央区花隅町33-19 | 【公益社団法人神戸市民間病院協会神戸看護 専門学校】 |
| | 一般社団法人神戸東洋医療学院 | 5140005003814 | 神戸市中央区伊藤町110-2 | 【神戸東洋医療学院】 |
| | 兵庫県立農業大学校 | 8000020280003 | 加西市常吉町1256-4 | 【兵庫県立農業大学校】 |
| | 学校法人トヨタ神戸整備学園 | 1140005002266 | 神戸市西区学園東町4−1 | 【専門学校トヨタ神戸自動車大学校】 |
| | 公益財団法人尼崎健康医療財団 | 5140005010876 | 尼崎市南塚口町4-4-8 | 【公益財団法人尼崎健康医療財団看護専門学校】 |
| | 学校法人兵庫科学技術学園 | 2140005010904 | 尼崎市西難波町4-6-26 | 【阪神自動車航空鉄道専門学校】 |
| | 学校法人福冨学園 | 6140005002278 | 神戸市中央区国香通6-7 | 【神戸ファッション専門学校】 |
| | 学校法人関西看護医療大学 | 6140005019768 | 淡路市志筑1456-4 | 【関西看護医療大学】 |
| | 学校法人神戸学園 | 3140005002223 | 神戸市東灘区向洋町中一丁目15番地 | 【専門学校アートカレッジ神戸】 【神戸動植物環境専門学校】 |
| | 学校法人海星女子学院 | 7140005002203 | 神戸市灘区青谷町二丁目7番1号 | 【神戸海星女子学院大学】 |
| | 学校法人スミレ・アカデミー | 2140005002240 | 神戸市中央区古湊通一丁目2番2号 | 【神戸リハビリテーション福祉専門学校】 |
| | 学校法人森学園 | 8140005022316 | 明石市花園町1番地の1 | 【ICT専門学校】 |
| | ———————————————— 兵庫県立森林大学校 | 8000020280003 | 宍粟市一宮町能倉772-1 | 【兵庫県立森林大学校】 |
| | 学校法人玉田学園 | 4140005002255 | 神戸市長田区池田上町92番地 | 【神戸常盤大学】 【神戸常盤大学短期大学部】 |
| ☆ | 社会福祉法人ウエルライフ | 8140005016284 | 西宮市西宮浜4丁目15番3号 | 【介護福祉士養成学校 篠山学園】 |
| ☆ | 学校法人阪神専修学園 | 3140005010903 | 尼崎市御園町37番地 | 【尼崎理容美容専門学校】 |
| ☆ | 学校法人濱名学院 | 5140005010901 | 尼崎市潮江1丁目3番23号 | 【関西保育福祉専門学校】 |
| | 一般社団法人奈良県歯科医師会 | 5150005000703 | 奈良市二条町二丁目9番2号 | 【奈良歯科衛生士専門学校】 |
| | ————————————————————————————————————— | 9150005003264 | 生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号 | 【ハートランドしぎさん看護専門学校】 |
| | 学校法人青丹学園 | 4150005000638 | 奈良市右京1丁目1番5 | 【関西学研医療福祉学院】 【ヴェールルージュ美容専門学校】 |
| | | | | A H M 1 1 1 M |

⁽注) ☆は令和元年度に指定を受けた学生納付特例事務法人

学生納付特例事務法人一覧(78法人)

| 法人の名称 | 法人番号 | 主たる事務所の所在地 | 学校名 |
|--------------------|---------------|------------------|---------------------------------|
| 国立大学法人奈良女子大学 | 2150005002173 | 奈良市北魚屋東町 | 【奈良女子大学】 |
| 学校法人奈良学園 | 1150005003610 | 奈良市中登美ケ丘三丁目15番1号 | 【奈良学園大学】 【奈良学園大学奈良文化女子短期大学部】 |
| 紀南看護専門学校 | 6000020308391 | 田辺市東陽15-32 | 【紀南看護専門学校】 |
| 国保野上厚生総合病院附属看護専門学校 | 3000020308056 | 海草郡紀美野町小畑165-4 | 【国保野上厚生総合病院附属看護専門学校】 |
| 国立大学法人和歌山大学 | 6170005001780 | 和歌山市栄谷930 | 【和歌山大学】 |
| 学校法人和歌山キリスト教青年会 | 9170005000929 | 和歌山市太田一丁目12番13号 | 【和歌山YMCA国際福祉専門学校】 |

⁽注) ☆は令和元年度に指定を受けた学生納付特例事務法人

生活保護法に基づく指定医療機関等一覧(46機関)

| 広 旧 2 | 压在纵阳处力 | * 1 * 1 * 1 | 节和2年3月31日現在 |
|--------------|---|--|--------------------------------|
| 府県名 | 医療機関等名 | 法人番号 ———————————————————————————————————— | 所在地 |
| | 独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター | 1013205001281 | 福井県敦賀市桜ヶ丘町33番1号 |
| | 独立行政法人国立病院機構 あわら病院 | | 福井県あわら市北新潟238-1 |
| | 国立大学法人福井大学医学部附属病院 | 4210005005077 | 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地 |
| 福井県 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院 | | 福井県勝山市長山町2丁目6番21号 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院附属介護老人保健施設 | 6040005003798 | 福井県勝山市長山町2丁目6番21号 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院 | 0040003003798 | 福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 若狭高浜病院附属介護老人保健施設 | | 福井県大飯郡高浜町宮崎87号14番地2 |
| | 独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター | 1013205001281 | 滋賀県東近江市五智町255番地 |
| | 独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院 | 1010203001201 | 滋賀県甲賀市信楽町大字牧997番地 |
| 滋賀県 | 国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院 | 9160005002166 | 滋賀県大津市瀬田月輪町 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院 | 0040005000700 | 滋賀県大津市富士見台16-1 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院附属介護老人保健施設 | 6040005003798 | 滋賀県大津市富士見台16-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター | | 京都市伏見区深草向畑1-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター | 1013205001281 | 京都府舞鶴市字行永2410番地 |
| - ## | 独立行政法人国立病院機構 南京都病院 | 1010203001201 | 京都府城陽市中芦原11番地 |
| 京都府 | 独立行政法人国立病院機構 宇多野病院 | | 京都市右京区鳴滝音戸山町8 |
| | 国立大学法人京都大学医学部附属病院 | 3130005005532 | 京都市左京区聖護院川原町54番地 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 京都鞍馬口医療センター | 6040005003798 | 京都市北区小山下総町27 |
| | 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター | | 大阪市中央区法円坂2-1-14 |
| | 独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター | 1013205001281 | 大阪府河内長野市木戸東町2番1号 |
| | 独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター | 1010203001201 | 大阪府堺市北区長曽根町1180番地 |
| | 独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター | | 大阪府豊中市刀根山五丁目1番1号 |
| | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 | 4120905002554 | 大阪府吹田市山田丘2番15号 |
| 大阪府 | 国立大学法人大阪大学歯学部附属病院 | 1120000002001 | 大阪府吹田市山田丘1番8号 |
| | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター | 3120905003033 | 大阪府吹田市岸部新町6番1号 |
| | 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院 | 7020005008492 | 大阪府堺市北区長曽根町1179番地3 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院 | | 大阪市福島区福島4-2-78 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院 | 6040005003798 | 大阪市港区磯路1丁目7番1号 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター | | 大阪府枚方市星丘4丁目8-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター | | 兵庫県姫路市本町68番地 |
| | 独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター | 1013205001281 | 神戸市須磨区西落合3丁目1-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院 | | 兵庫県三田市大原1314番地 |
| | 独立行政法人国立病院機構 兵庫あおの病院 | | 兵庫県小野市市場町926番地453 |
| | 国立大学法人神戸大学医学部附属病院 | 5140005004060 | 神戸市中央区楠町7丁目5番2号 |
| 兵庫県 | 神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター | | 神戸市中央区港島南町一丁目5番地1 |
| | 独立行政法人労働者健康安全機構 関西労災病院 | 7020005008492 | 兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号 |
| | 独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院 | | 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院 独立行政法人地域医療機能推進機構 | | 神戸市北区惣山町2丁目1-1 神戸市中央区東川崎町1-5-7 |
| | 神戸中央病院附属健康管理センター | 6040005003798 | 神戸情報文化ビルカルメニ17階 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 神戸中央病院附属介護老人保健施設 | | 神戸市北区惣山町2丁目1-9 |
| | 独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター | 1013205001281 | 奈良県奈良市七条二丁目789番地 |
| 奈良県 | 独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター | 1013203001201 | 奈良県大和郡山市小泉町2815番地 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院 | 6040005003798 | 奈良県大和郡山市朝日町1番62号 |
| | 独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター | 1013205001281 | 和歌山県田辺市たきない町27番1号 |
| 和歌山県 | 独立行政法人国立病院機構 和歌山病院 | 101020001201 | 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138 |
| | 独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山労災病院 | 7020005008492 | 和歌山県和歌山市木ノ本93番1 |

特定感染症指定医療機関一覧(1機関)

| 府県名 | 医療機関名 | 法人番号 | 所在地 |
|-----|-----------------------|---------------|--------------------|
| 大阪府 | 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター | 6120105007625 | 大阪府泉佐野市りんくう往来北2-23 |

各種養成施設管内府県別指定状況一覧

| | 分野 | 福井県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 合計 |
|--------|--------------------------|-----|-----|----------|-----|--------|-----|------|----------|
| 保健 | 管理栄養士 | 1 | 2 | 6 | 11 | 9 | 4 | 0 | 33 |
| 健 | 1 | 1 | 2 | 6 | 11 | 9 | 4 | 0 | 33 |
| | 栄養士 | 1 | 1 | 3 | 7 | 6 6 | 1 | 1 | 20 20 |
| 衛 生 | 小計 | 2 | 3 | 9 | 18 | 15 | 5 | 1 | 53 |
| 生 | 4vai | 2 | 3 | 9 | 18 | 15 | 5 | 1 | 53 |
| | 社会福祉士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 福 | 介護福祉士 | 0 | 1 | 3 | 9 | 4 | 1 | 0 | 18 |
| TEE | | 0 | 1 | 3 | 10 | 4 | 1 | 0 | 19 |
| | 福祉系大学等 | 1 | 2 | 14 17 | 13 | 10 | 2 | 0 | 42 |
| | | 1 | 2 | | 14 | 15 | 3 | 0 | 52 |
| | 福祉系高等学校 | | 2 | 2 2 | 3 | 5 5 | | | 15 15 |
| 祉 | | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 怔 | 介護福祉士実務者 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | .1. =1 | 2 | 5 | 19 | 27 | 20 | 4 | 1 | 78 |
| | 小計 | | 5 | 22 | 29 | 25 | 5 | i | 89 |
| 医 | 九/ 序寸…井 が北広紅 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | あん摩マッサージ指圧師 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | あマ指師・はり師・きゅう師 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| 療 | 90 人 担助 - 19 分助 - 5 位 入助 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| | 小計 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | (1) III | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | 合 計 | 4 | 8 | 32 | 47 | 36 | 9 | 2 | 138 |
| | | 4 | 8 | 35 | 49 | 41 | 10 | 2 | 149 |

[※] 上段は施設数、下段は課程数を示す

管 理 栄 養 士 養 成 施 設 一 覧 (33施設 33課程)

| 府県名 | 設置形態 | 設置者 | 法人番号 | 名 称 | 所 在 地 | 昼夜通の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
|-------|--------|-----------|---------------|----------------------------------|----------------------|-------|------|------|------|
| 福井県 | 学校法人 | 福井仁愛学園 | 4210005000672 | 仁愛大学人間生活学部健康栄養学科 | 越前市大手町3-1-1 | 昼間 | 4年 | 75 | H 21 |
| 滋賀県 | 公立大学法人 | 滋賀県立大学 | 3160005005678 | 滋賀県立大学人間文化学部生活栄養学科 | 彦根市八坂町2500 | 昼間 | 4年 | 30 | H 18 |
| 滋貝乐 | 学校法人 | 龍谷大学 | 1130005004288 | 龍谷大学 農学部 食品栄養学科 | 大津市瀬田大江町横谷1番5 | 昼間 | 4年 | 80 | H 27 |
| | 学校法人 | 同志社 | 7130005004258 | 同志社女子大学生活科学部食物栄養科学科 管理栄養士專攻 | 京都市上京区今出川通寺町西入玄武町602 | 昼間 | 4年 | 80 | S 44 |
| 言細点 | 学校法人 | 京都女子学園 | 9130005004297 | 京都女子大学家政学部食物栄養学科 | 京都市東山区今熊野北日吉町35 | 昼間 | 4年 | 120 | H 12 |
| | 学校法人 | 大和学園 | 5130005004251 | 京都栄養医療専門学校管理栄養士科 | 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町18-39 | 昼間 | 4年 | 40 | H 12 |
| 京都府 | 学校法人 | 光華女子学園 | 1130005004230 | 京都光華女子大学健康科学部健康栄養学科 管理栄養士専攻 | 京都市右京区西京極義野町38 | 昼間 | 4年 | 80 | H 14 |
| | 公立大学法人 | 京都府公立大学法人 | 9130005006665 | 京都府立大学生命環境学部食保健学科 | 京都市左京区下鴨半木町1-5 | 昼間 | 4年 | 25 | H 14 |
| | 学校法人 | 佛教教育学園 | 5130005004243 | 京都華頂大学現代家政学部食物栄養学科 | 京都市東山区林下町3-456 | 昼間 | 4年 | 60 | H 28 |
| | 学校法人 | 樟蔭学園 | 5122005000041 | 大阪樟蔭女子大学健康栄養学部健康栄養学 科管理栄養士專攻 | 東大阪市菱屋西4-2-26 | 昼間 | 4年 | 120 | H 14 |
| | 学校法人 | 相愛学園 | 3120005004683 | 相愛大学人間発達学部発達栄養学科 | 大阪市住之江区南港中4-4-1 | 昼間 | 4年 | 80 | H 18 |
| | 公立大学法人 | 大阪市立大学 | 5120005010077 | 大阪市立大学生活科学部食品栄養科学科 | 大阪市住吉区杉本3-3-138 | 昼間 | 4年 | 35 | H 18 |
| | 公立大学法人 | 大阪府立大学 | 4120105003782 | 大阪府立大学地域保健学域総合リハビリテーション学類栄養療法学専攻 | 羽曳野市はびきの3-7-30 | 昼間 | 4年 | 30 | H 15 |
| | 学校法人 | 大阪青山学園 | 7120905003475 | 大阪青山大学健康科学部健康栄養学科 | 箕面市新稲2-11-1 | 昼間 | 4年 | 80 | H 17 |
| 大阪府 | 学校法人 | 金蘭会学園 | 9120905001361 | 千里金蘭大学生活科学部食物栄養学科 | 吹田市藤白台5-25-1 | 昼間 | 4年 | 80 | H 15 |
| | 学校法人 | 玉手山学園 | 4122005001858 | 関西福祉科学大学健康福祉学部福祉栄養学 科 | 柏原市旭ヶ丘3-11-1 | 昼間 | 4年 | 80 | H 15 |
| | 学校法人 | 羽衣学園 | 3120105000277 | 羽衣国際大学人間生活学部食物栄養学科 | 堺市西区浜寺南町1-89-1 | 昼間 | 4年 | 70 | H 17 |
| | 学校法人 | 帝塚山学院 | 9120005004703 | 帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学科 管理栄養士課程 | 堺市南区晴美台4-2-2 | 昼間 | 4年 | 80 | H 18 |
| | 学校法人 | 大手前学園 | 5120005004616 | 大手前大学健康栄養学部管理栄養学科 | 大阪市中央区大手前2-1-88 | 昼間 | 4年 | 80 | H 28 |
| | 学校法人 | 梅花学園 | 8120905000380 | 梅花女子大学食文化学部管理栄養学科 | 茨木市宿久庄2-19-5 | 昼間 | 4年 | 40 | H 29 |
| | 学校法人 | 武庫川学院 | 4140005015819 | 武庫川女子大学生活環境学部食物栄養学科 | 西宮市池開町6-46 | 昼間 | 4年 | 200 | S 43 |
| | 学校法人 | 行吉学園 | 1140005002290 | 神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程 | 神戸市須磨区東須磨青山2-1 | 昼間 | 4年 | 140 | S 43 |
| | 学校法人 | 睦学園 | 7140005002285 | 兵庫大学健康科学部栄養マネジメント学科 | 加古川市平岡町新在家2301 | 昼間 | 4年 | 80 | H 13 |
| | 学校法人 | 園田学園 | 2140005010895 | 園田学園女子大学人間健康学部食物栄養学 科 | 尼崎市南塚口町7-29-1 | 昼間 | 4年 | 80 | H 14 |
| 兵庫県 | 学校法人 | 甲子園学院 | 4140005015793 | 甲子園大学栄養学部栄養学科 | 宝塚市紅葉ガ丘10-1 | 昼間 | 4年 | 120 | S 44 |
| | 学校法人 | 神戸学院 | 5140005002213 | 神戸学院大学栄養学部栄養学科管理栄養学 専攻 | 神戸市西区伊川谷町有瀬518 | 昼間 | 4年 | 95 | S 43 |
| | 学校法人 | 松蔭女子学院 | 4140005002230 | 神戸松蔭女子学院大学人間科学部食物栄養 学科 | 神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1 | 昼間 | 4年 | 60 | H 17 |
| | 公立大学法人 | 兵庫県立大学 | 4140005021197 | 兵庫県立大学環境人間学部 環境人間学科食環境栄養課程 | 姫路市新在家本町1-1-12 | 昼間 | 4年 | 35 | H 21 |
| | 学校法人 | 甲南女子学園 | 1140005002209 | 甲南女子大学 医療栄養学部 医療栄養学科 | 神戸市東灘区森北町6-2-23 | 昼間 | 4年 | 80 | H 30 |
| | 学校法人 | 帝塚山学園 | 1150005000640 | 帝塚山大学現代生活学部食物栄養学科 | 奈良市学園南3-1-3 | 昼間 | 4年 | 120 | H 18 |
| 奈良県 | 学校法人 | 近畿大学 | 2122005000036 | 近畿大学農学部食品栄養学科 | 奈良市中町3327-204 | 昼間 | 4年 | 80 | H 10 |
| N X N | 学校法人 | 冬木学園 | 5150005003846 | 畿央大学健康科学部健康栄養学科 | 北葛城郡広陵町馬見中4-2-2 | 昼間 | 4年 | 90 | H 15 |
| | 国立大学法人 | 奈良女子大学 | 2150005002173 | 奈良女子大学生活環境学部食物栄養学科 | 奈良市北魚屋東町 | 昼間 | 4年 | 35 | H 17 |

栄養士養成施設一覧(20施設20課程)

| 府県名 | 設置形態 | 設置者 | 法人番号 | 名 称 | 所 在 地 | 昼夜通の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
|------|------|----------|---------------|-----------------------------------|----------------------|-------|------|------|------|
| 福井県 | 学校法人 | 福井仁愛学園 | 4210005000672 | 仁愛女子短期大学生活科学学科食物栄 養専攻 | 福井市天池町43-1-1 | 昼間 | 2年 | 40 | S 43 |
| 滋賀県 | 学校法人 | 純美禮学園 | 1160005000383 | 滋賀短期大学生活学科食健康コース | 大津市竜が丘24-4 | 昼間 | 2年 | 45 | H 21 |
| | 学校法人 | 京都文教学園 | 4130005004211 | 京都文教短期大学食物栄養学科 | 宇治市槙島町千足80 | 昼間 | 2年 | 100 | S 38 |
| 京都府 | 学校法人 | 大和学園 | 5130005004251 | 京都栄養医療専門学校栄養士科 | 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町18-39 | 昼間 | 2年 | 140 | S 49 |
| | 学校法人 | 光華女子学園 | 1130005004230 | 京都光華女子大学健康科学部健康栄養 学科健康スポーツ栄養専攻 | 京都市右京区西京極義野町38 | 昼間 | 4年 | 40 | H 25 |
| | 学校法人 | 大阪成蹊学園 | 9120005004777 | 大阪成蹊短期大学栄養学科 | 大阪市東淀川区相川3-10-62 | 昼間 | 2年 | 120 | S 29 |
| | 学校法人 | 大阪国際学園 | 2120005013982 | 大阪国際大学短期大学部ライフデザイン総合学科栄養士コース | 守口市藤田町6-21-57 | 昼間 | 2年 | 80 | S 38 |
| | 学校法人 | 大阪夕陽丘学園 | 2120005004783 | 大阪夕陽丘学園短期大学食物栄養学科 | 大阪市天王寺区生玉寺町7-72 | 昼間 | 2年 | 120 | S 43 |
| 大阪府 | 学校法人 | 村上学園 | 9122005000038 | 東大阪大学短期大学部 実践食物学科栄養士コース | 東大阪市西堤学園町3-1-1 | 昼間 | 2年 | 40 | S 43 |
| | 学校法人 | 三幸学園 | 4010005002326 | 辻学園栄養専門学校栄養士学科 | 大阪市北区西天満1-3-17 | 昼間 | 2年 | 160 | S 60 |
| | 学校法人 | 樟蔭学園 | 5122005000041 | 大阪樟蔭女子大学健康栄養学部健康栄 養学科食物栄養専攻 | 東大阪市菱屋西4-2-26 | 昼間 | 4年 | 40 | H 19 |
| | 学校法人 | 帝塚山学院 | 9120005004703 | 帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学 科健康実践栄養士課程 | 堺市南区晴美台4-2-2 | 昼間 | 4年 | 40 | H 26 |
| | 学校法人 | 兵庫栄養専門学校 | 7140005015816 | 兵庫栄養調理製菓専門学校衛生専門課 程栄養士科 | 西宮市北昭和町9-32 | 昼間 | 2年 | 150 | S 25 |
| | 学校法人 | 武庫川学院 | 4140005015819 | 武庫川女子大学短期大学部食生活学科 | 西宮市池開町6-46 | 昼間 | 2年 | 160 | S 28 |
| 兵庫県 | 学校法人 | 行吉学園 | 1140005002290 | 神戸女子短期大学食物栄養学科 | 神戸市中央区港島中町4-7-2 | 昼間 | 2年 | 120 | S 29 |
| 大岸东 | 学校法人 | 行吉学園 | 1140005002290 | 神戸女子大学健康福祉学部健康スポー ツ栄養学科 | 神戸市中央区港島中町4-7-2 | 昼間 | 4年 | 80 | H 21 |
| | 学校法人 | みかしほ学園 | 7140005013464 | 日本栄養専門学校専門課程栄養士科 | 姫路市東延末2-165 | 昼間 | 2年 | 80 | S 57 |
| | 学校法人 | 甲子園学院 | 4140005015793 | 甲子園大学栄養学部フードデザイン学 科 | 宝塚市紅葉ガ丘10-1 | 昼間 | 4年 | 80 | H 24 |
| 奈良県 | 学校法人 | 佐保会学園 | 8150005000634 | 奈良佐保短期大学生活未来科 食物栄養コース | 奈良市鹿野園町806 | 昼間 | 2年 | 50 | S 42 |
| 和歌山県 | 学校法人 | 和歌山信愛女学院 | 1170005000903 | 和歌山信愛女子短期大学生活文化学科 食物栄養専攻 | 和歌山市相坂702-2 | 昼間 | 2年 | 50 | S 44 |

社会福祉士養成施設一覧(1施設1課程)

| 府県名 | 設置形態 | 設置者 | 法人番号 | 名 称 | 所 在 地 | 昼夜通の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
|-----|------|------|------|----------------------------|----------|-------|------|------|------|
| 兵庫県 | 学校法人 | 弘徳学園 | | 豊岡短期大学通信教育部 社会福祉士養成通信課程 | 豐岡市戸牧160 | 通信 | 1年6月 | 300 | H 14 |

介護福祉士養成施設一覧(18施設19課程)

| | ¬ 和2年3月31日 現在 | | | | | | | | |
|-----|---------------|--------|---------------|-------------------------------------|--------------------|-------|------|------|------|
| 府県名 | 設置形態 | 設置者 | 法人番号 | 名 称 | 所 在 地 | 昼夜通の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
| 滋賀県 | 学校法人 | 滋賀学園 | 4160005006444 | びわこ学院大学短期大学部 ライフデザイン学科 介護福祉コース | 東近江市布施町29 | 昼間 | 2年 | 30 | H 6 |
| | 学校法人 | 京都女子学園 | 9130005004297 | 京都女子大学 家政学部 生活福祉学科 | 京都市東山区今熊野北日吉町35 | 昼間 | 4年 | 80 | H 16 |
| 京都府 | 学校法人 | 佛教教育学園 | 5130005004243 | 華頂短期大学 専攻科 介護専攻 | 京都市東山区林下町3-456 | 昼間 | 1年 | 20 | H 31 |
| | 学校法人 | 花園学園 | 9130005004264 | 花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 福祉介護コース | 京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1 | 昼間 | 4年 | 15 | H 12 |
| | 学校法人 | 城南学園 | 7120005004663 | 大阪城南女子短期大学 専攻科介護福祉専攻 | 大阪市東住吉区湯里6-4-26 | 昼間 | 1年 | 60 | H 1 |
| | 学校法人 | 城南学園 | 7120005004663 | 大阪城南女子短期大学 人間福祉学科 | 大阪市東住吉区湯里6-4-26 | 昼間 | 2年 | 60 | H 12 |
| | 学校法人 | 薫英学園 | 5120905001695 | 大阪人間科学大学 人間科学部 医療福祉学科 介護福祉専攻 | 摄津市正雀1-4-1 | 昼間 | 4年 | 40 | H 17 |
| | 学校法人 | 羽衣学園 | 3120105000277 | 羽衣国際大学 人間生活学部 人間生活学科 生活福祉コース | 堺市西区浜寺南町1-89-1 | 昼間 | 4年 | 20 | H 17 |
| 大阪府 | 学校法人 | みどり学園 | 7120105003771 | 大阪健康福祉短期大学 介護福祉学科 | 堺市堺区東雲西町1-2-7 出原ビル | 昼間 | 2年 | 10 | H 14 |
| 入阪府 | 学校法人 | 四天王寺学園 | 1120005004660 | 四天王寺大学短期大学部 生活ナビゲーション学科 ライフケア専攻 | 羽曳野市学園前3-2-1 | 昼間 | 2年 | 20 | H 13 |
| | 学校法人 | 千代田学園 | 2120105005401 | 大阪千代田短期大学 幼児教育科 介護福祉コース | 河内長野市小山田町1685 | 昼間 | 2年 | 30 | H 16 |
| | 学校法人 | 桃山学院 | 5120005004756 | 桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 介護福祉士資格課程 | 和泉市まなび野1-1 | 昼間 | 4年 | 20 | H 28 |
| | 学校法人 | 玉手山学園 | 9122005000038 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 介護福祉士養成課程 | 柏原市旭ヶ丘3-11-1 | 昼間 | 4年 | 40 | H 29 |
| | 学校法人 | 村上学園 | 9122005000038 | 東大阪大学短期大学部 介護福祉学科 | 東大阪市西提学園町3-1-1 | 昼間 | 2年 | 80 | H 30 |
| | 学校法人 | 行吉学園 | 1140005002290 | 神戸女子大学 健康福祉学部 社会福祉学科 | 神戸市中央区港島中町4-7-2 | 昼間 | 4年 | 40 | H 18 |
| 兵庫県 | 学校法人 | 甲子園学院 | 4140005015793 | 甲子園短期大学 生活環境学科 介護福祉フィールド | 西宮市瓦林町4-25 | 昼間 | 2年 | 40 | H 11 |
| 大岸乐 | 学校法人 | 都築学園 | 1290005001253 | 神戸医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 介護福祉士養成課程 | 神崎郡福崎町高岡宇塩田1966-5 | 昼間 | 4年 | 50 | H 12 |
| | 学校法人 | 湊川相野学園 | 9140005015426 | 湊川短期大学 人間生活学科 生活福祉専攻 | 三田市四ツ辻1430 | 昼間 | 2年 | 40 | H 12 |
| 奈良県 | 学校法人 | 佐保会学園 | 8150005000634 | 奈良佐保短期大学 生活未来科 生活福祉コース | 奈良市鹿野園町806 | 昼間 | 2年 | 40 | H 11 |

福祉系大学等一覧(42施設 52課程)

| 府県名 | 設置者 | 法人番号 | 学校名 | 課程名 | 所在地 | 昼夜通の 別 | 修業年限 | 入学定員 | 開講年度 |
|-----|--------------|---------------|------------------|-------------------------------|-------------------|-----------|------|------|------|
| 福井県 | 公立大学法人福井県立大学 | 6210005005273 | 福井県立大学 | 看護福祉学部 社会福祉学科 | 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 | 昼 | 4年 | 30 | H21 |
| | (学) 龍谷大学 | 1130005004288 | 龍谷大学 | 社会学部 現代福祉学科 | 大津市瀬田大江町模谷1-5 | 昼 | 4年 | 185 | H21 |
| 滋賀県 | (学) 滋賀学園 | 4160005006444 | びわこ学院大学 | 教育福祉学部 こども学科 | 滋賀県東近江市布施町29 | 昼 | 4年 | 20 | H26 |
| | (学) 佛教教育学園 | 5130005004243 | 佛教大学 | 社会福祉学部 社会福祉学科 (通信教育課程) | 京都市北区紫野北花ノ坊町96 | 通 | 4年 | 350 | H21 |
| | (学) 佛教教育学園 | 5130005004243 | 佛教大学 | 社会福祉学部 社会福祉学科 | 京都市北区紫野北花ノ坊町96 | 昼 | 4年 | 270 | H21 |
| | 京都府立公立大学法人 | 9130005006665 | 京都府立大学 | 公共政策学部 福祉社会学科 | 京都市左京区下鴨半木町1-5 | 昼 | 4年 | 50 | H21 |
| | (学) 京都女子学園 | 9130005004297 | 京都女子大学 | 家政学部 生活福祉学科 | 京都市東山区今熊野北日吉町35 | 昼 | 4年 | 60 | H21 |
| | (学) 聖母女学院 | 3130005012470 | 聖母女学院短期大学 | 生活科学科 生活福祉専攻 生活福祉コース | 京都市伏見区深草田谷町1 | 昼 | 2年 | 10 | H21 |
| | (学) 龍谷大学 | 1130005004288 | 龍谷大学短期大学部 | 社会福祉学科 | 京都市伏見区深草塚本町67 | 昼 | 2年 | 80 | H21 |
| | (学) 綜藝種智院 | 5130005004235 | 種智院大学 | 人文学部 社会福祉学科 | 京都市伏見区向島西定請70 | 昼 | 4年 | 15 | H21 |
| | (学) 光華女子学園 | 1130005004230 | 京都光華女子大学 | 健康科学部 医療福祉学科 社会福祉専攻 | 京都市右京区西京極葛野町38 | 昼 | 4年 | 40 | H21 |
| 京都府 | (学)ノートルダム女学院 | 1130005004263 | 京都ノートルダム女子大 学 | 生活福祉文化学部 生活福祉文化学科 | 京都市左京区下鴨南野々神町1 | 昼 | 4年 | 100 | H21 |
| | (学)ノートルダム女学院 | 1130005004263 | 京都ノートルダム女子大 学 | 現代人間学部 福祉生活デザイン学科 社会福祉コース | 京都市左京区下鴨南野々神町1 | 昼 | 4年 | 30 | H29 |
| | (学) 立命館 | 9130005004289 | 立命館大学 | 產業社会学部 現代社会学科 人間福祉専攻 | 京都市北区等持院北町56-1 | 昼 | 4年 | 60 | H21 |
| | (学) 真宗大谷学園 | 3130005004237 | 大谷大学 | 社会学部 コミュニティデザイン学科 社会福祉学コース | 京都市北区小山上総町 | 昼 | 4年 | 50 | H21 |
| | (学) 同志社 | 7130005004258 | 同志社大学 | 社会学部 社会福祉学科 | 京都市上京区今出川通烏丸東入 | 昼 | 4年 | 93 | H21 |
| | (学) 花園学園 | 9130005004264 | 花園大学 | 社会福祉学部 社会福祉学科 | 京都市中京区西ノ京臺ノ内町8-1 | 昼 | 4年 | 80 | H21 |
| | (学) 花園学園 | 9130005004264 | 花園大学 | 社会福祉学部 臨床心理学科 | 京都市中京区西ノ京壷ノ内町8-1 | 昼 | 4年 | 80 | H21 |
| | (学) 佛教教育学園 | 5130005004243 | 京都華頂大学 | 現代家政学部 現代家政学科社会福祉学コース | 京都市東山区林下町3-456 | 昼 | 4年 | 40 | H23 |
| | (学) 関西福祉学園 | 7130005004217 | 京都医療福祉専門学校 | 心理メディカル科 | 京都市伏見区竹田段川原町43-3 | 昼 | 2年 | 60 | H21 |
| | (学) 薫英学園 | 5120905001695 | 大阪人間科学大学 | 人間科学部 社会福祉学科 | 摄津市正雀1-4-1 | 昼 | 4年 | 95 | H21 |
| | (学) 玉手山学園 | 4122005001858 | 関西福祉科学大学 | 社会福祉学部 社会福祉学科 | 柏原市旭ヶ丘3-11-1 | 昼 | 4年 | 140 | H21 |
| | 公立大学法人大阪市立大学 | 5120005010077 | 大阪市立大学 | 生活科学部 人間福祉学科 | 大阪市住吉区杉本3-3-138 | 昼 | 4年 | 30 | H21 |
| | (学) 浪商学園 | 9120105006459 | 大阪体育大学 | 健康福祉学部 健康福祉学科 | 泉南郡熊取町朝代台1-1 | 昼 | 4年 | 120 | H21 |
| | (学) 桃山学院 | 5120005004756 | 桃山学院大学 | 社会学部 社会福祉学科 | 和泉市まなび野1-1 | 昼 | 4年 | 100 | H21 |
| | 公立大学法人大阪府立大学 | 4120105003782 | 大阪府立大学 | 地域保健学域 教育福祉学類 | 堺市中区学園町1-1 | 昼 | 4年 | 55 | H21 |
| 大阪府 | (学) 大谷学園 | 8120005004613 | 大阪大谷大学 | 人間社会学部 人間社会学科 社会福祉コース | 富田林市錦織北3-11-1 | 昼 | 4年 | 40 | H21 |
| | (学) 関西大学 | 6120905001356 | 関西大学 | 人間健康学部 人間健康学科 福祉と健康コース | 堺市堺区香ヶ丘町1-11-1 | 昼 | 4年 | 80 | H22 |
| | (学) 大阪歯科大学 | 3120005004782 | 大阪歯科大学 | 医療保健学部 社会福祉士コース | 枚方市楠業花園8-1 | 昼 | 4年 | 30 | H29 |
| | (福) 大阪水上隣保館 | 3120905002241 | 大阪保育福祉専門学校 | 児童福祉科 | 三島郡島本町山崎5-3-10 | 昼 | 3年 | 50 | H21 |
| | (福) 大阪水上隣保館 | 3120905002241 | 大阪保育福祉専門学校 | 総合こども学科 | 三島郡島本町山崎5-3-10 | 昼 | 2年 | 80 | H31 |
| | (学) 大阪慈慶学園 | 8120005004803 | 大阪保健福祉専門学校 | 社会福祉科(社会・精神保健福祉コース) | 大阪市淀川区宮原1-2-47 | 昼 | 4年 | 40 | H21 |
| | (福)南海福祉事業会 | 4120105000524 | 南海福祉専門学校 | 福祉専門課程 介護社会福祉科 介護・社会福祉士コース | 高石市千代田6-12-53 | 昼 | 2年 | 20 | H21 |
| | (学) 未来学園 | 1120905001699 | 大阪総合福祉専門学校 | 総合福祉学科 | 摂津市鳥飼下1-13-13 | 昼 | 3年 | 32 | H21 |

福祉系大学等一覧(42施設 52課程)

| | 令和2年3月31日現在 | | | | | | | | |
|-----|-------------|---------------|----------|--------------------------------|-------------------|-----------|------|------|------|
| 府県名 | 設置者 | 法人番号 | 学校名 | 課程名 | 所在地 | 昼夜通の 別 | 修業年限 | 入学定員 | 開講年度 |
| | (学) 関西学院 | 6140005015791 | 関西学院大学 | 人間福祉学部 社会起業学科 | 西宮市上ヶ原1-155 | 昼 | 4年 | 7 | H21 |
| | (学) 関西学院 | 6140005015791 | 関西学院大学 | 人間福祉学部 人間科学科 | 西宮市上ヶ原1-155 | 昼 | 4年 | 16 | H21 |
| | (学) 関西学院 | 6140005015791 | 関西学院大学 | 人間福祉学部 社会福祉学科 | 西宮市上ヶ原1-155 | 昼 | 4年 | 130 | H21 |
| | (学)睦学園 | 7140005002285 | 兵庫大学 | 生涯福祉学部 社会福祉学科 | 加古川市平岡町新在家2301 | 昼 | 4年 | 30 | H21 |
| | (学) 武庫川学院 | 4140005015819 | 武庫川女子大学 | 文学部 心理・社会福祉学科 社会福祉コース | 西宮市池開町6-46 | 昼 | 4年 | 70 | H21 |
| | (学) 親和学園 | 3140005002231 | 神戸親和女子大学 | 発達教育学部 福祉臨床学科 | 神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1 | 昼 | 4年 | 40 | H21 |
| | (学) 親和学園 | 3140005002231 | 神戸親和女子大学 | 発達教育学部 福祉臨床学科 通信教育課程 | 神戸市北区鈴蘭台北町7-13-1 | 通 | 4年 | 100 | H21 |
| 兵庫県 | (学) 濱名学院 | 5140005010901 | 関西国際大学 | 教育学部 教育福祉学科 福祉学専攻 | 尼崎市潮江1-3-23 | 昼 | 4年 | 40 | H21 |
| | (学) 神戸学院 | 5140005002213 | 神戸学院大学 | 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 | 神戸市西区伊川谷町有瀬518 | 昼 | 4年 | 90 | H21 |
| | (学) 都築学園 | 1290005001253 | 神戸医療福祉大学 | 社会福祉学部 健康スポーツコミュニケーション学科 | 神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5 | 昼 | 4年 | 100 | H21 |
| | (学) 都築学園 | 1290005001253 | 神戸医療福祉大学 | 社会福祉学部 経営福祉ビジネス学科 | 神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5 | 昼 | 4年 | 130 | H21 |
| | (学) 都築学園 | 1290005001253 | 神戸医療福祉大学 | 社会福祉学部 社会福祉学科 | 神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5 | 昼 | 4年 | 170 | H21 |
| | (学) 行吉学園 | 1140005002290 | 神戸女子大学 | 健康福祉学部 社会福祉学科 | 神戸市中央区港島中町4-7-2 | 昼 | 4年 | 80 | H21 |
| | (学) 中内学園 | 7140005002269 | 流通科学大学 | サービス産業学部 サービスマネジメント学 科 | 神戸市西区学園西町3-1 | 昼 | 4年 | 150 | H21 |
| | (学) 関西金光学園 | 8120905001899 | 関西福祉大学 | 社会福祉学部 社会福祉学科 | 赤穂市新田380-3 | 昼 | 4年 | 100 | H21 |
| | (学) 天理大学 | 9150005002893 | 天理大学 | 人間学部 人間関係学科 社会福祉専攻 | 天理市杣之内町1050 | 昼 | 4年 | 30 | H21 |
| 奈良県 | (学) 佐保会学園 | 8150005000634 | 奈良佐保短期大学 | 生活未来科 生活福祉コース ソーシャルワーククラス | 奈良市施野園町806 | 昼 | 2年 | 10 | H22 |
| | (学) 佐保会学園 | 8150005000634 | 奈良佐保短期大学 | 地域こども学科 保育ソーシャルワークコース | 奈良市施野園町806 | 昼 | 2年 | 20 | H22 |

福 祉 系 高 等 学 校 一 覧 (15校 15課程)

| 府県名 | 設置形態 | 設 置 者 | 法人番号 | 名称 | 所 在 地 | 昼夜通の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
|------|------|-------|---------------|---|-------------------|-------|------|------|------|
| 福井県 | 県立 | 福井県 | 4000020180009 | 福井県立奥越明成高等学校 生活福祉科 福祉コース | 大野市友江9-10 | 昼間 | 3年 | 26 | H21 |
| 滋賀県 | 県立 | 滋賀県 | 7000020250007 | 滋賀県立長浜北星高等学校 総合学科 | 長浜市地福寺町3-72 | 昼間 | 3年 | 40 | H21 |
| 滋貝乐 | 学校法人 | 綾羽育英会 | 1160005008419 | 綾羽高等学校 介護福祉科 | 草津市西渋川1丁目18番1号 | 昼間 | 3年 | 40 | H21 |
| 言知应 | 府立 | 京都府 | 2000020260002 | 京都府立京都八幡高等学校 介護福祉科 | 八幡市内里柿谷16-1 | 昼間 | 3年 | 30 | H21 |
| 京都府 | 府立 | 京都府 | 2000020260002 | *京都府立久美浜高等学校 総合学科 福祉系列 | 京丹後市久美浜町橋爪65番地 | 昼間 | 3年 | 17 | H28 |
| | 市立 | 大阪市 | 6000020271004 | 大阪市立淀商業高等学校 福祉ボランティア科 | 大阪市西淀川区野里3丁目3番15号 | 昼間 | 3年 | 40 | H21 |
| 大阪府 | 学校法人 | 淀之水学院 | 1120005004768 | 昇陽高等学校 福祉科 福祉コース | 大阪市此花区朝日1丁目1番9号 | 昼間 | 3年 | 42 | H21 |
| | 学校法人 | 東洋学園 | 3120005004709 | * 長尾谷高等学校普通科(通信制課程 技能連携 東洋学園高等専修学校福祉 学科介護福祉コース) | 枚方市長尾元町2丁目29番地27号 | 通信 | 3年 | 60 | H29 |
| | 県立 | 兵庫県 | 8000020280003 | 兵庫県立龍野北高等学校 総合福祉科·介護福祉類型 | たつの市新宮町芝田125-2 | 昼間 | 3年 | 40 | H21 |
| | 県立 | 兵庫県 | 8000020280003 | 兵庫県立日高高等学校 福祉科 | 豐岡市日高町岩中1番地 | 昼間 | 3年 | 40 | H21 |
| 兵庫県 | 学校法人 | 睦学園 | 7140005002285 | 兵庫大学附属須磨ノ浦高等学校 普通科 介護福祉士コース | 神戸市須磨区行幸町2-7-3 | 昼間 | 3年 | 26 | H23 |
| | 株式会社 | ウィザス | 9120001076820 | *第一学院高等学校 養父校 専攻科 | 養父市大谷13 | 通信 | 2年 | 400 | H28 |
| | 県立 | 兵庫県 | 8000020280003 | 兵庫県立武庫荘総合高等学校 福祉探 求科 | 尼崎市武庫之荘8-31-1 | 昼間 | 3年 | 40 | H30 |
| 奈良県 | 県立 | 奈良県 | 1000020290009 | 奈良県立榛生昇陽高等学校 福祉科 | 宇陀市榛原区下井足210番地 | 昼間 | 3年 | 40 | H21 |
| 和歌山県 | 県立 | 和歌山県 | | 和歌山県立有田中央高等学校 総合学科福祉系列 | 有田郡有田川町大字下津野459 | 昼間 | 3年 | 26 | H21 |

^{*} 特例福祉系高等学校

介護福祉士実務者養成施設一覧(2施設 2課程)

| 府県名 | 実施主体名 | 法人番号 | 施設名 | 所在地 | 昼夜間 等の別 | 入学 定員 | 学級数 (延) | 総定員 |
|-----|----------|---------------|-------------------------------|--------------------|------------|----------|---------|------|
| 大阪府 | (学)城南学園 | 7120005004663 | 大阪城南女子短期大学 介護福祉士実務者 学校通信課程 | 大阪府大阪市東住吉区湯里6-4-26 | 通信 | 50 | 2 | 100 |
| | (学)千代田学園 | | 大阪千代田短期大学 介護福祉士実務者研修 | 大阪府河内長野市小山田町1685 | 通信 | 50 | 24 | 1200 |

あん摩マッサージ指圧師養成施設一覧(2施設 2課程)

令和2年3月31日 現在

| | 府県名 | 設置形態 | 設置者 | 法人番号 | 名 称 | 所在地 | 昼・夜の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
|-------|-----|------|---------------|--------------------|---------------|---------------|-------|------|------|------|
| ÷ *** | 府立 | 京都府 | 2000020260002 | 京都府立視力障害者福祉センター(視) | 京都市左京区下鴨森本町21 | 昼間 | 3年 | 10 | H 30 | |
| | 京都府 | 学校法人 | 京都仏眼教育学園 | 4130005013451 | 京都仏眼鍼灸理療専門学校 | 京都市東山区一橋宮ノ内町7 | 夜間 | 3年 | 25 | S 26 |

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設一覧(5施設 5課程)

| 府県名 | 設置形態 | 設置者 | 法人番号 | 名 称 | 所在地 | 昼・夜の別 | 修業年限 | 入学定員 | 開校年度 |
|-------------|------|----------|---------------|---------------------------------------|-----------------|-------|------|------|------|
| 京都府 | 府立 | 京都府 | 2000020260002 | 京都府立視力障害者福祉センター(視) | 京都市左京区下鴨森本町21 | 昼間 | 3年 | 15 | S 28 |
| 京都 桁 | 学校法人 | 京都仏眼教育学園 | 4130005013451 | 京都仏眼鍼灸理療専門学校 | 京都市東山区一橋宮ノ内町7 | 昼間 | 3年 | 20 | S 26 |
| 大阪府 | 学校法人 | 行岡保健衛生学園 | 3120005004766 | 大阪行岡医療専門学校長柄校 | 大阪市北区長柄西1-7-53 | 昼間 | 3年 | 50 | S 28 |
| | 学校法人 | 関西医療学園 | 1120105006458 | 関西医療学園専門学校 | 大阪市住吉区苅田6-18-13 | 昼間 | 3年 | 30 | S 35 |
| 兵庫県 | 国立 | 国(厚生労働省) | 6000012070001 | 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター | 神戸市西区曙町1070 | 昼間 | 3年 | 20 | S 27 |

| 府県名 | 臨床研修病院名 | 法人番号 | 所在地 |
|------|-----------------------------|---------------|---------------------|
| | 福井大学医学部附属病院 | 4210005005077 | 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3 |
| | 福井県立病院 | 4000020180009 | 福井市四ツ井2-8-1 |
| 福井県 | 社会福祉法人恩賜財団済生会福井県済生会病院 | 3010405001696 | 福井市和田中町船橋7-1 |
| (7) | 福井赤十字病院 | 6010405002452 | 福井市月見2-4-1 |
| | 市立敦賀病院 | 6000020182028 | 敦賀市三島町1-6-60 |
| | 杉田玄白記念公立小浜病院 | 5000020188018 | 小浜市大手町2-2 |
| | 福井総合病院 | 3210005000095 | 福井市新田塚1-42-1 |
| | 地方独立行政法人市立大津市民病院 | 9000020252018 | 大津市本宮2-9-9 |
| | 大津赤十字病院 | 6010405002452 | 大津市長等1-1-35 |
| | 滋賀医科大学医学部附属病院 | 9160005002166 | 大津市瀬田月輪町 |
| | 社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院 | 3010405001696 | 栗東市大橋2-4-1 |
| | 滋賀県立総合病院 | 7000020250007 | 守山市守山5-4-30 |
| | 長浜赤十字病院 | 6010405002452 | 長浜市宮前町14-7 |
| 滋賀県 | 市立長浜病院 | 9000020252034 | 長浜市大戌亥町313 |
| (14) | 公立甲賀病院 | 5000020258679 | 甲賀郡水口町鹿深3-39 |
| | 彦根市立病院 | 9000020252026 | 彦根市八坂町1882 |
| | 高島市民病院 | 2000020252123 | 高島市勝野1667 |
| | 近江八幡市立総合医療センター | 9000020252042 | 近江八幡市出町395 |
| | 社会医療法人誠光会 草津総合病院 | 8160005008404 | 草津市矢橋町1660 |
| | 独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター | 1013205001281 | 東近江市五智町255 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院 | 6040005003798 | 大津市富士見台16-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター | 1013205001281 | 舞鶴市字行永2410 |
| | 京都中部総合医療センター | 1000020268046 | 南丹市八木町八木上野25 |
| | 医療法人医仁会武田総合病院 | 4130005003774 | 京都市伏見区石田森南町28-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構京都医療センター | 1013205001281 | 京都市伏見区深草向畑町1-1 |
| | 京都市立病院 | 7130005012392 | 京都市中京区壬生東高田町1-2 |
| | 京都第一赤十字病院 | 6010405002452 | 京都市東山区本町15-749 |
| | 京都第二赤十字病院 | 6010405002452 | 京都市上京区春帯町355-5 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター | 6040005003798 | 京都市北区小山下総町27 |
| | 医療法人社団洛和会洛和会音羽病院 | 2130005004188 | 京都市山科区音羽珍事町2 |
| | 京都桂病院 | 2130005004469 | 京都市西京区山田平尾町17 |
| | 京都大学医学部附属病院 | 3130005005532 | 京都市左京区聖護院川原町54 |
| 京都府 | 京都府立医科大学附属病院 | 9130005006665 | 京都市上京区梶井町465 |
| (24) | 公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院 | 9130005012424 | 京都市中京区西ノ京春日町16-1 |
| | 医療法人徳洲会宇治徳洲会病院 | 1120005005403 | 宇治市小倉町春日森86 |
| | 国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院 | 2010005002559 | 舞鶴市字浜1035 |
| | 医療法人財団康生会武田病院 | 9130005003869 | 京都市下京区東塩小路町841-5 |
| | 社会医療法人岡本病院(財団)京都岡本記念病院 | 8130005003795 | 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口58番地 |
| | 社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院 | 3010405001696 | 長岡京市今里南平尾8-1 |
| | 医療法人社団洛和会洛和会丸太町病院 | 2130005004188 | 京都市中京区聚楽廻松下町9-7 |
| | 京都府立医科大学附属北部医療センター | 9130005006665 | 与謝郡与謝野町字男山481 |
| | 綾部市立病院 | 3000020262030 | 綾部市青野町大塚20-1 |
| | 市立福知山市民病院 | 4000020262013 | 福知山市厚中町231 |
| | 京都山城総合医療センター | 8000020268089 | 京都府木津川市木津駅前一丁目27番地 |
| | 特定医療法人健康会新京都南病院 | 2130005003834 | 京都市下京区七条御所ノ内北町94 |
| | 市立池田病院 | 6000020272043 | 池田市城南3-1-18 |
| | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会吹田病院 | 3010405001696 | 吹田市川園町1-2 |
| 大阪府 | 市立豊中病院 | 6000020272035 | 豊中市柴原町4-14-1 |
| (73) | 大阪大学医学部附属病院 | 4120905002554 | 吹田市山田丘2-15 |
| | 箕面市立病院 | 1000020272205 | 箕面市萱野5-7-1 |
| | 大国中华州队 | 1000020272200 | ᄎᄥᆘᄝᄧᄼᅟᅟᆝ |

| 府県名 | 臨床研修病院名 | 法人番号 | 所在地 |
|------|-------------------------------------|---------------|-------------------------|
| | 高槻赤十字病院 | 6010405002452 | 高槻市阿武野1-1-1 |
| | 社会医療法人愛仁会高槻病院 | 6120005004805 | 高槻市古曽部町1-3-13 |
| | 大阪医科大学附属病院 | 5120905001893 | 高槻市大学町2-7 |
| | 市立ひらかた病院 | 8000020272108 | 枚方市禁野本町2-14-1 |
| | 独立行政法人 地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター | 6040005003798 | 枚方市星丘4-8-1 |
| | パナソニック健康保険組合松下記念病院 | 6700150026413 | 守口市外島町5-55 |
| | 関西医科大学総合医療センター | 4120005013980 | 守口市文園町10-15 |
| | 関西医科大学附属病院 | 4120005013980 | 枚方市新町2-3-1 |
| | 医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院 | 1120005005403 | 八尾市久宝寺3-15-38 |
| | 社会医療法人若弘会 若草第一病院 | 3120005005748 | 東大阪市若草町1-6 |
| | 独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター | 1013205001281 | 河内長野市木戸東町2-1 |
| | 近畿大学病院 | 2122005000036 | 大阪狭山市大野東377-2 |
| | 独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院 | 7020005008492 | 堺市北区長曽根町1179-3 |
| | 堺市立総合医療センター | 7120105007723 | 堺市堺区南安井町1-1-1 |
| | 耳原総合病院 | 9120105000131 | 堺市堺区協和町4-465 |
| | 市立岸和田市民病院 | 6000020272027 | 岸和田市額原町1001 |
| | 地方独立行政法人りんくう総合医療センター | 6120105007625 | 泉佐野市りんくう往来北2-23 |
| | 和泉市立総合医療センター | 6000020272191 | 和泉市府中町4丁目10番10号 |
| | 医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院 | 1120005005403 | 岸和田市加守町4-27-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター | 1013205001281 | 大阪市中央区法円坂2-1-14 |
| | 地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター | 6120005010076 | 大阪市住吉区万代東3-1-56 |
| | 大阪市立総合医療センター | 9120005017465 | └ ├大阪市都島区都島本通2-13-22 |
| | 西日本旅客鉄道株式会社大阪鉄道病院 | 1120001059675 | 大阪市阿倍野区松崎町1-2-22 |
| | 医療法人警和会 第二大阪警察病院 | 5120005019969 | 大阪市天王寺区島ヶ辻2-6-40 |
| 大阪府 | 大阪赤十字病院 | 6010405002452 | 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 |
| (73) | 大阪府済生会中津病院 | 3010405001696 | 大阪市北区芝田2-10-39 |
| | 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院 | 6040005003798 | 大阪市福島区福島4-2-78 |
| | 国家公務員共済組合連合会大手前病院 | 2010005002559 | 大阪市中央区大手前1-5-34 |
| | 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院 | 5120005015159 | 大阪市西区立売堀6-3-8 |
| | 公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院 | 3120005014897 | 大阪市北区扇町2-4-20 |
| | 医療法人警和会 大阪警察病院 | 5120005019969 | 大阪市天王寺区北山町10-31 |
| | 一般財団法人 住友病院 | 8120005015271 | 大阪市北区中之島5-3-20 |
| | 関西電力病院 | 3120001059632 | 大阪市福島区福島2-1-7 |
| | 宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション 淀川キリスト教病院 | 2140005000236 | 大阪市東淀川区淡路2-9-26 |
| | 大阪市立大学医学部附属病院 | 5120005020803 | 大阪市阿倍野区旭町1-5-7 |
| | 社会医療法人愛仁会千船病院 | 6120005004805 | 大阪市西淀川区福町3-2-39 |
| | 地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター | 6120005010076 | 大阪市中央区大手前3-1-69 |
| | 大阪府済生会泉尾病院 | 3010405001696 | 大阪市大正区北村3-4-5 |
| | 医療法人河内友紘会河内総合病院 | 7122005000964 | 東大阪市横枕東28 |
| | 多根総合病院 | 5120005004987 | 大阪市西区境川1-2-31 |
| | 八尾市立病院 | 8000020272124 | 八尾市龍華町1-3-1 |
| | 医療法人生長会府中病院 | 7120105006799 | 和泉市肥子町1-10-17 |
| | 医療法人生長会ベルランド総合病院 | 7120105006799 | 堺市中区東山500-3 |
| | 医療法人仙養会北摂総合病院 | 3120905001846 | 高槻市北柳川町6-24 |
| | 社会財団法人阪南医療福祉センター阪南中央病院 | 9120105004355 | 松原市南新町3-3-28 |
| | 泉大津市立病院 | 5000020272060 | 泉大津市下条町16-1 |
| | 市立吹田市民病院 | 6120905005010 | 吹田市片山町2-13-20 |
| | 医療法人藤井会 石切生喜病院 | 9122005000252 | 東大阪市弥生町18-28 |
| | 医療法人橘会 東住吉森本病院 | 2120005005336 | 大阪市東住吉区中野3-8-12 |

| 府県名 | 臨床研修病院名 | 法人番号 | 所在地 |
|-------------|-----------------------------|---------------|-------------------|
| | 医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院 | 1120005005403 | 大東市深野3-1-1 |
| | 大阪府済生会富田林病院 | 7000020272141 | 富田林市向陽台1-3-36 |
| | 医療法人徳洲会 松原徳洲会病院 | 1120005005403 | 松原市天美東7-13-26 |
| | 市立貝塚病院 | 4000020272086 | 貝塚市堀3丁目10-20 |
| | 医療法人春秋会 城山病院 | 7120105005165 | 羽曳野市はびきの2-8-1 |
| | 公益財団法人 浅香山病院 | 9120105007713 | 堺市堺区今池町3-3-16 |
| | 社会医療法人ペガサス 馬場記念病院 | 6120105001173 | 堺市西区浜寺船尾町東4-244 |
| | 医療法人宝生会 PL病院 | 5120105004895 | 富田林市大字新堂2182 |
| | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会野江病院 | 3010405001696 | 大阪市城東区今福東2-2-33 |
| 大阪府 (73) | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院 | 3010405001696 | 吹田市津雲台1-1-D6 |
| (73) | 地方独立行政法人 市立東大阪医療センター | 8000020272272 | 東大阪市西岩田3-4-5 |
| | 社会医療法人清恵会 清恵会病院 | 6120105000101 | 堺市堺区向陵中町4-2-10 |
| | 大阪府済生会茨木病院 | 3010405001696 | 茨木市見付山2-1-45 |
| | 育和会記念病院 | 5120005004839 | 大阪市生野区巽北3-20-29 |
| | 西淀病院 | 4120005003833 | 大阪市西淀川区野里3-5-22 |
| | 国家公務員共済組合連合会枚方公済病院 | 2010005002559 | 大阪府枚方市藤阪東町1-2-1 |
| | 医療法人医誠会 医誠会病院 | 3120005004840 | 大阪市東淀川区菅原6-2-25 |
| | 社会医療法人弘道会 守口生野記念病院 | 3120005013998 | 大阪府守口市佐太中町6-17-33 |
| | 社会医療法人弘道会 なにわ生野記念病院 | 3120005013998 | 大阪市浪速区大国1-10-3 |
| | 独立行政法人国立病院機構神戸医療センター | 1013205001281 | 神戸市須磨区西落合3-1-1 |
| | 神戸市立医療センター中央市民病院 | 8140005004966 | 神戸市中央区港島中町4-6 |
| | 西神戸医療センター | 7140005001717 | 神戸市西区糀台5-7-1 |
| | 社団法人全国社会保険協会連合会社会保険神戸中央病院 | 6040005003798 | 神戸市北区惣山町2-1-1 |
| | 社会医療法人神鋼記念会神鋼記念病院 | 5140005001966 | 神戸市中央区脇浜町1-4-47 |
| | 神戸大学医学部附属病院 | 5140005004060 | 神戸市中央区楠町7-5-2 |
| | 神戸市立医療センター西市民病院 | 8140005004966 | 神戸市長田区1-2-4 |
| | 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院 | 7020005008492 | 尼崎市稲葉荘3-1-69 |
| | 兵庫県立尼崎総合医療センター | 8000020280003 | 尼崎市東大物町1-1-1 |
| | 公立学校共済組合近畿中央病院 | 8700150003179 | 伊丹市車塚3-1 |
| | 兵庫医科大学病院 | 8140005015815 | 西宮市武庫川町1-1 |
| | 地方独立行政法人加古川市民病院機構 加古川中央市民病院 | 2140005010136 | 加古川市加古川町本町439番地 |
| | 高砂市民病院 | 1000020282162 | 高砂市荒井町紙町33-1 |
| | 西脇市立西脇病院 | 1000020282138 | 西脇市下戸田652-1 |
| 兵庫県 (47) | 市立加西病院 | 4000020282201 | 加西市北条町横尾1-13 |
| (47) | 独立行政法人国立病院機構姫路医療センター | 1013205001281 | 姫路市本町68 |
| | 姫路赤十字病院 | 6010405002452 | 姫路市下手野1-12-1 |
| | 公立豊岡病院 | 2000020288241 | 豊岡市戸牧1094 |
| | 兵庫県立丹波医療センター | 8000020280003 | 丹波市氷上町石生2002番地7 |
| | 兵庫県立淡路医療センター | 8000020280003 | 洲本市塩屋1-1-137 |
| | 兵庫県立西宮病院 | 8000020280003 | 西宮市六湛寺町13-9 |
| | 姫路聖マリア病院 | 4140005013376 | 姫路市仁豊野650 |
| | 明石市立市民病院 | 8140005013067 | 明石市鷹匠町1-33 |
| | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 | 7020005008492 | 神戸市中央区籠池4-1-23 |
| | 医療法人伯鳳会 赤穂中央病院 | 7140005007540 | 赤穂市惣門町52-6 |
| | 医療法人明和病院 | 7140005016129 | 西宮市上鳴尾町4-31 |
| | 赤穂市民病院 | 2000020282120 | 赤穂市中広1090 |
| | 市立川西病院 | 9000020282171 | 川西市東畦野5-21-1 |
| | 社会医療法人社団製鉄記念広畑病院 | 5140005013350 | 姫路市広畑区夢前町3-1 |

| 府県名 | 臨床研修病院名 | 法人番号 | 所在地 |
|--------------|------------------------|---------------|------------------|
| | 公立八鹿病院 | 8000020288624 | 養父市八鹿町八鹿1878-1 |
| | 市立伊丹病院 | 8000020282073 | 伊丹市昆陽池1-100 |
| | 医療法人川崎病院 | 1140005001796 | 神戸市兵庫区東山町3-3-1 |
| | 公益財団法人甲南会甲南医療センター | 7140005020378 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原1-5-16 |
| | 市立芦屋病院 | 8000020282065 | 芦屋市朝日ヶ丘町39-1 |
| | 社団法人日本海員掖済会 神戸掖済会病院 | 9010005003567 | 神戸市垂水区学が丘1-21-1 |
| | 宝塚市立病院 | 1000020282146 | 宝塚市小浜4-5-1 |
| | 北播磨総合医療センター | 1000020289736 | 小野市市場町926-250 |
| 兵庫県 | 三田市民病院 | 8000020282197 | 三田市けやき台3-1-1 |
| (47) | 医療法人社団顕鐘会 神戸百年記念病院 | 3140005004475 | 神戸市兵庫区御崎町1-9-1 |
| | 神戸赤十字病院 | 6010405002452 | 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1 |
| | 西宮市立中央病院 | 8000020282049 | 西宮市林田町8-24 |
| | 社会福祉法人 恩賜財団 済生会兵庫県病院 | 3010405001696 | 神戸市北区藤原台中町5-1-1 |
| | 尼崎医療生協病院 | 6140005011535 | 尼崎市南武庫之荘11-12-1 |
| | 兵庫県立加古川医療センター | 8000020280003 | 加古川市神野町神野203 |
| | 社会医療法人愛仁会 明石医療センター | 9140005006433 | 明石市大久保町八木743-33 |
| | 公立宍粟総合病院 | 1000020282278 | 宍粟市山崎町鹿沢93 |
| | 特定医療法人三栄会 ツカザキ病院 | 7140005013332 | 兵庫県姫路市網干区和久68-1 |
| | 奈良県総合医療センター | 9150005008437 | 奈良市七条西町2丁目897-5 |
| | 公益財団法人 天理よろづ相談所病院 | 8150005007910 | 天理市三島町200 |
| | 奈良県西和医療センター | 9150005008437 | 生駒郡三郷町三室1-14-16 |
| | 奈良県立医科大学附属病院 | 4150005005570 | 橿原市四条町840 |
| 奈良県 | 済生会中和病院 | 3010405001696 | 桜井市阿部323 |
| (10) | 大和高田市立病院 | 3000020292028 | 大和高田市礒野北町1-1 |
| | 社会医療法人健生会 土庫病院 | 2150005006257 | 大和高田市日之出町12-3 |
| | 近畿大学奈良病院 | 2122005000036 | 生駒市乙田町1248-1 |
| | 南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター | 9000020298531 | 奈良県吉野郡大淀町大字福神8-1 |
| | 市立奈良病院 | 4000020292010 | 奈良市東紀寺町1-50-1 |
| | 日本赤十字社和歌山医療センター | 6010405002452 | 和歌山市小松原通4-20 |
| | 和歌山県立医科大学附属病院 | 3170005001874 | 和歌山市紀三井寺811-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター | 1013205001281 | 田辺市たきない町27-1 |
| in ale lu le | 紀南病院 | 6000020308391 | 田辺市新庄町46-70 |
| 和歌山県 (9) | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 | 7020005008492 | 和歌山市木ノ本93-1 |
| (3) | 新宮市立医療センター | 4000020302074 | 新宮市蜂伏18-7 |
| | ひだか病院 | 5000020308285 | 御坊市薗116-2 |
| | 和歌山生協病院 | 6000020302031 | 和歌山市有本143-1 |
| | 橋本市民病院 | 5170005001261 | 橋本市小峰台2-8-1 |
| 合 計 | | 184病院 | |

歯科医師 臨床研修施設一覧

| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | |
|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------|------|--|
| 府県名 | 臨床研修施設名 | 法人番号 | 所在地 | 区: | | |
| 71777.11 | | | | 単独型 | 管理型 | |
| 福井県 | 福井大学医学部附属病院 | 4210005005077 | 吉田郡永平寺町松岡下合月23-3 | 0 | | |
| (3) | 医療法人筍会たけの子歯科 | 7210005006576 | 敦賀市木崎20号15-1 | 0 | | |
| (0) | 福井総合クリニック | 3210005000095 | 福井市新田塚1-42-1 | | 0 | |
| | 滋賀医科大学医学部附属病院 | 9160005002166 | 大津市瀬田月輪町 | 0 | | |
| | 公立甲賀病院 | 5000020258679 | 甲賀市水口町松尾1256 | 0 | | |
| 滋賀県 | 地方独立行政法人市立大津市民病院 | 9000020252018 | 大津市本宮二丁目9-9 | 0 | | |
| (6) | 滋賀県立総合病院 | 7000020250007 | 守山市守山五丁目4番30号 | 0 | | |
| | 彦根市立病院 | 9000020252026 | 彦根市八坂町1882 | 0 | | |
| | 医療法人緑和会草津グリーン歯科 | 3160005008714 | 栗東市小柿5-10-11 | 0 | | |
| | 京都大学医学部附属病院 | 3130005005532 | 京都市左京区聖護院川原町54 | 0 | 0 | |
| | 京都府立医科大学附属病院 | 9130005006665 | 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465 | 0 | | |
| | 京丹後市立久美浜病院 | 4000020262129 | 京丹後市久美浜町161 | 0 | | |
| | 京都第一赤十字病院 | 6010405002452 | 京都市東山区本町15丁目749番地 | Ö | | |
| 京都府 | 医療法人徳洲会宇治徳洲会病院 | 1120005005403 | 宇治市槇島町石橋145番 | Ö | | |
| (9) | 宇治武田病院 | _ | 宇治市宇治里尻36-26 | Ö | | |
| | 京都第二赤十字病院 | 6010405002452 | 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5 | Ö | | |
| | 医療法人医仁会武田総合病院 | 4130005003774 | 京都市伏見区石田森南町28番地の1 | 0 | | |
| | 医療法人社団洛和会洛和会音羽病院 | 2130005004188 | 京都市山科区音羽珍事町2 | 0 | | |
| | 大阪大学歯学部附属病院 | 4120905002554 | 吹田市山田丘1番8号 | 0 | 0 | |
| | | | | | | |
| | 大阪歯科大学附属病院 大阪医科大学附属病院 | 5120905001893 5120905001893 | 大阪市中央区大手前1丁目5番17号 高槻市大学町2-7 | 0 | 0 | |
| | | | | | | |
| | 近畿大学医学部附属病院 | 2122005000036 | 大阪狭山市大野東377-2 | 0 | | |
| | 大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター | 6120005010076 | 大阪市住吉区万代東3-1-56 | 0 | | |
| | 医療法人協仁会小松病院 | 4120005012644 | 寝屋川市川勝町11-6 | 0 | | |
| | 大阪府済生会中津病院 | 3010405001696 | 大阪市北区芝田2-10-39 | 0 | | |
| | 市立池田病院 | 6000020272043 | 池田市城南3丁目1番18号 | 0 | | |
| | 地方独立行政法人市立東大阪医療センター | 8000020272272 | 東大阪市西岩田3-4-5 | 0 | | |
| 大阪府 | 独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院 | 7020005008492 | 堺市北区長曽根町1179-3 | 0 | | |
| (20) | 市立豊中病院 | 6000020272035 | 豊中市柴原町4丁目14番1号 | 0 | | |
| | 医療法人白亜会小室歯科阿倍野診療所 | 9120005005478 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43あべのハルカス近鉄本店8階 | 0 | 0 | |
| | 医療法人博悠会名取病院歯科口腔外科 | 9120005005506 | 大阪市西淀川区大野2-1-32 | | 0 | |
| | 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター | 1013205001281 | 大阪市中央区法円坂2-1-14 | 0 | | |
| | 医療法人徳洲会松原徳洲会病院 | 1120005005403 | 松原市天美東7丁目13番26号 | 0 | | |
| | コープおおさか病院 | 8120005004423 | 大阪市鶴見区鶴見3-6-22 | | 0 | |
| | 医療法人誠仁会りょうき歯科クリニック | 5122005000215 | 東大阪市森河内西1丁目16-3 | 0 | 0 | |
| | 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター | 9120005017465 | 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号 | 0 | | |
| | 大阪市立大学医学部附属病院 | 5120005020803 | 大阪市阿倍野区旭町1-5-7 | 0 | | |
| | 大阪赤十字病院 | 6010405002452 | 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号 | Ö | | |
| | 神戸大学医学部附属病院 | 5140005004060 | 神戸市中央区楠町7-5-2 | Ö | | |
| | 兵庫医科大学病院 | 8140005015815 | 西宮市武庫川町1番1号 | 0 | | |
| | サ方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院 | 8140005004966 | 神戸市中央区港島南町2丁目1-1 | 0 | | |
| | 公立学校共済組合近畿中央病院 | 8700150003179 | 伊丹市車塚3-1 | 0 | | |
| | | 6010405002452 | 姫路市下手野1丁目12番1号 | 0 | | |
| | 兵庫県立淡路病院 | 8000020280003 | 洲本市下加茂1-6-6 | 0 | | |
| | 公立豊岡病院組合立豊岡病院 | 2000020280003 | 豊岡市戸牧1094 | 0 | | |
| 丘库旧 | | | | | | |
| 兵庫県 (16) | 医療法人社団カノミ矯正・小児歯科クリニック | 6140005013325 | 姫路市南駅前町30 加大川吉加大川町大町430番地 | 0 | | |
| (10) | 地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院 | 2140005010136 | 加古川市加古川町本町439番地 | 0 | | |
| | 宝塚市立病院 | 1000020282146 | 宝塚市小浜4丁目5番1号 | 0 | | |
| | 市立伊丹病院 | 8000020282073 | 伊丹市昆陽池1丁目100番地 | 0 | | |
| | 神戸市立医療センター西市民病院 | 8000020282073 | 神戸市長田区一番町2-4 | 0 | | |
| | 一般財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院 | 7140005020378 | 神戸市東灘区向洋町中2丁目11 | 0 | | |
| | アップル歯科クリニック | 1380005002754 | 明石市大久保町高丘3-3-1 | 0 | 0 | |
| | 兵庫県立尼崎総合医療センター | 8000020280003 | 尼崎市東難波町2丁目17番77号 | 0 | | |
| | ときわ病院 | 2140005005945 | 三木市志染町広野5丁目271 | 0 | | |
| 奈良県 (1) | 奈良県立医科大学附属病院 | 4150005005570 | 橿原市四条町840番地 | 0 | | |
| ヹヮゔ ゟ. ↓ . □ | 和歌山県立医科大学附属病院 | 3170005001874 | 和歌山市紀三井寺811-1 | 0 | | |
| 和歌山県 | 日本赤十字社和歌山医療センター | 6010405002452 | 和歌山市小松原通四丁目20番地 | 0 | | |
| (3) | 紀南病院 | 6000020308391 | 田辺市新庄町46番地の70 | Ö | | |
| 合 計 | | 58施設 | | (55件) | (9件) | |
| | | | | | | |

総合衛生管理製造過程承認施設一覧

令和2年3月31日現在

• 乳

| 府県市名 | 施 設 名 [法人番号] | 品目 | 承認年月日 |
|-------|---|------------|-------------|
| 滋賀県 | 株 式 会 社 高 木 牧 場 [6160001010910] | 牛乳 | 1999年11月24日 |
| | 四 国 乳 業 株 式 会 社 京 都 工 場 [7500001007086] | 牛乳 | 1998年 1月19日 |
| 京都府 | 雪 印 メグミル ク株 式 会 社 京 都 工 場 [8430001041570] | 牛乳 | 2011年 4月22日 |
| | 雪 印 メ グ ミ ル ク 株 式 会 社 京 都 エ 場 池 上 製 造 所 [8430001041570] | 生 乳 | 2011年 4月22日 |
| 大 阪 府 | 日本酪農協同株式会社 近畿工場 [8120001040678] | 牛 乳 | 1998年12月25日 |
| | 11 | 加工乳 | 1998年12月25日 |
| | ビ タ ミ ン 乳 業 株 式 会 社 「1120001046756] | 4 乳 | 1998年 1月19日 |
| 大 阪 市 | | カー・エー・乳 | 1998年 1月19日 |
| | 株 式 会 社 い か る が 牛 乳 [8120001030258] | 牛 乳 | 1999年 3月25日 |
| 堺市 | 泉 南 乳 業 株 式 会 社 堺 エ 場 [7120101038210] | 牛乳 | 1999年10月 1日 |
| 兵 庫 県 | 淡路島牛乳株式会社牛乳工場 [6140001100449] | 牛乳 | 2016年 8月10日 |
| 神戸市 | 雪 印 メグミル ク株 式 会 社 神 戸 工 場 [8430001041570] | 牛乳 | 2011年 4月22日 |
| 尼崎市 | 有 限 会 社 昭 和 乳 業 [8140002043950] | 牛乳 | 2007年10月30日 |
| 計 | 11施設 | 13品目 | |

•乳製品

| 府県市名 | 施 設 名 [法人番号] | 品目 | 承認年月日 |
|--|--|---------------------------------|----------------------------|
| 京都府 | 株 式 会 社 明 治 京 都 工 場 [4010601028138] | 乳飲料 | 1998年1月19日 |
| 자 네 M | 日 本 ル ナ 株 式 会 社 京 都 工 場 [3130001039823] | 発 酵 乳 乳 酸 菌 飲 料 | 2004年 5月13日 2004年 5月13日 |
| | 丸 善 製 菓 株 式 会 社 [9122001015956] | アイスクリーム | 1999年 3月25日 |
| 大 阪 府 | 日 本 酪 農 協 同 株 式 会 社 近 畿 工 場 [8120001040678] | 乳飲料 | 1998年12月25日 |
| | 株式会社明治 関西アイスクリーム工場 [4010601028138] | アイスクリーム | 2015年 5月14日 |
| 高槻市 | 蜂 屋 乳 業 株 式 会 社 高 槻 工 場 [5120001052668] | アイスクリーム | 1999年 3月25日 |
| | UCC上島珈琲株式会社 兵庫飲料工場 [1140001032589] | 乳飲料 | 2011年 7月 1日 |
| 兵 庫 県 | 日 清 ヨ ー ク 株 式 会 社 関 西 エ 場 [2010001053507] | 発 酵 乳 乳 酸 菌 飲 料 | 2013年 3月 1日 2013年 3月 1日 |
| | 株 式 会 社 ヤクルト本 社 兵 庫 三 木 工 場 [7010401029746] | 発 酵 乳 乳 酸 菌 飲 料 | 2013年12月10日 2013年12月10日 |
| 奈良県 | 林 一 二 株 式 会 社 奈 良 工 場 [5120001013364] | アイスクリーム | 2003年 2月 4日 |
| 示 | 林 一 二 株 式 会 社 奈 良 第 二 工 場 [5120001013364] | アイスクリーム | 2008年 2月 5日 |
| 計 | 11施設 | 14品目 | |

総合衛生管理製造過程承認施設一覧

令和2年3月31日現在

▪清涼飲料水

| 府県市名 | 施 設 名 [法人番号] | 品目 | 承認年月日 |
|--------------|---|-----------------|-------------|
| 滋賀県・ | 株式会社ホーマーコーポレーション 滋賀工場 [5160001010218] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2005年 3月25日 |
| 瓜 貝 示 | キリンビバレッジ株式会社 滋賀工場 [6010001014934] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2015年 5月27日 |
| 大 阪 府 | 株 式 会 社 ヤ ク シ 吹 田 エ 場 [6120101038491] | ミネラルウォーター 類 | 2017年 1月12日 |
| 大阪市 | 株 式 会 社 い か る が 牛 乳 [8120001030258] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2009年 4月14日 |
| | 株 式 会 社 ナック クリクラ住 之 江 プラント [9011101015480] | ミネラルウォーター 類 | 2009年 5月19日 |
| | サントリープロダクツ株式会社 高砂工場 [4010401081171] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2009年 7月13日 |
| | | 無 殺 菌・無 除 菌 | 2009年 7月13日 |
| 兵庫県 | | 密 栓・密 封 後 殺 菌 | 2009年 7月13日 |
| | UCC上島珈琲株式会社 兵庫飲料工場 [1140001032589] | 密 栓・密 封 後 殺 菌 | 2011年7月1日 |
| | アサヒ飲料株式会社明石工場 | 無殺菌・無除菌 | 2003年12月24日 |
| 明石市 | [7010601019092] | 密 栓・密 封 後 殺 菌 | 2003年12月24日 |
| | [/010001010002] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2003年12月24日 |
| | 株 式 会 社 ジーエスフード 和 歌 山 工 場 [3122001003207] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2003年 8月12日 |
| | 和咖山周典类协同组合体合合 海南金贝工县 | 無 殺 菌・無 除 菌 | 2003年 9月25日 |
| | │ 和歌山県農業協同組合連合会 海南食品工場 │ | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2005年11月 1日 |
| 和歌山県 | [1170000000044] | 密 栓 · 密 封 後 殺 菌 | 2018年 8月30日 |
| | 和歌山県農業協同組合連合会 桃山食品工場 [1170005000044] | 殺 菌 後 密 栓・密 封 | 2006年 5月18日 |
| | ハルナプロデュース株式会社和歌山プラント [4070001011416] | 殺 菌 後 密 栓·密 封 | 2018年10月 3日 |
| 計 | 12施設 | 18品目 | |

総合衛生管理製造過程承認施設一覧

令和2年3月31日現在

•食肉製品

| 府県市名 | 施 設 名 [法人番号] | 品目 | 承認年月日 |
|-------|--|-----------|-------------|
| 高槻市 | 丸 大 食 品 株 式 会 社 高 槻 工 場 [3120901012046] | 加熱後包装食肉製品 | 1998年11月20日 |
| | [3120901012040] | 包装後加熱食肉製品 | 1998年11月20日 |
| 兵 庫 県 | 日本ハムファクトリー株式会社 兵庫工場 [4080001013964] | 加熱後包装食肉製品 | 2012年11月12日 |
| | 伊藤ハム株式会社六甲工場 | 加熱後包装食肉製品 | 1998年11月20日 |
| 神戸市 | 伊藤ハム株式会社 六甲工場 [6140001018996] | 包装後加熱食肉製品 | 1998年11月20日 |
| | [0140001010330] | 特定加熱食肉製品 | 1998年11月20日 |
| 西宮市 | 伊藤ハム株式会社西宮工場 | 加熱後包装食肉製品 | 1998年11月20日 |
| | [6140001018996] | 包装後加熱食肉製品 | 1998年11月20日 |
| 計 | 4施設 | 8品目 | |

・ 魚肉練り製品

| 府県市名 | 施 設 名 [法人番号] | 品 目 | 承認年月日 |
|-------|--|------------|-------------|
| 姫 路 市 | 日 本 水 産 株 式 会 社 姫 路 総 合 工 場 [1010001016860] | その他の魚肉練り製品 | 2015年 5月20日 |
| 計 | 1施設 | 1品目 | |

食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(主たる事務所もしくは事業所が近畿管内に設置されているものに限る)

| | ंग | 和2年3月31日現在 |
|---|---|----------------------------------|
| 登 録 検 査 機 関 [法人番号] 及 び 所 在 地 | 検査施設の名称及び所在地 | 区 分 |
| (株)北陸環境科学研究所 [7210001004600] 福井市光陽四丁目4番27号 | (株)北陸環境科学研究所 福井市光陽四丁目4番27号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (株)日吉 [4160001010945] 近江八幡市北之庄町908番地 | (株)日吉 近江八幡市北之庄町908番地 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一社)京都微生物研究所 [9130005002581] 京都市山科区川田御出町3番地の4 | (一社)京都微生物研究所 総合科学分析センター 京都市山科区上花山久保町16番地の2 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (公社)大阪食品衛生協会 [6120005003253] 大阪市中央区伏見町二丁目4番6号 | (公社)大阪食品衛生協会 食品検査センター 大阪市大正区三軒家東二丁目11番13号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (株)東邦微生物病研究所 [1120001045758] 大阪市浪速区下寺三丁目11番14号 | (株)東邦微生物病研究所 大阪市浪速区下寺三丁目11番14号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一社)日本油料検定協会 [5140005001454] 神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地 | (一社)日本油料検定協会 綜合分析センター 神戸市東灘区御影塚町一丁目2番地 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (公財)兵庫県予防医学協会 [8140005001781] 神戸市灘区岩屋北町一丁目8番1号 | (公財)兵庫県予防医学協会 神戸市東灘区御影本町六丁目5番2号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (株) 日本食品エコロジー研究所 [4140001020946] 神戸市中央区小野浜町1番9号 | (株)日本食品エコロジー研究所 食品分析センター 神戸市中央区小野浜町1番9号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (株)テクノサイエンス [9160001015378] 滋賀県守山市水保町2477番地 | (株)テクノサイエンス 滋賀県守山市水保町2477番地 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| 環境衛生薬品(株) [3120001042398] 大阪市中央区本町1丁目8番12号 | 環境衛生薬品(株) 関西学研ラボラトリー 京都府相楽郡精華町光台三丁目6番1号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (株)総合水研究所 [1120101003962] 堺市堺区神南辺町1丁4番地6 | (株)総合水研究所 食品分析センター 堺市西区浜寺石津町中2丁6番34号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)ボーケン品質評価機構 [9120005014495] 大阪市港区築港一丁目6番24号 | (一財)ボーケン品質評価機構 大阪認証・分析センター 大阪市港区築港一丁目6番24号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| アクア環境(株) [9140001053116] 兵庫県尼崎市開明町1丁目61 | アクア環境(株) 兵庫県尼崎市開明町1丁目61 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |

食品衛生法に基づく登録検査機関一覧

(主たる事務所もしくは事業所が近畿管内に設置されているものに限る)

| ा प | | |
|--|--|--|
| 登録検査機関[法人番号] 及び所在地 | 検査施設の名称及び所在地 | 区 分 |
| (一社)全日検※ [9010405008521] 東京都港区海岸三丁目1番8号 | (一社)全日検 全日検理化学分析センター 神戸市中央区波止場町3番4号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)日本食品分析センター※ [3011005000295] 東京都渋谷区元代々木町52番1号 | (一財)日本食品分析センター 大阪支所 吹田市豊津町3番1号 | 法第25条第1項 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| | (一財)日本食品分析センター 彩都研究所 茨木市彩都あさぎ七丁目4番41号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)化学研究評価機構※ [3010005018686] 東京都千代田区岩本町二丁目11番9号 | (一財)化学研究評価機構高分子試験・評価センター 大阪事業所 東大阪市高井田中一丁目5番3号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)新日本検定協会※ [7010405010561] 東京都港区高輪三丁目25番23号 | (一財)新日本検定協会 SK阪神分析センター 大阪市住之江区南港中六丁目2番57号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)日本食品検査※ [7010405001908] 東京都大田区平和島4丁目1番23号 | (一財)日本食品検査 関西事業所 神戸市中央区港島南町3丁目2番6号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)食品環境検査協会※ [6010005002803] 東京都江東区新木場2丁目10番3号 | (一財)食品環境検査協会 神戸事業所 神戸市中央区港島3丁目2番1号 | 法第25条第1項 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)日本文化用品安全試験所※ [6010605002384] 東京都墨田区東駒形4丁目22番4号 | (一財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所 東大阪市水走3丁目6番14号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| 日本エコテック(株)※ [1010001061832] 東京都中央区京橋3丁目12番2号 | 日本エコテック(株)大阪分析センター 大阪府河内長野市小山田町345番地 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| いであ(株)※ [7010901005494] 東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号 | いであ(株)食品分析センター 大阪市住之江区南港北1丁目24番22号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| (一財)日本穀物検定協会※ [3010005018629] 東京都中央区日本橋兜町15番6号 | (一財)日本穀物検定協会 神戸分析センター 神戸市中央区磯辺通一丁目1番37号 | 法第26条第1項 法第26条第2項 法第26条第3項 |
| 管内検査機関23機関 | 24施設 | |

[※]印は、本部が関東信越厚生局管内で、検査を行う検査施設が近畿厚生局管内にあるもの

対EU輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和2年3月31日現在

| 施 設 名 [法人番号] | 所 在 地 | 輸 出 品 目 |
|---|-----------------------|------------------------------------|
| 株式会社セントラル・コールド・ストレージ 第5冷凍倉庫 [7120001026496] | 大阪市此花区桜島3丁目4-76 | カニ風味かまぼこ |
| ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第1工場 [9140001062447] | 姫路市夢前町置本327-16 | 蒲鉾 |
| ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第2工場 [9140001062447] | 姫路市夢前町置本327-16 | 蒲鉾 |
| ヤマサ蒲鉾株式会社 夢前第3工場 [9140001062447] | 姫路市夢前町置本327-16 | 蒲鉾 |
| 串本食品株式会社 [6170001011759] | 和歌山県東牟婁郡串本町串本 1557 | 養殖本鮪冷凍ロイン、養殖本鮪冷凍柵 冷凍鰹タタキ、冷凍鮪タタキ |
| 5施設 | | |

対米輸出水産食品に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和2年3月31日現在

| 施 設 名 [法人番号] | 所 在 地 | 輸 出 品 目 |
|------------------------------|--------------------------|----------|
| ヤマサ蒲鉾株式会社 [9140001062447] | 姫路市夢前町置本327-16 | 魚肉ねり製品 |
| 株式会社川喜 [1120101001628] | 堺市堺区老松町1丁1番地 | 定塩紅鮭フィレー |
| 2施設 | | |

対韓国輸出水産食品に係る登録施設(近畿厚生局管内)

| 施 設 名 [法人番号] | 所 在 地 | 輸 出 品 目 |
|----------------------------------|-----------------|---|
| 東洋冷蔵株式会社大阪支店 [3010601030301] | 大阪府泉佐野市住吉町27-14 | 冷凍クロマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホ ホ肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍 ミナミマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ 肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍メ バチマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ 肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍キ ハダマグロ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ 肉、ビン肉、心臓、胃袋、卵巣)、冷凍メ カジキ(カマ、頭肉、ノド肉、ホホ肉、ビン 肉、心臓、胃袋、卵巣) |
| キョクヨー秋津冷蔵株式会社 [9120001028813] | 大阪市港区港晴5丁目2番60号 | 冷凍ブリ(カマ、頭)、冷凍助子、冷凍ホ キ卵、冷凍鮭(カマ、頭) |
| 2施設 | | |

対インド輸出水産食品に係る登録施設(近畿厚生局登録分)

| 施 設 名 [法人番号] | 所 在 地 | 登 録 番 号 |
|----------------------------------|--|-----------|
| ビタテック株式会社 [5120901025351] | 大阪府豊中市原田中1丁目16-32 | IN2746001 |
| NAX JAPAN株式会社 [7010401035769] | 大阪府大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場 北1-10 | IN2729001 |
| 2施設 | | |

対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和2年3月31日現在

| 施 設 名 [法人番号] | 所 在 地 | 輸出品目 |
|--|------------------|--------|
| (公財)滋賀食肉公社 滋賀食肉センター [8160005006762] | 近江八幡市長光寺町1089番地4 | 牛肉 |
| 和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649] | 兵庫県姫路市東郷町1451番地5 | 牛肉 |
| 伊藤ハム株式会社 六甲工場 [6140001018996] | 神戸市東灘区向洋町西5-7 | 食肉製品 |
| 京都市と畜場/ 京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145] | 京都市南区吉祥院石原東之口2番地 | 牛肉、牛内蔵 |
| 4施設 | | |

対EU輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和2年3月31日現在

| 施 設 名 [法人番号] | 所 | 在 | 地 | | 輸 | 出 | 品 | 目 |
|---|-------|--------------|---------|----|---|---|---|---|
| 和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649] | 兵庫県姫路 | 齐 東郷町 | 1451番地5 | 牛肉 | | | | |
| 1施設 | | | | | | | | |

対米輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

令和2年3月31日現在

| - | | | | | | | いんけん | 0701H | シいエ |
|--|--------|------|---------|----|---|---|------|-------|-----|
| 施 設 名 [法人番号] | 所 | 在 | 地 | | 輸 | 出 | 品 | 目 | |
| 和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649] | 兵庫県姫路 | 市東郷町 | 1451番地5 | 牛肉 | | | | | |
| 京都市と畜場/ 京都食肉市場株式会社 [2000020261009]/[2130001012145] | 京都市南区吉 | 祥院石原 | 東之口2番地 | 牛肉 | | | | | |
| 2施設 | | | | | | | | | |

対台湾輸出食肉処理場等に係る認定施設(近畿厚生局管内)

| 施 設 名 [法人番号] | 所 | 在 | 地 | | 輸 | 出 | 品 | 目 |
|--|--------|--------------------|----------------|----|---|---|---|---|
| 神戸市立食肉センター/ 株式会社ケイ・ピー・シー [9000020281000]/[2130001012145] | 神戸市長田区 | 区苅藻通7 ⁻ | 万目1番20号 | 牛肉 | | | | |
| 和牛マスター株式会社 食肉センター [5140001095649] | 兵庫県姫路 | 市東郷町 | 1451番地5 | 牛肉 | | | | |
| (公財)滋賀食肉公社 滋賀食肉センター [8160005006762] | 近江八幡市 | 長光寺町 | 1089番地4 | 牛肉 | | | | |
| 1施設 | | | | | | | | |

管内の健康保険組合の状況

| | | 平成29年度末 | 平成30年度末 | | 令和元: | 年度中の増 | 減状況 | | 今和二年 薛士 |
|-------------|----|---------|---------|-----|------|-------|-----|-----|----------------|
| | | 平成29年度末 | 平成30年度末 | 設立増 | 解散減 | 合併減 | 移管増 | 移管減 | 令和元年度末 |
| | 単一 | 7 | 7 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| .— <u>.</u> | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福井県 | 総合 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 計 | 9 | 9 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| | 単一 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 举加目 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 滋賀県 | 総合 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 計 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 単一 | 22 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 |
| | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 総合 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | 計 | 26 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 |
| | 単一 | 122 | 123 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 122 |
| | 連合 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 大阪府 | 総合 | 37 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 |
| | 計 | 164 | 165 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 164 |
| | 単一 | 42 | 43 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 42 |
| r + | 連合 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 兵庫県 | 総合 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 計 | 52 | 53 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 52 |
| | 単一 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| - | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 総合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 単一 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 7-3/ L IB | 連合 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 和歌山県 | 総合 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 計 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 単一 | 204 | 206 | 3 | 1 | 5 | 0 | 0 | 203 |
| A =1 | 連合 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 合 計 | 総合 | 56 | 56 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 56 |
| | 計 | 267 | 269 | 3 | 1 | 5 | 0 | 0 | 266 |

(注) ・単一・・単独の事業所とその関連事業所で組織する組合

・連合・・2以上の事業所が共同又は連合して組織する組合

・総合・・同業種の団体等で組織する組合

管内の厚生年金基金の状況

(単位:基金)

| 福井県 | 単独 連合 総合 | 基金数 0 | 基金数 | 移管増 | 解散 | 合併 | 14 44 H | | # 4 # |
|----------------|----------------|-------|-----|-----|--------------|----|---------|--------|-------|
| 福井県 | 連合 総合 | | _ | | 州年 月X | 百加 | 移管減 | 企業年金移行 | 基金数 |
| 福井県 | 総合 | _ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1曲 八 示 | 総合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 滋賀県 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本具示 | 総合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 水银州 | 総合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人 队 的 | 総合 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 兵庫県 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大學示 | 総合 計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 示及乐 | 総合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| I | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ゴロ 可ね . 1 . 1日 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山県 — | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | <u>総合</u> 計 | 0 | Ō | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| A =1 | 連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 総合 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 2 | 0 | ŏ | 0 | Ŏ | 0 | Ő | 0 |

管内の解散認可の状況

(単位:基金)

| | | | (羊世. 叁亚) | | | | | |
|------|--------|--------|----------|--|--|--|--|--|
| 府県名 | 解散 | | | | | | | |
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | | | | | |
| 福井県 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 滋賀県 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 京都府 | 3 | 0 | 0 | | | | | |
| 大阪府 | 8 | 1 | 0 | | | | | |
| 兵庫県 | 0 | 1 | 0 | | | | | |
| 奈良県 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 和歌山県 | 1 | 0 | 0 | | | | | |
| 合計 | 12 | 2 | 0 | | | | | |

管内の将来返上・過去返上の状況

(単位:基金)

| | | | | | (早世. 李亚) | | | |
|------|--------|--------|-------|--------|----------|-------|--|--|
| 府県名 | | 将来返上 | | 過去返上 | | | | |
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | | |
| 福井県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 滋賀県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 京都府 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | | |
| 大阪府 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | | |
| 兵庫県 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 奈良県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 和歌山県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | | |
| 合計 | 3 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | | |

管内の確定拠出年金の状況

(単位:件)

| | 府県名 ^{平成29年度末} 件数 | 平成30年度末 | | | 人和二左连士 | | | |
|------|------------------------------|---------|------------|-----|---------------|-----|------------------------|--------------|
| | | 件数 | 新規承認 件数 | 移管増 | 終了、失効 による減 | 移管減 | 管内での 所在地変更 による増減 | 令和元年度末 件数 |
| 福井県 | 42 | 44 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 |
| 滋賀県 | 35 | 38 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 京都府 | 82 | 89 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 95 |
| 大阪府 | 576 | 618 | 27 | 0 | Δ1 | △ 4 | 0 | 640 |
| 兵庫県 | 179 | 191 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 207 |
| 奈良県 | 20 | 20 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 |
| 和歌山県 | 12 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 合 計 | 946 | 1,012 | 55 | 0 | Δ1 | △ 4 | | 1,062 |

管内の確定給付企業年金の状況

(単位:件)

| 中原名 平成29年度末 | | 亚世 0 0 左京士 | | 令和元年度中の増減状況 | | | | | | |
|-------------|-------|---------------|------------|-------------|--------------------------|-----|------------------------|--------------|--|--|
| 府県名 | 府県名 | 平成30年度末 件数 | 新規承認 件数 | 移管増 | 解散、終了、 合併、統合等 による減 | 移管減 | 管内での 所在地変更 による増減 | 令和元年度末 件数 | | |
| 福井県 | 94 | 92 | 0 | 0 | △ 4 | 0 | 0 | 88 | | |
| 滋賀県 | 111 | 107 | 0 | 0 | △ 7 | 0 | 0 | 100 | | |
| 京都府 | 234 | 225 | 1 | 0 | △ 10 | 0 | 2 | 218 | | |
| 大阪府 | 1,568 | 1,537 | 5 | 0 | △ 52 | △ 7 | △ 3 | 1,480 | | |
| 兵庫県 | 486 | 471 | 2 | 2 | △ 21 | 0 | 1 | 455 | | |
| 奈良県 | 53 | 51 | 1 | 0 | Δ 3 | 0 | 0 | 49 | | |
| 和歌山県 | 73 | 73 | 0 | 0 | △ 4 | 0 | 0 | 69 | | |
| 合 計 | 2,619 | 2,556 | 9 | 2 | △ 101 | △ 7 | | 2,459 | | |